

増補調整中

参考資料2

質保証システム見直しに係る基礎資料集

令和4年2月16日時点版

1. 質保証システム見直しに係る経緯・背景

(1) 質保証システム部会に係るこれまでの経緯

- 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会は、平成30年に策定された「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」の要請に基づき、質保証システムについて専門的に審議を行う目的で設置された。
- 第10期において「質保証システム全体を通じた考え方／質が保証されている大学」について議論を行い、具体的な質保証システムの見直しに係る議論に入るための足場固めの議論を行った上で、第11期の議論が行われている。
- 第8回部会において、グランドデザイン答申と第10期における議論を踏まえ「学修者本位の教育の実現」と「社会に開かれた質保証」の実現が見直しに係る大きな方針であること、各制度を見直していくに当たっての視座として①客観性の確保、②透明性の向上、③先導性・先進性の確保（柔軟性）、④厳格性の担保を確認。

第11期中央教育審議会大学分科会質保証システム部会[※]について

【検討の背景】

- 18歳人口の減少、産業構造の変化など、我が国の社会・経済環境が大きく変化していく中で、大学教育に対する期待は高まっており、**大学が特色を發揮し、その変化に対応して大学教育を向上していくことが必要**である。
- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）では、高等教育の**学修者本位の教育への転換の必要性**が指摘されるとともに、その**教育の質保証の在り方を見直す必要**があるとされている。また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大学教育は抜本的な変化が求められ、**新たな在り方に向けた大きな転換期**を迎えている。
- 本部会では、大学の将来像を見据え、平成15年度以降、国の事前規制から大学セクターによる事後チェックへと大きく転換した**現行の質保証の仕組みの検証**を行うとともに、**時代に即した質保証の在り方や大学設置基準の抜本的な見直し**などについて審議を行う。

検討の 視点

- Society5.0やニューノーマルなど将来を見据えた大学像
- グローバルな社会における我が国の大学の国際通用性
- 大学に対する社会の信頼を確保するための最低限の質保証
- 実効的かつ効率的な質保証の仕組みの在り方

論点

- ✓ 質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について
- ✓ 大学設置基準・設置認可審査の在り方について
- ✓ 認証評価制度の見直しと大学における内部質保証について
- ✓ 情報公開の在り方について
- ✓ 大学等の質保証に資する定員管理の在り方について
- ✓ 質保証を支える人材の育成について
- ✓ オンライン教育や授業内容・授業方法の進展に伴う質保証の在り方について
- ✓ その他、質保証システムの見直しに資する重要な論点について

質保証システム部会委員一覧

（令和3年6月15日時点）

◎ 吉岡 知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事
○ 日比谷潤子	学校法人聖心女子学院常務理事
永田 恭介	筑波大学長
浅田 尚紀	奈良県立大学長
飯吉 透	京都大学高等教育研究開発推進センター長・教授
大森 昭生	共愛学園前橋国際大学長
川嶋太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・特任教授
小林 浩	リクルート進学総研所長・カレッジマネジメント編集長
杉谷祐美子	青山学院大学教育人間科学部教授
瀧澤美奈子	科学ジャーナリスト
谷本 和子	関西外国語大学短期大学部学長
土屋恵一郎	千葉工業大学特任教授、明治大学元学長
曄道 佳明	上智大学長
長谷川知子	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
濱中 淳子	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
林 隆之	政策研究大学院大学教授
古沢由紀子	読売新聞東京本社編集委員
前田 早苗	千葉大学国際教養学部教授
宮内 孝久	神田外語大学長
吉見 俊哉	東京大学大学院情報学環教授
米澤 彰純	東北大学国際戦略室副室長・教授

◎：部会長、○：副部会長

（これまでの状況）

・関係団体等からのヒアリングを実施するとともに、質保証システムの全体像の中で、質を保証するための基準や観点、仕組み等について審議。

（今後の予定）

・質保証システムの見直しのコンセプトに基づき、質保証システムの各要素についての具体的な改善方策を検討。

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）（抄） （平成30年11月26日 中央教育審議会）

2040年に向けた高等教育の課題と方向性を踏まえ、前述したとおり「多様な価値観が集まるキャンパス」を実現するためには、現在の設置基準を時代に即したのものとして、例えば、定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術の進歩、大学教育の進展を踏まえ、学生／教員比率の設定や、編入学や転入学などの学生の流動性への対応、教育課程を踏まえた教員組織の在り方、情報通信技術を活用した授業を行う際の施設設備の在り方など、抜本的に見直す必要がある。

なお、この見直しについては、新たに設置される大学のみならず、既存の大学も含んだ全ての大学を対象として、我が国の大学教育全体の質保証を担保する観点から行うものであり、今後、専門的な審議を経た上で行うべきである。

これらの方向性を踏まえつつ、設置基準の解釈の明確化、設置計画履行状況等調査や認証評価の結果を踏まえた厳格な対応などについて質保証のための必要な見直しを行い、速やかな対応を行うことが必要である。

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申） （平成30年11月26日 中央教育審議会）

教育が本来目指すものは、人間の社会生活の持続的な質的向上と、個々人の人間としての幸福追求のための資質と能力の向上であることを大前提とした上で、今後、Society5.0 やグローバル化が進むことを踏まえれば、個々人の生産性の向上が必要不可欠であり、できるだけ多くの学生が進学すること、また、一旦社会に出た後にも学びを継続するために、質が高く、社会のニーズと学修者の個々のニーズに共に応えられる魅力的な高等教育を提供していくことは重要である。

大学分科会質保証システム部会における今後の議論における論点

質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について

- 国が制度として保証すべき「質」の範囲は。
- 現行の質保証システム全体を見渡した上で、高等教育の質保証として、着目しなければならない観点は。
- 学修成果による質保証を実現するためにどのような方策が考えられるか。
- 社会との対話を通じて大学の自主性・自律性に基づく自己改善を促すための質保証システムの在り方をどう考えるか。
- 実効的かつ効率的な質保証システムを構築するための、事前チェックと事後チェックのバランスや考えられる仕組みはどのようなものか。

大学設置基準・設置認可審査の在り方について

- 時代に即した設置基準とするために見直すべき観点は。例えば、施設・校地校舎の在り方や、科目当たり単位数や履修科目数など教育課程の在り方、専任教員の在り方等についてどのように考えるか。その際、設置審査や認証評価、自己評価・内部質保証、情報公表等の質保証システム全体との整合性をどのように考えるか。
- 質保証システム全体を見渡した上で、設置認可審査の役割と見るべき観点はどのようなものか。

認証評価制度の見直しと大学における内部質保証について

- 「有効に機能している内部質保証」についてどう考えるか。またそれを認証評価において確認するためには、どのような工夫が必要か。
- 内部質保証において学修成果を保証するために考えられる仕組みは。また認証評価においてどのように確認することが可能か。
- 評価結果の内容に応じた受審の弾力化・効率化を含むインセンティブについてどのように考えるか。
- 認証評価において「不適合」となった場合の事後措置について、どのようなことが考えられるか。

- 一般社会からも分かりやすい認証評価とするためにどのような工夫が考えられるか。
- 認証評価機関の質保証をどのように考えるか。

情報公開の在り方について

- 大学ポートレートの現状や役割についてどのように考えるか。
- 公表すべき情報の項目や、一覧化についてどのように考えるか。

大学等の質保証に資する定員管理の在り方について

- 設置基準や同基準に基づく設置認可審査、認証評価における定員管理のほか、国立大学運営費交付金や私立大学等経常費補助金、設置認可に係る定員管理に関し、今日的な役割・目的についてどのように考えるか。
- 定員管理について、入学定員から収容定員へ、学部単位から大学単位へ、単年度単位から複数年度単位へ見直すことについてどのように考えるか。その際、学部等専門分野別の教員数確保や学生の学修環境確保の観点についてどのように考えるか。

質保証を支える人材の育成について

- 大学の質保証を担う職員の育成や位置づけについてどのようなことが考えられるか。

オンライン教育や授業内容・授業方法の進展に伴う質保証の在り方について

- オンライン教育や授業内容・授業方法の進展に伴って見直すべき設置基準上や認証評価上の観点は。

その他、質保証システムの見直しに資する重要な論点

- 学位の分野の名称についてどのように考えるか。

第10期・第11期 大学分科会質保証システム部会の審議経過

第10期大学分科会質保証システム部会

第1回 令和2年7月3日

- 部会長の選任等について
- 第10期大学分科会質保証システム部会の運営について
- 我が国の高等教育の質保証システムの在り方について

第2回 令和2年7月31日

- 我が国の高等教育の質保証システムの在り方について

第3回 令和2年8月31日

- 我が国の高等教育の質保証システムの在り方について

【関係団体からのヒアリング】

- ・一般社団法人国立大学協会
山崎 光悦副会長（金沢大学 学長）
- ・一般社団法人公立大学協会
清水 一彦副会長・第2委員会委員長
（山梨県立大学 理事長・学長）
- ・一般社団法人日本私立大学連盟
田中 優子常務理事（法政大学 総長）
- ・日本私立大学協会
佐藤 東洋士会長（桜美林大学 理事長・総長）
- ・独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
長谷川 壽一理事

第4回 令和2年9月28日

- 我が国の高等教育の質保証システムの在り方について

【関係団体からのヒアリング】

- ・全国公立短期大学協会 村井 美代子副会長
（三重短期大学 学長）
- ・日本私立短期大学協会 川並 弘純常任理事
（聖徳大学短期大学部 理事長・学園長・学長）

第5回 令和2年11月25日

（テーマ）質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について

- 質保証の国際通用性について有識者ヒアリング
米澤 彰純 東北大学国際戦略室副室長・教授
林 隆之 委員（政策研究大学院大学教授）

第6回 令和2年12月23日

（テーマ）質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について

- 学修成果の保証や質保証を担う人材について有識者ヒアリング
森 利枝 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構教授
浅野 茂 山形大学学術研究院教授
大森 昭生 委員（共愛学園前橋国際大学学長）
- 通信制大学の質保証について有識者ヒアリング
高橋 陽一 公益財団法人私立大学通信教育協会理事長
岩永 雅也 放送大学学園副学長

第7回 令和3年1月25日

（テーマ）質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について

- 学生調査を活用した質保証、情報公表について有識者ヒアリング
小林 雅之 桜美林大学総合研究機構教授
- 大学における質保証の取組について有識者ヒアリング
近田 政博 神戸大学大学教育推進機構教授
山中 明生 公立千歳科学技術大学理工学部長・教授
土屋 恵一郎 委員（千葉工業大学特任教授、元明治大学学長）

第11期大学分科会質保証システム部会

第8回 令和3年6月15日

- 部会長の選任等について
- 質保証システムの見直しについて

第9回 令和3年7月7日

- 質保証システムの見直しについて

【有識者からのヒアリング】

- 島田 敬士 九州大学大学院システム情報科学研究院 教授
山田 剛史 関西大学教育推進部 教授

第10回 令和3年8月4日

- 質保証システムの見直しについて

第11回 令和3年9月17日

- 質保証システムの見直しについて

第12回 令和4年1月7日

- 質保証システムの見直しについて

質保証システム部会における今後の議論の進め方について（案）
（平成2年9月28日 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会
吉岡部会長提出資料）

（（略）今後の質保証システム部会の議論の方向性）

以上を踏まえ、質保証システム部会における議論では、このような現行の質保証システムの全体像を俯瞰しつつ、「グランドデザイン答申」やその後のコロナ禍を経て表出した大学像を踏まえ、質保証システムのそれぞれの要素の役割や相互の関係を改めて精査し、時代に即した在り方を検討していくことが求められる。

その際、学修者本位の観点から質保証システムとして最低限保証すべき「質」についての共通理解を深めるとともに、質保証システムは単に大学を評価するものではなく、大学の自主性・自律性に基づく自己改善を促進するためのものであり、大学は、そうした一連の営みを通して社会から理解と支持を得られること、また、必要な情報を社会に公表し社会との対話を進めることで教育研究等の更なる充実が可能となることを意識しつつ、いわば「社会に開かれた質保証」の実現を図る観点から、議論を深めていきたい。

グランドデザイン答申(平成30年11月)
教育の質保証システムの確立

質保証システム部会における今後の議論の進め方について
(令和2年9月28日 質保証システム部会長 吉岡 知哉)

- 学修者本位の観点から質保証システムとして最低限保証すべき「質」についての共通理解を深める
- 「社会に開かれた質保証」の実現を図る観点から、議論を深めていきたい

大方針

- ①学修者本位の大学教育を実現する観点から、質保証システム全体を見直し。
- ②質保証を通じて、自己改善に努めつつ、社会に対して必要な説明責任を果たし、それによって社会からも必要な支援を受けることで大学の教育研究機能を充実していく「社会に開かれた質保証」を実現。

見直しのための視座と 方向性

①客観性の確保

「学修者本位の大学教育」と「社会に開かれた質保証」を実現するためには、学修者にとっても社会にとっても、質保証の仕組みやそれぞれの大学教育の状況が、分かりやすくかつ予見可能性のあることが必要。また質保証システムの中で各大学の創意工夫に基づく取組が実行可能であるためには、その仕組み自体が客観的なものであることが必要である。すなわち、学生や保護者、社会一般の関係する誰もが理解可能な、客観性のある質保証システムであることが求められる。

例) 設置基準を今の時代に合ったより客観性あるわかりやすい基準とし、その基準に基づき、設置認可審査について内規や運用に基づく審査からの転換を図る。

②透明性の向上

学修者等が適切な情報を得ることができ、また、社会に対して大学が教育研究の状況について説明責任を果たしていくためには、客観的な情報が適切に公開され、学修者や社会が当該情報にアクセス可能になっていることが必要。また大学の取組の公正性を担保するためにも、各種の必要な情報が公表されているなど、透明性の向上が求められる。

例) 不適合や指摘事項の根拠の明示等により、設置審査の透明性を向上。情報公表の徹底・一覧化によって透明性を向上。

③先導性・先進性の確保(柔軟性)

社会との往還により大学教育を充実させ、より学修者本位の大学教育を実現していくためには、大学は社会変革を促すための知と人材の集積拠点として、先進的・先導的な取組を常に行い続けることが期待されている。これらの取組の実行可能性を保証し推進するために、質保証システムは、常に変化し続ける社会に対応するための柔軟性を確保する必要がある。

例) 時代の変遷に対応した教育研究組織を容易に編成しやすくするよう、設置基準の見直しや設置審査における審査体制を柔軟化。

④厳格性の担保

社会の変化に対応していくためには、柔軟性を発揮して先進的な取組を講じることと併せ、学修者の学びを保証するとともに質保証システムの実効性を確保するという観点から、厳格性が担保されていることも求められる。

例) 情報公表・評価結果に基づく対応の厳格化。

(2) 現行の質保証システムに係る経緯・背景

- 平成15年までの我が国の大学の質保障システムは、設置基準とその設置基準設置認可審査による事前規制型。これは我が国の高等教育の整備に際して、質の保障の観点から一定程度の共通性を担保する上で重要な役割を果たしてきた。
- 国による規制を可能な限り緩和し事前規制型から事後チェック型へと移行する政府全体の規制改革の流れも踏まえつつ、平成15年より認可事項の縮減や届出制の導入をはじめとする設置認可の弾力化を実施。
- 現在の我が国の質保証制度は、事前規制と事後確認の併用型であることにより、一定水準以上の大学であることを保証する事前規制型の長所と、大学の多様性に配慮しつつ、恒常的に大学の質を保証する事後チェック型の長所を併せ持つように設計されている。

我が国の公的な質保証システムの主な沿革①

事前規制型の質保証システム（～平成15年）

- 我が国の公的な質保証システムは、従来、設置基準と、その設置基準等に基づいて行われる設置認可審査による事前規制型であった。これは、大学の自主性・自律性を尊重し、設置認可後の大学に自律的な質保証機能が備わっていることに着目したものであり、我が国の高等教育の整備に際し、質の保証の観点から一定程度の共通性を担保する上で重要な役割を果たしてきた。

【大学教育の改善について（答申）（平成3年2月8日 大学審議会）】

- 大学教育の改善は、基本的には、それぞれの大学の自主的な努力によって実現されるものであり、大学が自己革新のエネルギーをいかに発揮し、自己をいかに活性化し得るかが重要な課題。
- このためには、各大学が自由で多様な発展を遂げ得るよう大学設置基準を大綱化するとともに、自らの責任において教育研究の不断の改善を図ることを促すための自己点検・評価のシステムを導入する必要。

【大学設置基準の大綱化】

- 大学教育改善への努力を促進するためには、我が国の大学教育の枠組みを規定している大学設置基準を可能な限り大綱化し、個々の大学がそれぞれの理念・目的に基づき、自由かつ多様な形態で教育を実施し得るようになる必要がある。
- 大学として共通に備える必要がある基本的な枠組み以外の事項については、法的規制は行わず、各大学が学則等において自主的に定め得るようになることが望ましい。
- 大学設置基準の大綱化に対応した審査の在り方について具体的に検討することが期待される。

【大学の自己点検・評価の努力義務化】 （見直し） → 自己点検・評価の公表を義務化（平成11年～）

- 大学が、教育研究活動の活性化を図り、質の向上に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくためには、不断の自己点検を行い、改善への努力を行っていくことが必要。
- 大学の評価については、各大学自身による自己点検・評価が基本。

【21世紀の大学像と今後の改革方策について（答申）（平成10年10月26日 大学審議会）】

- 大学入学希望者などの直接の利用者や一般の国民が必要とする大学情報を分かりやすく提供することは、公共的な機関としての大学の社会的な責務である。このため、大学が、その教育研究目標・計画（例えば、将来計画など）、大学への入学や学習機会に関する情報、学生の知識・能力の修得水準に関する情報（成績評価方針・基準等）、卒業生の進路状況に関する情報、大学での研究課題に関する情報を広く国民に対して提供するものとすることとし、それを制度上位置付けることが必要。

⇒大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年～）

○ 規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日 閣議決定）

I 共通的事項

1 本計画の目的及び規制改革推進の基本方針

（4）改革方針

③ 競争政策の積極的展開等関連改革との連携等

このほか、次のとおり、規制改革と関連する各分野の改革との連携を図る。

- （ii）事前規制型行政から事後チェック型行政に転換していくことに伴う新たなルールの創設及びこれに係る法体系の抜本的見直し

○ 規制改革の推進に関する第1次答申（平成13年12月11日 総合規制改革会議）

4. 教育

【問題意識】

社会・経済・文化におけるグローバル化が拡大し、国際的な競争がますます進展していく中で、教育分野においても、義務教育から高等教育までを通じて質の高い教育を提供し、社会のニーズにこたえることのできる優れた人材を育成することが不可欠である。また、大学や大学院においては先端的・独創的な研究を更に進め、新しい産業やイノベーションを開花させていくことが、我が国の発展維持のために喫緊の要事である。

大学においては教育機関や教員が互いに質の高い教育を提供するよう競い合うことが、また、初等中等教育においては多様化を進め、需要者による選択と参画を確保することが、我が国の教育全体の質的向上に特に強く結び付くと考えられ、そのような環境の下で学生や生徒に対し学習に対する積極的な動機付けを行っていくことが必要であると考えられる。

【改革の方向】

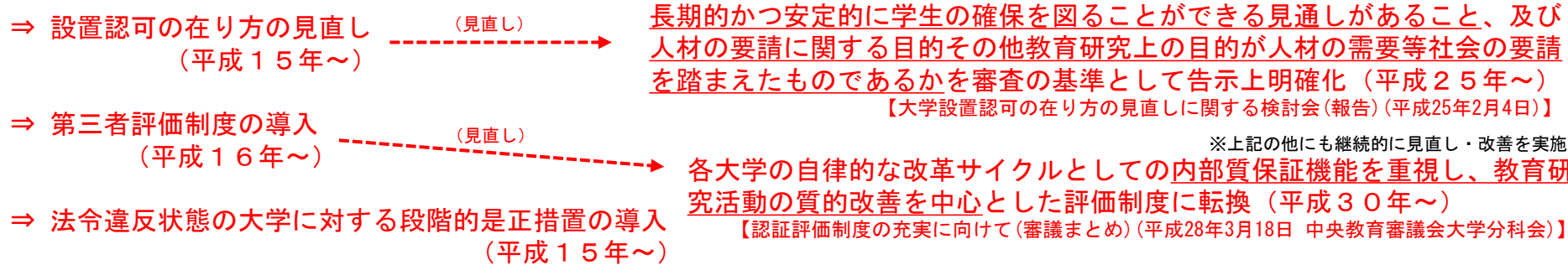
上記のような観点から大学や学部の設置に係る事前規制を緩和するとともに事後的チェック体制を整備するなど、一層競争的な環境を整備することを通じて、教育研究活動を活性化し、その質の向上を図っていくことが必要である。

我が国の公的な質保証システムの主な沿革②

事前規制と事後チェックの併用型による質保証システム（平成15年～）

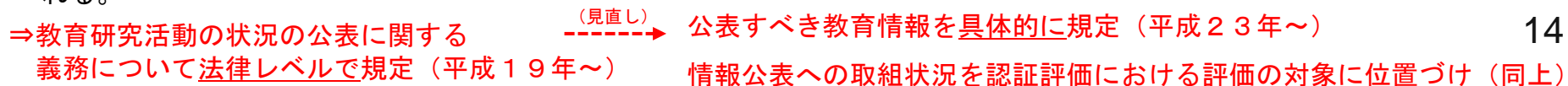
【大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）（平成14年8月5日 中央教育審議会）】

- 大学の設置認可制度は、その教育研究の質を保証する上で一定の役割を果たしている一方、組織改編には国の設置審査が必要となることから、大学が学問の進展や社会の変化・ニーズに応じて自らより積極的に改革できるよう、設置認可制度を弾力化すべきとの意見。
- 我が国の行政システム全体の動きとして、国による規制を可能な限り緩和し事前規制型から事後チェック型へと移行する方向。
- 国の事前規制である設置認可制度を見直し、学問の自由、大学の自主性・自律性の尊重等を踏まえて国の関与は謙抑的としつつ、設置後も含めて官民のシステム全体で大学の質を保証していく必要。



【我が国の高等教育の将来像（答申）（平成17年1月28日 中央教育審議会）】

- 教育内容・方法、財務・経営状況等に関する情報や設置審査等の過程、認証評価や自己点検・評価の結果等により明らかとなった課題や情報を当該機関が積極的に学習者に提供するなど、社会に対する説明責任を果たし、当該機関自身による質の保証に努めていくことが求められる。
- 具体的には、例えば、ホームページ等を活用して、自らが選択する機能や果たすべき社会的使命、社会に対する「約束」とも言える設置認可申請書や学部・学科等の設置届出書、学則、自己点検・評価の結果等の基本的な情報を開示することが求められる。



平成15年の質保証に関する制度改革（平成13年～16年）

規制改革の動き

○総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月）

高等教育における自由な競争環境の整備

- ・大学・学部の設置規制の準則化（審査基準をあらかじめ法令上明確化）と届出制の導入
- ・大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し
- ・第三者による継続的な評価制度の導入

中央教育審議会の答申（大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（平成14年8月））

「国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究活動の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。」

○設置認可の在り方の見直し

- ・設置認可の対象の見直し（届出制の導入）
- ・抑制方針の撤廃
（医師、歯科医師等の養成分野は除く）
- ・審査基準の見直し
（審査基準をあらかじめ法令上明確化）

○第三者評価制度の導入

- ・国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価
- ・評価結果を公表

○法令違反状態の大学に対する是正措置

- ・段階的な是正措置の導入
（閉鎖命令の前に改善勧告や変更命令等の是正措置を導入）

①設置認可の見直し

（平成15年度審査（平成16年度開設）より適用）

- 届出制度の導入（学校教育法の改正）
- 抑制方針の撤廃（審議会内規の廃止）
- 設置審査の準則化（省令（大学設置基準等）及び告示の改正・制定）

②認証評価制度の導入

（平成16年度より適用）
（学校教育法の改正）

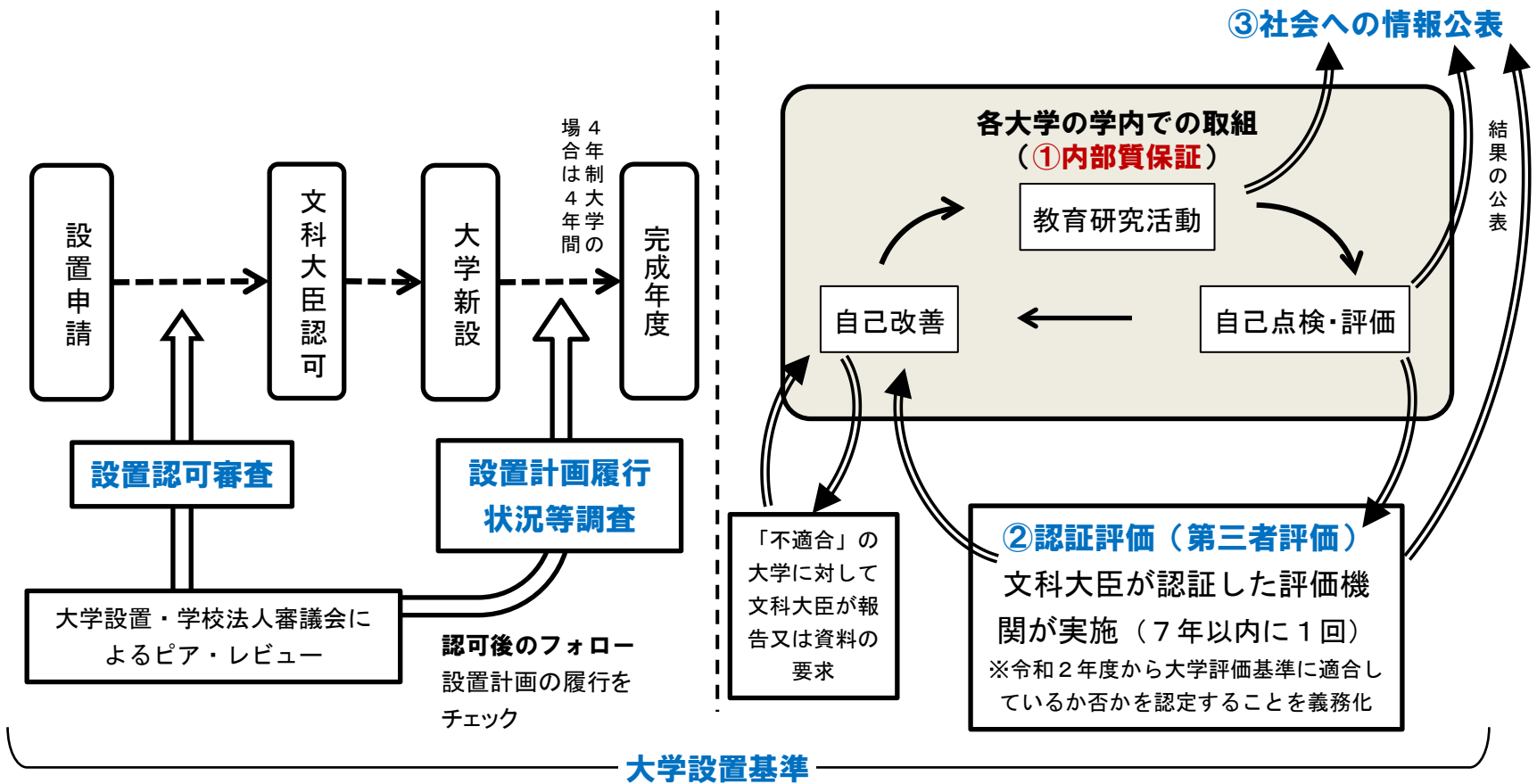
③法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入

（平成15年度より適用）
（学校教育法の改正）

我が国の大学の質保証のイメージ図

【設置認可審査等による入口における質保証】
(大学の設置申請から完成年度までの質保証)

【認証評価や情報公表等による恒常的な質保証】



教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

2. 大学の質保証に係る現状

(1) 現行制度による質保証の状況① (設置認可)

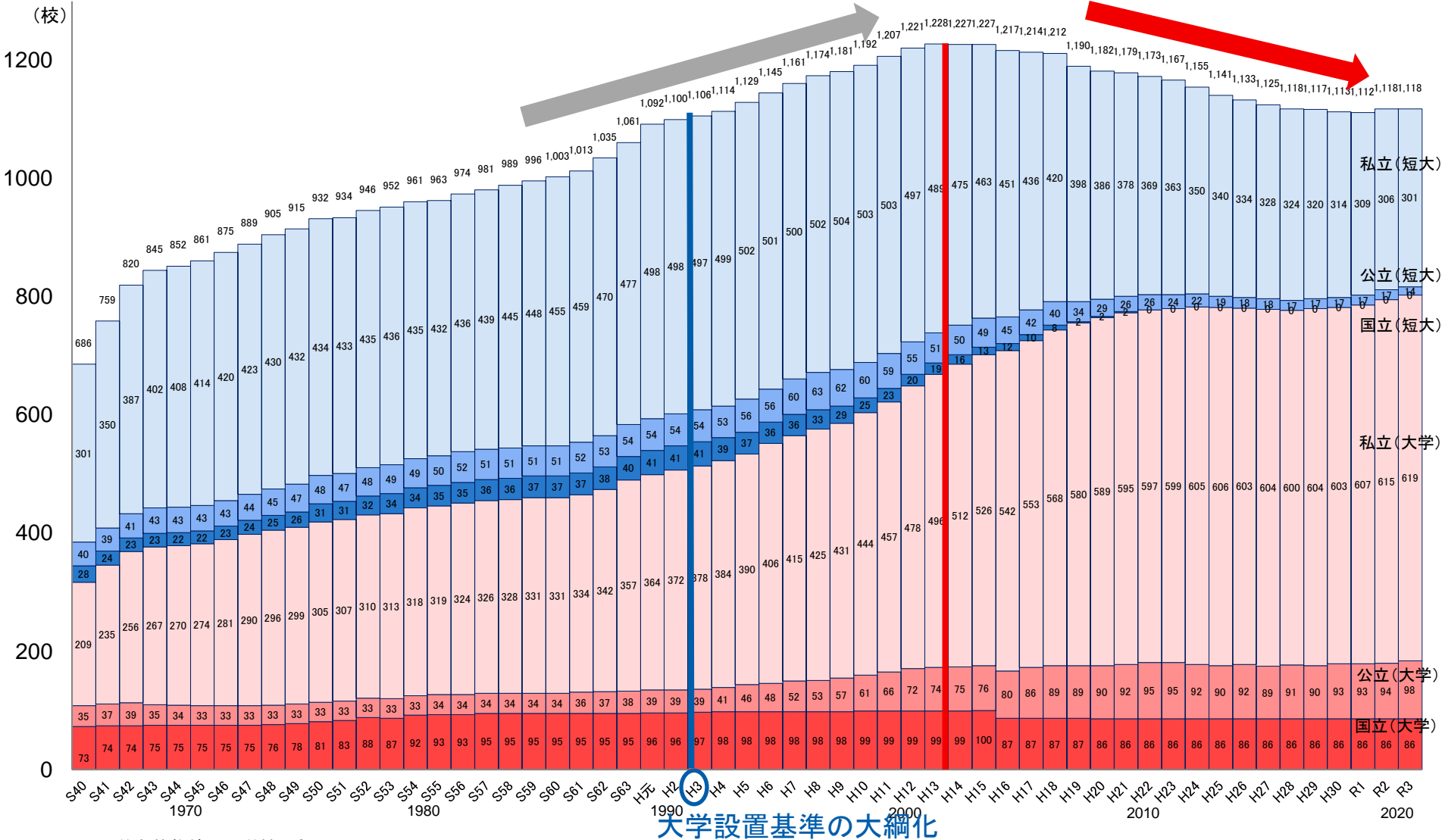
平成15年の大学設置認可の弾力化以降、

- 大学・短期大学の数は減少 (平成15年度 1,217校→令和2年度 1,118校)
- その大きな要因は短期大学の減少。 (平成15年度 525校→令和2年度 323校)
- 4年制大学について、国立は減少 (平成15年度 100校→令和2年度 86校)、私立 (平成15年度 526校→令和2年度 615校)、公立 (平成15年度 76校→令和2年度 94校) は増加しており、全体として増加。
- 設置届出制の導入後、設置総件数は増加 (平成15年277件→平成16年473件) したが、平成19年度以降は減少傾向 (平成19年353件→令和3年143件)。

大学・短期大学数の推移

【近年の主な傾向】

四大化や廃止により短期大学数は減少。平成14年以降は全体的に四大・短大の合計数も減少傾向。国立大学数は平成16年以降減少。



※学生募集停止の学校も含む。
 ※通信教育課程のみ置く学校は含まない。

大学等の設置認可・届出件数の推移について

- 平成16、18年度に申請件数が増加し、その後は減少傾向にあったが、専門職大学の開設初年度である平成31年度から増加に転じている。
- 設置届出制の導入後、設置総件数は増加したが、平成19年度以降は減少傾向にある。

・設置届出制を導入
・準則主義の開始
(平成16年度開設分)

法科大学院の認可が集中
公立：2 私立：46

薬学関係学科の届出が集中
公立：6 私立：62

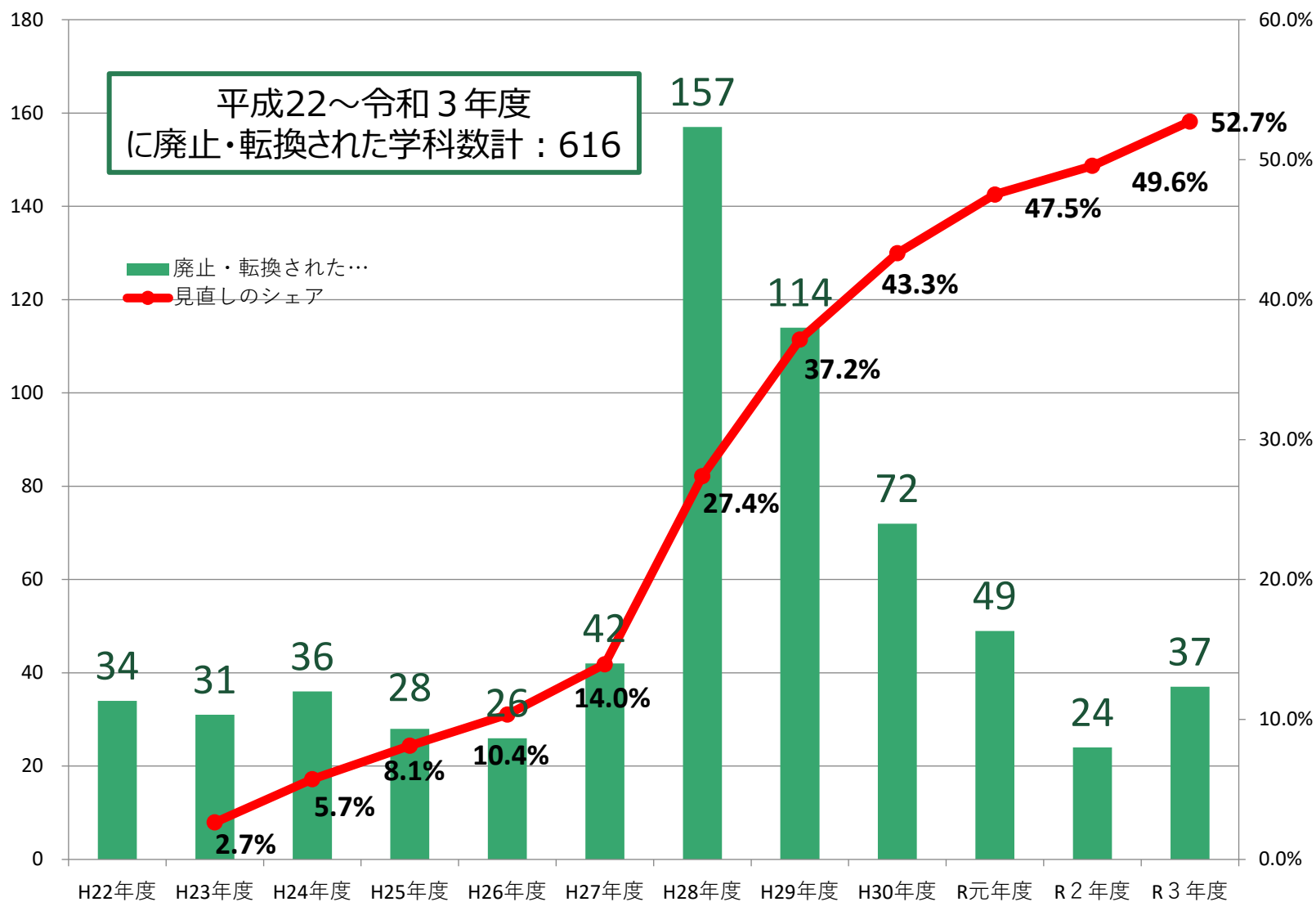
専門職大学制度の導入

開設年度		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
大学等	申請	22	30	20	20	15	25	18	24	17	14	17	8	10	9	5	6	5	1	9	8	20	24	15
	認可	22	29	20	20	15	25	18	20	15	13	15	5	8	9	3	5	3	0	8	7	7	11	10
学部・大学院等	申請	204	323	320	277	266	197	110	110	96	85	66	65	54	59	59	63	62	55	59	61	49	48	56
	認可	201	321	318	271	262	171	109	106	95	74	63	61	44	44	43	58	60	50	53	61	42	38	44
届出							277	265	356	243	258	235	223	155	183	139	122	106	117	128	150	78	113	89
設置総件数		223	350	338	291	277	473	392	482	353	345	313	289	207	236	185	185	169	167	189	218	127	162	143

※制度等の導入は、当該開設年度の審査から適用したことを示す

教育研究等の活動の活発化（組織再編）

■ 国立大学の組織の見直し



※平成22年度における国立大学の全学科数：1,168

公立大学の新設大学一覧 (H14~R4)

H14		H15		H16		H17		H18		H19	
大学		大学		大学		大学		大学		大学	
1	新潟県立看護大学	1	神奈川県立保健福祉大学	1	国際教養大学	1	大阪府立大学	1	名寄市立大学	1	日本医療科学大学
2	群馬社会福祉大学	2	尚絅学院大学	2	兵庫県立大学	2	県立広島大学	2	札幌市立大学	2	東京未来大学
3	東京女学館大学	3	福島学院大学	3	香川県立保健医療大学	3	首都大学東京	3	札幌大谷大学	3	四日市看護医療大学
4	東京富士大学	4	浦和大学	4	愛媛県立医療技術大学	4	群馬県立県民健康科学大学	4	了徳寺大学	4	京都医療科学大学
5	田園調布学園大学	5	清泉女学院大学	5	星槎大学	5	石川県立大学	5	横浜薬科大学	5	森ノ宮医療大学
6	山梨英和大学	6	健康科学大学	6	創造学園大学	6	山梨県立大学	6	岐阜医療科学大学	6	神戸夙川学院大学
7	諏訪東京理科大学	7	聖泉大学	7	日本薬科大学	7	秋田看護福祉大学	7	大阪河崎リハビリテーション大学	7	兵庫医療大学
8	松本大学	8	長浜バイオ大学	8	武蔵野学院大学	8	群馬パース大学	8	大阪総合保育大学	8	近大姫路大学
9	静岡英和学院大学	9	びわこ成蹊スポーツ大学	9	千葉科学大学	9	白梅学園大学	9	順心会看護医療大学	9	環太平洋大学
10	星城大学	10	大阪成蹊大学	10	聖母大学	10	東京医療保健大学	10	聖マリア学院大学	10	山口学芸大学
11	名古屋学芸大学	11	関西鍼灸大学	11	LEC東京リーガルマインド大学	11	東京聖栄大学	短期大学		11	サイバー大学
12	羽衣国際大学	12	千里金蘭大学	12	八洲学園大学	12	大阪青山大学	1	東京福祉大学短期大学部	短期大学	
13	岡山学院大学	13	東大阪大学	13	静岡福祉大学	13	四條畷学園大学	2	福井医療短期大学	1	島根県立大学短期大学部
14	中国学園大学	14	畿央大学	14	浜松学院大学	14	神戸ファッション造形大学	大学院大学		2	岐阜保健短期大学
15	宇部フロンティア大学	15	熊本保健科学大学	15	愛知新城大谷大学	短期大学		1	産業技術大学院大学	大学院大学	
16	第一福祉大学	短期大学		16	日本赤十字豊田看護大学	1	日本歯科大学東京短期大学	2	映画専門大学院大学	1	日本伝統医療科学大学院大学
17	長崎ウエスレヤン大学	なし		17	藍野大学	大学院大学		3	グロービス経営大学院大学	2	新潟リハビリテーション大学院大学
短期大学		大学院大学		18	大阪女学院大学	1	ビジネス・ブレークスルー大学院大学	4	日本教育大学院大学		
1	弘前福祉短期大学	なし		19	沖縄キリスト教学院大学	2	光産業創成大学院大学	5	文化ファッション大学院大学		
2	明治鍼灸大学医療技術短期大学部			短期大学		3	神戸情報大学院大学	6	事業創造大学院大学		
3	大阪健康福祉短期大学			1	ヤマザキ動物看護短期大学	7	LCA大学院大学				
大学院大学				2	愛知きわみ看護短期大学	8	大原大学院大学				
なし	大学院大学			1	大宮法科大学院大学						
	2			情報セキュリティ大学院大学							
	3			京都情報大学院大学							
	4	デジタルハリウッド大学院大学									

公私立大学の新設大学一覧（H14～R4）

H20		H21		H22		H23		H24		H25	
大学		大学		大学		大学		大学		大学	
1	長崎県立大学	1	千葉県立保健医療大学	1	新見公立大学	1	福山市立大学	1	日本ウェルネススポーツ大学	1	秋田公立美術大学
2	桐生大学	2	新潟県立大学	2	東北文教大学	2	日本映画大学	2	亀田医療大学	2	札幌保健医療大学
3	植草学園大学	3	愛知県立大学	3	日本保健医療大学	3	京都華頂大学	3	東京医療学院大学	3	岡崎女子大学
4	三育学院大学	4	弘前医療福祉大学	4	ヤマザキ学園大学	4	大阪物療大学	4	横浜創英大学	短期大学	
5	佐久大学	5	日本赤十字秋田看護大学	5	横浜美術大学	5	宝塚医療大学	5	京都美術工芸大学	なし	
6	北陸学院大学	6	東都医療大学	短期大学		6	純真学園大学	6	大阪行岡医療大学	大学院大学	
7	修文大学	7	こども教育宝仙大学	なし		短期大学		7	天理医療大学	なし	
8	神戸常盤大学	8	東京有明医療大学	大学院大学		1	埼玉東萌短期大学	短期大学			
9	福岡女学院看護大学	9	びわこ学院大学	なし		大学院大学		なし			
10	保健医療経営大学	10	大阪保健医療大学			1	滋慶医療科学大学院大学	大学院大学			
短期大学		11	広島都市学園大学					1	事業構想大学院大学		
1	愛知医療学院短期大学	短期大学						2	沖縄科学技術大学院大学		
大学院大学		1	仙台青葉学院短期大学								
1	ハリウッド大学院大学	2	有明教育芸術短期大学								
2	SBI大学院大学	3	貞静学園短期大学								
		4	平成医療短期大学								
		大学院大学									
		なし									

公私立大学の新設大学一覧 (H14~R4)

H26		H27		H28		H29		H30		H31		R2		R3		R4	
大学		大学		大学		大学		大学		大学		大学		大学		大学	
1	山形県立米沢栄養大学	1	湘南医療大学	なし	1	北海道千歳リハビリテーション大学	1	公立小松大学	1	長岡崇徳大学	1	湘南鎌倉医療大学	1	三条市立大学	1	川崎市立看護大学	
2	敦賀市立看護大学	2	長野保健医療大学	短期大学	2	岩手保健医療大学	2	長野県立大学	2	岐阜保健大学	2	名古屋柳城女子大学	2	叡啓大学	2	大阪公立大学	
3	日本医療大学	3	鳥取看護大学	なし	3	福井医療大学	3	育英大学	3	和歌山信愛大学	3	高知学園大学	3	松本看護大学	3	大阪信愛学院大学	
4	京都看護大学	短期大学	大学院大学	4	一宮研伸大学	4	東京通信大学	4	東京通信大学	4	福岡国際医療福祉大学	短期大学	短期大学	4	令和健康科学大学		
5	大和大学	なし	なし	5	福岡看護大学	5	新潟食料農業大学	5	新潟食料農業大学	短期大学	なし	なし	なし	短期大学			
短期大学	大学院大学			短期大学	短期大学	短期大学	短期大学	なし	大学院大学	大学院大学	大学院大学	大学院大学	なし				
なし	なし			1	東京歯科大学短期大学	1	仙台赤門短期大学	大学院大学	なし	1	静岡社会健康医学大学院大学	大学院大学	なし				
大学院大学				2	ユマニテク短期大学	大学院大学	大学院大学	なし	専門職大学	専門職大学	専門職大学	専門職大学	なし				
なし				1	大学院大学至善館	専門職大学	専門職大学	1	静岡県立農林環境専門職大学	1	芸術文化観光専門職大学	専門職大学	専門職大学				
				1	社会情報大学院大学			1	高知リハビリテーション専門職大学	2	東京国際工科専門職大学	2	かなざわ食マネジメント専門職大学	1	アール医療専門職大学		
								2	国際ファッション専門職大学	3	びわこリハビリテーション専門職大学	3	名古屋国際工科専門職大学		専門職短期大学		
								専門職短期大学	4	東京保健医療専門職大学	4	大阪国際工科専門職大学		なし			
								1	ヤマザキ動物看護専門職短期大学	5	情報経営イノベーション専門職大学	5	和歌山リハビリテーション専門職大学				
								6	開志専門職大学				専門職短期大学				
								7	岡山医療専門職大学	1	せとうち観光専門職短期大学						
								専門職短期大学									
								1	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部								

大学の統合について

- 国立大学は平成14～19年度にかけて14組が統合し、私立大学は平成20～令和4年度にかけて10組が統合した。

国立大学の統合

29校 → 14校

統合年度	統合後	統合した大学
H14	山梨大学	山梨大学、山梨医科大学
"	筑波大学	筑波大学、図書館情報大学
H15	東京海洋大学	東京商船大学、東京水産大学
"	福井大学	福井大学、福井医科大学
"	神戸大学	神戸大学、神戸商船大学
"	島根大学	島根大学、島根医科大学
"	香川大学	香川大学、香川医科大学
"	高知大学	高知大学、高知医科大学
"	九州大学	九州大学、九州芸術工科大学
"	佐賀大学	佐賀大学、佐賀医科大学
"	大分大学	大分大学、大分医科大学
"	宮崎大学	宮崎大学、宮崎医科大学

<国立大学法人化後>

統合年度	統合後	統合した大学
H17	富山大学	富山大学、富山医科薬科大学、高岡短期大学
H19	大阪大学	大阪大学、大阪外国語大学

私立大学の統合

22校 → 10校

統合年度	統合後	統合した大学
H20	慶応義塾大学	慶応義塾大学、共立薬科大学
"	東海大学	東海大学、九州東海大学、北海道東海大学
H21	関西学院大学	関西学院大学、聖和大学
H23	上智大学	上智大学、聖母大学
H25	常葉大学	常葉大学園大学、富士常葉大学、浜松大学
H27	桐蔭横浜大学	桐蔭横浜大学、大宮法科大学院大学
H30	北海道科学大学	北海道科学大学、北海道薬科大学
R2	関西国際大学	関西国際大学、神戸山手大学
R3	大阪医科薬科大学	大阪医科大学、大阪薬科大学
R4	兵庫医科大学	兵庫医科大学、兵庫医療大学

(2) 現行制度による質保証の状況②（設置計画履行状況等調査、認証評価等）

- ACについては、毎年の調査において百件を超える意見を付しているが、定員の充足状況や教員組織の年齢構成に関するものを除き、設置認可時の意見についてはほぼ完成年度までに対応されてきており、これまで全ての大学等が同調査の対応を終えてきている（令和2年度に意見が付されたのは100校で139件）。
- 認証評価については、制度導入当初から存在する大学が、7年に一度の評価の三回目を受審する第3サイクルから内部質保証が重視されるとともに、令和2年度からは大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことが義務化され「保留」の評価はなされない形に改められた。合わせて不適合となった大学については文部科学大臣が報告又は資料の提出を求めるとされ、万一法令違反などが見つかった場合には、学校教育法等に基づき段階的な対応を取ることとなっている。不適合となった大学は毎年数校程度であり、これまで累計で32大学が不適合（32大学のうち3大学は廃止。15大学は不適合後に受審した評価において適合。残りの14大学については直近の評価結果が不適合であり、次回受審の際に適合認定を得ることが期待されている）となっている。これら32大学のうち平成15年の認証評価制度化以降に設置され、大学新設後1回目の認証評価で不適合になったものは5校となっている。
- 私立大学の定員未充足状況も、私学助成における定員管理の厳格化や学校法人に対する経営指導の充実によって改善している（入学定員充足率80%以上の大学の割合 平成19年度77.5%→令和3年度85.8%）。

設置計画履行状況等調査の実施状況（平成27～令和2年）

		H27	H28	H29	H30	R01	R02
調査対象校		450校	443校	412校	442校	437校	455校
うち、指摘が付されなかった大学等		180校	206校	204校	324校	330校	355校
うち、指摘が付された大学等		270校	237校	208校	118校	107校	100校
	指摘事項（改善）	269校	237校	208校	108校	104校	97校
	指摘事項（是正）	10校	2校	5校	18校	9校	5校
	指摘事項（法令違反）	-校	-校	-校	0校	0校	0校

（注1）同一校に各区分の指摘事項が付された場合にはそれぞれで計上。

（注2）平成29年度以前は、意見レベルは「警告」「是正意見」「改善意見」の3区分となっており、「警告」「是正意見」は「指摘事項（是正）」に、「改善意見」は「指摘事項（改善）」に含めている。

機関別認証評価

認証評価の実施校数 (延べ数)

認証評価実施校数： **2, 614** 大学 (※1)
 (適合数： 2, 509 大学)
 (保留数： 82 大学) → 「保留」に対する再調査
 (不適合数： 21 大学) (※2)

再評価適合： 69 大学

再評価未受審： 1 大学

再評価不適合： 12 大学 (※2)

※1 平成24年度認証評価結果取消：1大学のため評価結果の合計数と一致しない。

不適合大学 (延べ33大学※2の合計) に対する主な指摘

- 管理運営関係 (規定や体制の未整備等)
- 定員管理関係 (収容定員の未充足)
- 自己点検・評価体制関係 (体制や活動の不足等)
- 財務状況関係 (経年的な支出超過等)
- 入学者選抜関係 (公平性確保の不足)
- 専任教員関係 (専任教員数の不足)

不適合大学 (実数32大学※3) の現状

- 存続している大学数： **29** 大学
 - 〔不適合後の評価結果が適合の大学： 15 大学〕
 - 〔直近の評価結果が不適合の大学： 14 大学〕
- 廃止された大学数： **3** 大学
 - 〔学生募集を停止した大学： 2 大学〕
 - 〔設置者の変更がされた大学： 1 大学〕

(※3) 不適合大学の实数：32大学 (本評価において2回不適合の判定を受けた大学あり。)

法科大学院認証評価

認証評価の実施校数 (延べ数)

認証評価実施校数： **183** 大学
 (適合数： 142 大学)
 (不適合数： 41 大学) (※4) → 「不適合」に対する再調査

再評価適合： 17 大学

再評価未受審： 22 大学

再評価不適合： 2 大学

不適合大学 (延べ41大学※4) に対する指摘

- 教学関係 (授業科目の系統的・段階的配置の不足等)
- 専任教員関係 (一部科目での適格性のある専任教員の未配置)
- 入学者選抜関係 (公平性確保の不足)
- 自己点検・評価体制関係 (体制や活動の不足等)
- 定員管理関係 (収容定員の未充足等)

不適合大学 (実数34大学※5) の現状

- 存続している法科大学院： **10** 大学
 - 〔不適合後の評価結果が適合の大学： 8 大学〕
 - 〔直近の評価結果が不適合の大学： 2 大学〕
- 学生募集を停止した法科大学院： **24** 大学
 - 〔不適合後の評価結果が適合の大学： 11 大学〕
 - 〔直近の評価結果が不適合の大学： 13 大学〕

(※5) 不適合法科大学院の実数：34大学 (本評価で2回不適合を受けた大学あり)
 (※6) 存続している法科大学院の実数：35大学、学生募集を停止した法科大学院の実数：39大学

機関別認証評価実施数（大学・短期大学・高等専門学校）

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
		← 第1サイクル				← 第2サイクル				← 第3サイクル									
実施校数（※1）		34	83	136	205	177	232	270	57	97	149	220	210	228	202	56	106	152	2,614
評価結果	適合	32	83	135	200	167	224	242	54	93	144	217	200	219	192	53	105	149	2,509
	保留	2	0	1	5	10	8	25	3	2	2	1	9	6	5	3	0	0	82
	不適合	0	0	0	0	0	0	3	0	1	3	2	1	3	5	0	1	2	21
再（追）評価 （※2）	適合	0	0	0	1	0	1	8	11	6	10	4	4	4	5	5	3	9	71
	不適合	0	0	0	1	1	0	0	0	2	4	0	0	1	0	1	2	1	13
廃止した大学のうち、直近の認証評価結果が不適合の大学数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	2

（※1）H24年度において、認証評価結果の取消があることから、実施校数と評価結果の合計数が異なる。

（※2）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

法科大学院認証評価実施数

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
		← 第1サイクル				← 第2サイクル				← 第3サイクル				← 第4サイクル					
実施校数		0	0	2	22	44	7	0	3	20	37	7	1	2	13	23	1	1	183
評価結果	適合	0	0	2	17	27	5	0	3	19	30	4	1	2	10	20	1	1	142
	保留	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不適合	0	0	0	5	17	2	0	0	1	7	3	0	0	3	3	0	0	41
再（追）評価 （※3）	適合	0	0	0	0	3	6	8	2	0	0	3	4	0	0	0	1	1	28
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	4
学生募集を停止した法科大学院のうち、直近の認証評価結果が不適合の大学数		-	-	-	-	3	-	-	-	1	3	3	-	-	1	2	-	-	13

（※3）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

分野別認証評価実施数（法科大学院を除く。）

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
		← 第1サイクル				← 第2サイクル				← 第3サイクル				← 第4サイクル					
実施専攻数		0	0	0	0	20	14	22	15	15	33	17	28	11	17	37	25	27	280
評価結果	適合	0	0	0	0	19	13	21	15	13	33	15	26	11	17	36	24	27	267
	保留	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	不適合	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	2	2	0	0	1	1	0	10
再（追）評価 （※4）	適合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	4
学生募集を停止した専門職大学院のうち、直近の認証評価結果が不適合の大学数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	2

（※4）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

経営に課題を抱える学校法人に対する取り組み

学校法人の義務
(私学法25条)
設置校の教育研究に必要な財産の保有

経営指導の充実の必要性
18歳人口減少
グローバル化
産業構造等変化

「私立大学等の振興に関する検討会議「議論のまとめ」(H29(2017).5.15)」
「経済財政運営と改革の基本方針2018(H30(2018).6.15)」
「中教審「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(H30(2018).11.26)」

・各大学の一層の経営力強化が必要だが、経営困難法人が生ずることは不可避
・経営指導強化とともに、撤退含む早期の経営判断を促す指導が必要

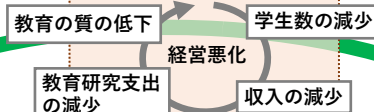
学校法人の責務の明示
(私学法24条)(R2(2020).4.1施行)
・自主的な運営基盤の強化
・設置校の教育の質の向上
・運営の透明性の確保

文部科学省

学校法人運営調査委員制度 (S59年度～)

- ◆ 学校法人の健全な経営の確保を目的に、管理運営組織やその活動状況、財務状況等を調査し、必要な指導・助言を実施、改善状況を確認
- ◆ 委員は私立学校関係者、弁護士、公認会計士、マスコミ関係者等
- ◆ 特に経営状況が厳しいと認められる一部の学校法人に対して、経営改善計画の作成及び計画の実施状況の報告を求め、経営改善の進捗状況を把握
- ◆ 経営改善計画の作成には私学事業団による経営相談等の活用を勧め、進捗状況の確認は学校法人運営調査委員によるヒアリング等を活用し、必要な指導・助言を実施

学校法人



学校法人に対する一体的な経営支援・指導

経営力強化に向けた環境整備

- 教学、人事、施設、財務等に関する事項について長期的ビジョンを踏まえた計画策定を義務化
- 学部単位での設置者変更を可能とする制度改善
- 合併等を検討する学校法人のマッチング(私学事業団による経営相談の一環)
- 地域連携プラットフォーム構築
- 大学等連携推進法人制度の創設

日本私立学校振興・共済事業団

経営相談・自己分析の促進

- 学校法人の要請に応じ、役員や教職員等からのヒアリングや経営上の問題点の分析等を実施し、改善策をアドバイス
- 学校法人がデータや分析資料を活用できるシステムを提供。さらに要望に応じた個別分析データも作成・提供
- 「経営改善のためのハンドブック」作成・提供
- 学校法人による経営状況の自己分析の一助となる「経営判断指標」を作成・提供。学校法人の本業である教育研究活動の収支状況と資産状況に着目し、支払不能の危険性の程度を段階わけ

経営指導の充実・強化 (R元年度～)

- 新たに「**経営指導強化指標※**」を設定し、**経営悪化傾向にある学校法人を一定の基準に基づき客観的に把握**
※ 「「運用資産－外部負債」がマイナス」かつ「「経常収支差額」が3か年マイナス」
- 学校法人運営調査委員会において、経営指導強化指標を始め定員充足状況等を勘案し、**集中的な経営指導を実施する学校法人を決定**
- 私学事業団の経営相談を必須として**経営改善計画を策定**させ、**3～5年を目安に経営改善実績を上げるよう**、学校法人運営調査や進捗報告等を毎年行いながら、**集中的な指導・助言を実施**
- **経営改善できず支払不能等のリスクが確認された学校法人**に対しては、対応方を示した上での**経営上の判断(募集停止や組織廃止等を含む)**、及び、**その方策の方向性の財務書類等への明記を求める指導通知を发出**
- 学校法人が財務書類等へ記した対応方針を、文部科学省がまとめて公表する予定

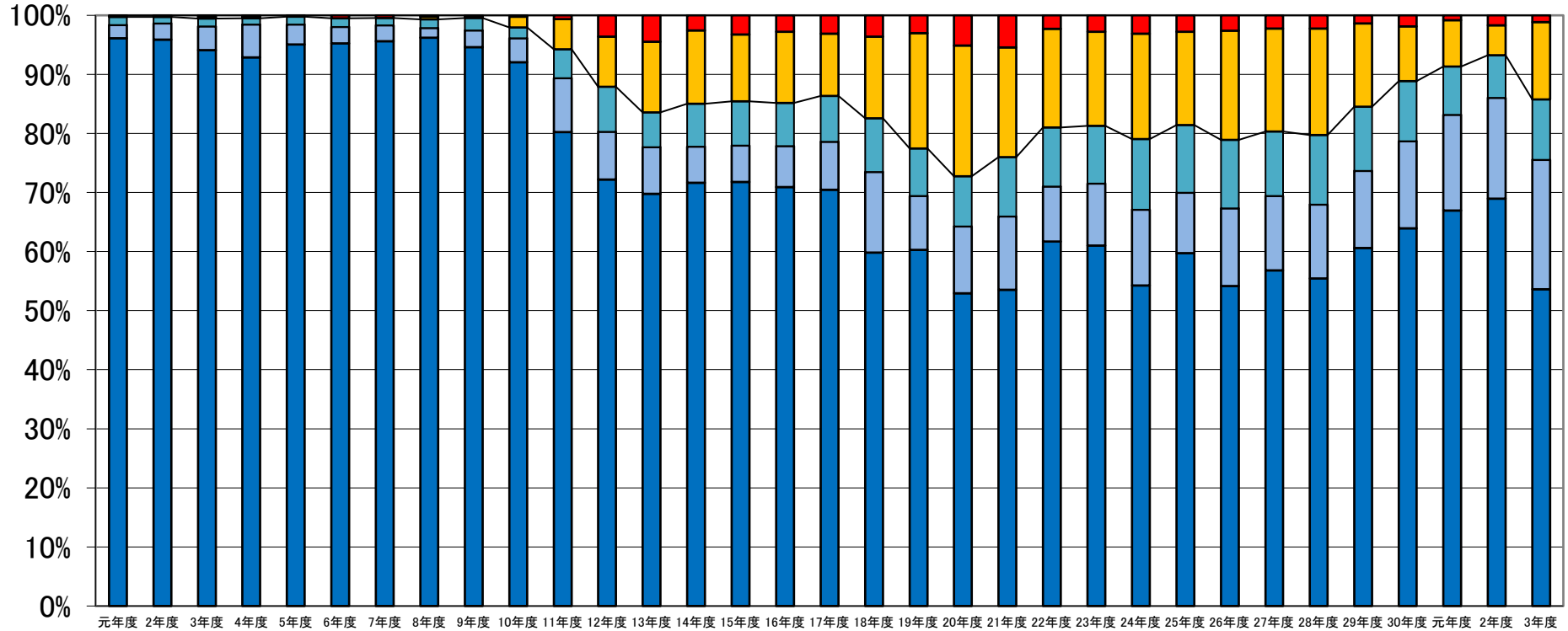
学生・保護者等から信頼を得るためにも経営力を一層強化し、継続的・安定的に質の高い高等教育を提供

私立大学における入学定員充足率の推移

私立大学においては、近年は入学定員充足率は年々上昇していたが、令和3年度では、入学定員充足率が減少した一方で、**8割を超える私立大学が、入学定員充足率80%以上**である。

入学定員充足率

■100%以上の学校数 ■90%~100%の学校数 ■80%~90%の学校数 ■50%~80%の学校数 ■50%未満の学校数



区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
入学定員未充足校	14	15	22	27	19	19	18	16	23	35	89	131	149	144	147	155	160	221	222	266	265	218	223	264	232	265	250	257	229	210	194	184	277
割合	3.9%	4.1%	5.9%	7.1%	4.9%	4.7%	4.4%	3.8%	5.4%	8.0%	19.8%	27.8%	30.2%	28.3%	28.2%	29.1%	29.5%	40.2%	39.7%	47.1%	46.5%	38.3%	39.0%	45.8%	40.3%	45.8%	43.2%	44.5%	39.4%	36.1%	33.0%	31.0%	46.4%
充足率80%以上校	357	365	371	377	384	399	408	416	423	430	424	414	412	432	445	454	468	454	433	411	433	461	465	456	469	456	465	460	491	517	536	553	512
割合	99.7%	99.7%	99.5%	99.5%	99.7%	99.5%	99.5%	99.3%	99.5%	97.9%	94.2%	87.9%	83.6%	85.0%	85.4%	85.2%	86.3%	82.5%	77.5%	72.7%	76.0%	81.0%	81.3%	79.0%	81.4%	78.9%	80.3%	79.7%	84.5%	88.8%	91.3%	93.3%	85.8%

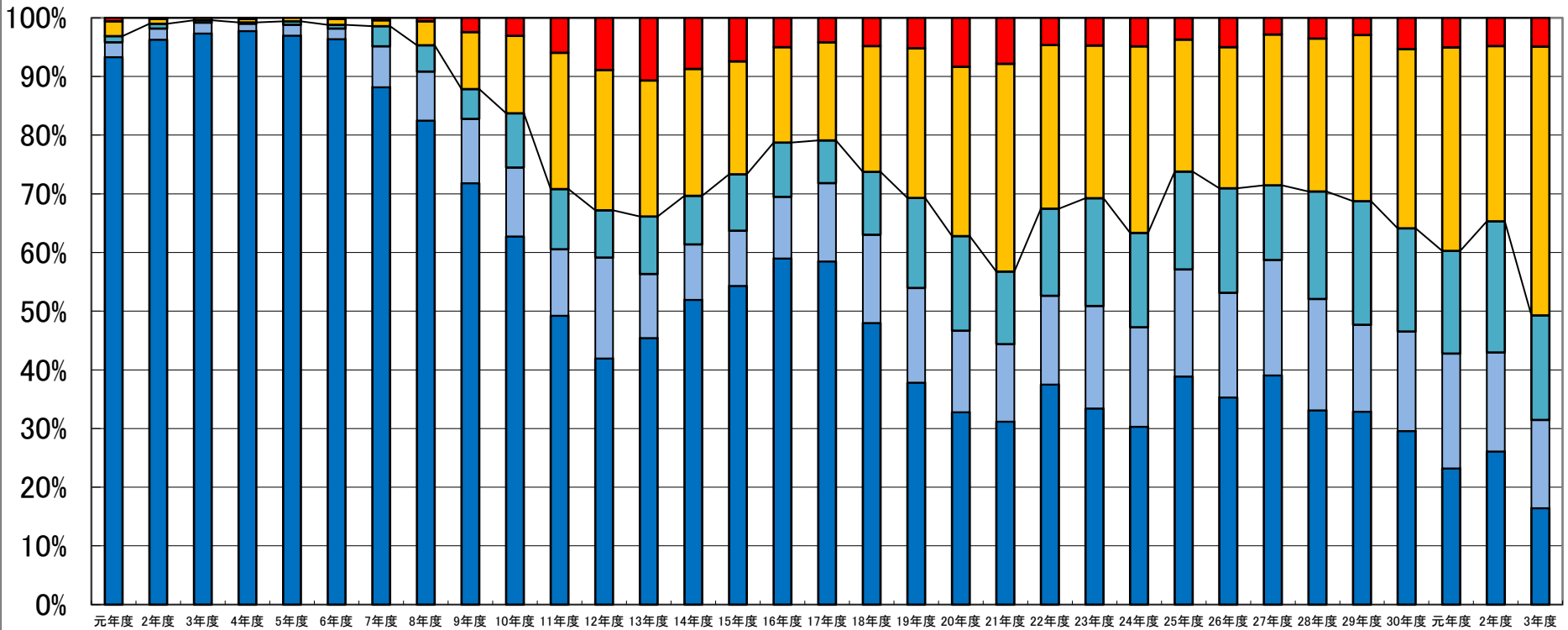
日本私立学校振興・共済事業団「令和3(2021)年度 私立大学・短期大学等 入学志願動向」より作成

私立短期大学における入学定員充足率の推移

私立短期大学においては、入学定員充足率の推移は厳しい状況となっている。令和3年度では、入学定員充足率80%以上の私立短期大学は全体の半数以下となった。

入学定員充足率

- 100%以上の学校数
- 90%~100%の学校数
- 80%~90%の学校数
- 50%~80%の学校数
- 50%未満の学校数



区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
入学定員未充足校	32	18	13	11	15	18	58	86	139	181	238	267	245	209	190	164	159	194	227	242	245	215	225	230	198	207	192	208	204	212	228	215	239
割合	6.7%	3.7%	2.7%	2.2%	3.0%	3.7%	11.8%	17.5%	28.2%	37.2%	50.7%	58.0%	54.6%	48.0%	45.7%	41.0%	41.5%	52.0%	62.2%	67.2%	68.8%	62.5%	66.6%	69.7%	61.1%	64.7%	61.0%	66.9%	67.1%	70.4%	76.8%	73.9%	83.8%
充足率80%以上校	462	478	484	488	491	487	484	468	433	407	332	309	297	303	305	315	303	275	253	226	202	232	234	209	239	227	225	219	209	193	179	190	141
割合	96.9%	99.0%	99.6%	99.2%	99.4%	98.8%	98.6%	95.3%	87.8%	83.7%	70.8%	67.2%	66.1%	69.7%	73.3%	78.8%	79.1%	73.7%	69.3%	62.8%	56.7%	67.4%	69.2%	63.3%	73.8%	70.9%	71.4%	70.4%	68.8%	64.1%	60.3%	65.3%	49.3%

(3) 制度に関する提言等

- 教育再生実行会議第12次提言や規制改革答申などにおいて、ニューノーマルにおける高等教育の姿を実現するための大学設置基準等の見直しについて提言。
- また経団連と国公私立大学のトップから成る採用と大学の未来に関する産学協議会や、私立大学連盟等からもニューノーマルにおける大学教育の在り方について提言。
- Society 5.0や人生100年時代の到来、ミネルバ大学の登場やMOOCの普及など大学を取り巻く環境は急速に変化するとともに、新型コロナウイルスの感染拡大によりオンライン授業も急速に一般化。
- 一方で、学修成果を保証するという観点からは、授業外学習時間が短いことや履修科目数が多いことなどの問題が指摘されている。大学における教学マネジメントの充実が求められている。

教育再生実行会議 第十二次提言概要

「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」(令和3年6月3日)

ニューノーマルにおける教育の姿

- 一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せ(ウェルビーイング)の実現を目指し、学習者主体の教育に転換
- デジタル化を進め、データ駆動型の教育に転換。学びのデータ(学習面、生活・健康面、教師の指導面)の活用
【意義】①子供: 学びの機会や質の充実 ②教師: 指導方法の充実や働き方改革 ③行政: 現状把握に基づく政策立案

1. ニューノーマルにおける初等中等教育の姿と実現のための方策

(1) ニューノーマルにおける新たな学びに向けて～データ駆動型の教育への転換～

①一人一台端末の本格運用に係る環境整備

- 安全・安心に端末を取り扱うための手引の策定・周知
- 個人情報保護制度の見直しを踏まえた学校教育上の取扱いの明示

②データ駆動型の教育への転換による学びの変革の推進

- 学習状況のデータを管理するマネジメントシステムの活用促進
- 同時双方向やオンデマンドによる授業モデルの展開

③学びの継続・保障のための方策

- 学校でも家庭でも継続して学習できるオンライン学習システムの全国展開
- 不測の事態でも、学校と児童生徒の関係を継続し、学びを保障する取組の推進
- 小学校との連続性を意識した幼児教育推進体制の充実・強化

④学びの多様化等

- 高校生が大学の講義を学ぶ「先取り履修」の推進
- 大学への飛び入学者への高校卒業資格付与<従来、大学中退の場合、中卒扱い>

(2) 新たな学びに対応した指導体制等の整備

①少人数によるきめ細かな指導体制・施設設備の整備

- 小学校35人学級の効果検証等を踏まえ、中学校を含め望ましい指導体制の検討
- 新たな学校施設の在り方(令和の学校施設スタンダード)の明確化

②教師の質の向上、多様な人材の活用等

- 教員免許制度、教員養成大学・教職課程等の総合的な見直し
- 教員免許更新制の改革、特別免許状の見直しなど多様な人材確保策

2. ニューノーマルにおける高等教育の姿、国際戦略と実現のための方策

(1) ニューノーマルにおける高等教育の姿

①遠隔・オンライン教育の推進

- ハイブリッド型教育の推進、MOOCや大学間連携などリソースの共有・有効活用
- 単位数上限算定の考え方の明確化、質保証システムの在り方の見直し

②教学の改善等を通じた質の保証(「出口における質保証」)

- 「教学マネジメント指針」に基づく密度の高い組織的な大学教育の展開

③学びの複線化・多様化

- 高校時代に取得した大学の単位数に応じ、修業年限を柔軟化
- 産学連携による職業教育機能の強化、リカレント教育の充実

④デジタル化への対応

- 学修歴証明書の普及、学修管理システムによる学修データを活用した教育改善
- さらに、⑤学生等への支援の充実、⑥大学等の施設・設備の整備の推進

(2) グローバルな視点での新たな高等教育の国際戦略

①グローバル化に対応した教育環境の実現、学生のグローバル対応力の育成

- 国際連携教育課程(JD)の一層の普及促進
- 高校段階からの海外留学促進、「トビタテ!留学JAPAN」の後継事業の実施

②優秀な外国人留学生の戦略的な獲得※技術流出防止等に十分に配慮

- 国際バカロレア(IB)などの成績を用いた特別入試の実施
- 頭脳循環の拠点となる大学での優秀な留学生の獲得に資する制度の検討

③学事暦・修業年限の多様化・柔軟化と社会との接続の在り方

- 大学等の国際化や学びの多様化に対応した秋季入学・4学期制や早期卒業・修了の推進、秋採用や最終学年6月以降の通年採用の推進・情報発信

2. ニューノーマルにおける高等教育の姿、国際戦略と実現のための方策

① 遠隔・オンライン教育の推進

- 国は、大学等が設置者の枠組みを超えて遠隔・オンライン教育等のリソースを共有・有効活用し、学生の多様な学修ニーズにきめ細かに対応できるよう、大学等連携推進法人の活用や大学コンソーシアム・大学間連携などの取組を通じた単位互換制度の活用、MOOCの戦略的な活用を促す。また、大学等はこれらのリソースを国内外に向けて積極的に公開する。
- 国は、遠隔・オンライン教育の単位数上限（60単位）算定の考え方の明確化を図り、周知する。また、国や大学等は、遠隔・オンライン教育がどのような属性の学生に対してどのような効果があるのか、どのような授業に適しているのか、面接授業との効果的な組み合わせの在り方はどのようなものかなどについて、学修者のニーズや質保証の観点も踏まえながら検証・評価を行い、遠隔・オンライン教育の単位修得の柔軟化を速やかに検討する。
- 国は、ニューノーマルにおける大学等の姿を実現するための仕組みを構築する観点から、遠隔・オンライン教育の単位修得の柔軟化の検討と併せて、通学制と通信制の区分を含めた大学設置基準の在り方や設置認可制度、認証評価制度の見直しなど、時代に即した質保証システムの在り方について見直しに向けた検討を速やかに行う。その際、教育施設の在り方についても、大学教育の質保証の観点も踏まえて検討する。

② 教学の改善等を通じた質の保証

- 大学は、「出口における質保証」を考える上で、大学教育の成果の把握、評価・検証が重要であることから、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（以下「3つの方針」という）に基づく体系的で組織的な大学教育を展開し、「教学マネジメント指針」に基づき、3つの方針を通じた学修目標の具体化、次のような教学の改善・改革を行うとともに、大学教育の成果や効果ある教育実践等について周知等を図る。
 - ・ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっているべき能力の保証として機能するよう、「卒業認定・学位授与の方針」の具体的かつ明確な設定
 - ・ 密度の高い主体的な学修を可能とする前提としての授業科目の精選・統合、学生が同時に履修する授業科目数の絞り込み
 - ・ 複数の情報を組み合わせて、学修成果・教育成果を多元的に把握・可視化
 - ・ 学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として、各大学の学生の成績分布の公表などを通じた成績評価の信頼性の確保
 - ・ FD及びSDを通じた教職員の能力向上や教育改善活動の進展
 - ・ 教育成果や教学に係る取組状況などの大学の質に関する情報や「全国学生調査」等を通じた学生の成長実感など学びの実態に関する情報の積極的な公表

③ 学びの複線化・多様化

- 国は、社会・経済活動のニーズに対応したリカレント教育を推進する観点から、大学院における高度な専門教育に関し、遠隔・オンライン教育の積極的な活用や個別の単位に分けて学修するマイクロクレデンシャル（micro credential）の提供など、より多くの人々がアクセスしやすい取組を促進する。その際、履修単位を積み重ねることにより学位が取得できるような柔軟な仕組みの在り方や国際通用性の確保などについて検討を進める。
- 大学等は、誰もがいくつになっても新たなチャレンジができる社会を構築するため、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供や中退者等の再入学希望に対する柔軟な対応を推進するとともに、長期履修制度に係る解釈の明示化・周知等を通じて、多様な学修者の学びを促進する。国は、社会人の学び直しを含む実践的な教育を支える実務家教員を育成・活用するシステムの構築や、多様な学修者が学びに関する情報に容易に接触できる機会を確保する。

④ デジタル化への対応（学務・教務等のデジタル化、デジタル化を担う人材の育成）

- 大学等は、学修歴証明書のデジタル化に関する実証実験等を行う。国は、これらの実証実験等を踏まえつつ、学修歴証明書のデジタル化を普及・定着させるため、周知や活用促進を図る。
- 大学等は、LMSの活用により、学生の学修内容や理解度をデータとして可視化し、これを利用した学生個人に応じた教育（学生の理解度に応じた授業の工夫や、より体系化されたカリキュラムの編成の促進、学生の学修履歴を踏まえた履修指導など）等の取組を実施する。国は、こうした大学の取組を支援し、高等教育のDXを迅速かつ強力で推進する。（一部再掲）
- 大学等は、学内のDXを推進し、教育の質の向上を図る観点から、FD・SDの充実・高度化に取り組む。

規制改革実施計画（6/18閣議決定）における実施事項のポイント

※下線は大学設置基準・質保証システムに関する記載

デジタル時代の日本を支えるイノベーション人材育成の環境整備

【令和3年度措置】

- 対面授業と遠隔授業を組み合わせたハイブリッド授業のルールの明確化の周知
- 遠隔授業に関する活用の趣旨やコロナ禍において特例的に認められている措置がいつまで適用されるのかの周知

【令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

- 通学制と通信制の設置基準の検討
- 校地・校舎面積等の物理的空間としての規制の見直し
- 卒業に必要な単位数を取得した場合は、4年未満でも卒業ができるよう卒業要件の見直しや、入学時期と卒業時期の柔軟な設定を可能とする見直し
- 定員管理について、学部単位の入学定員の柔軟化や、複数年度の平均値の管理など、より現実的な変更
- 専任教員数について、学部の種類や各大学の実態に即した形での見直し
- 大学等の設置認可に当たり、実務家教員や学校名等の基準の明示化
- 単位互換制度の在り方の検討

オンライン教育等に係る規制・制度の見直し

【令和3年度措置】

- 通学制と通信制の大学における遠隔授業の取扱い等について周知

【令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

- 教育の質保証の観点も含めて、デジタル化時代に即したものとなるよう、大学設置基準、大学通信教育設置基準の見直しについて、令和4年度からの実施を念頭に、結論を得る

第I章 ニューノーマルを踏まえた新たな大学教育のあり方

2. ニューノーマルを踏まえた新たな大学教育のあり方と実現に向けた課題

(2) ハイブリッド型教育推進における課題、求められる対応

① 急ぎ対応が必要なもの(緊急性が高いもの)

ハイブリッド型教育の実施に係る環境整備

- 遠隔授業実施環境整備への補助の継続・拡充
- 卒業要件対象単位における遠隔授業による修得単位数の上限の緩和
- 施設等の基準の見直し
(校舎等施設、校地・校舎面積、運動場等)
- 授業目的公衆送信補償金の引き下げ

ハイブリッド型教育の質保証の強化

- 学生とのコミュニケーションの円滑化・活性化とともに、ハイブリッド型教育における適切な評価方法の確立は急務
- より効果的な教授法やオンライン教材の共有、質保証を担当する学内専門組織の強化・外部委託等を通じて、教育の質の向上を図っていくことは重要

② 新たな大学教育への転換に向けて、中長期的な対応の検討が求められる事項

ハイブリッド型教育に応じたカリキュラム体系の再構築

- 対面実施を前提としている「授業」や「単位」の概念・あり方自体をゼロベースで検討することが必要
- 大学設置基準の規定に関する抜本的な見直しも視野に、単位制度のあり方を検討することは不可避との認識を産学で共有

国内外の大学との連携の推進・強化

- 学内施設の共同利用、単位互換制度を活用した講座・単位の共通化、ジョイント・ディグリー/ダブル・ディグリーの拡大
- 大学の国際連携に関する戦略の立て直し

定員管理の見直し

- 学部単位の入学定員
⇒ 大学単位の収容定員
- 単年度
⇒ 複数年度の平均

ポストコロナ時代の大学のあり方～デジタルを活用した新しい学びの実現～（概要）

はじめに
（本提言
の目的）

- ◆本提言は、ポストコロナ時代に向けた**新たな大学教育の方向性を示す**ものであり、単位の実質化をはじめとする**大学設置基準や質保証のあり方はどのように見直されるべきか**、広く議論するための提言である。
- ◆今後、大学は、①いかなる災害のもとでも**学びを止めない体制を構築**するとともに、②**デジタルを活用した学修者本位の学びの多様化、深化の方法を開発**し、教育の質を上げていくことが重要である。
- ◆デジタルを活用した学びを実現する場合、「**学びの場**」としての大学の機能は、校舎面積等の一律の規定によるものではなく、どのように**“学生たちの人間形成の場”を創造し、保全**するかが問われる。

1. ポストコロナ時代を見据えた大学教育（大学の改革の方向性）

(1) 大学での学び

- デジタル化により私立大学の個性や特色ある学びについて、どのような新しい形態の学びが可能となるのかを模索する必要がある。
- 学修者本位の視点に立った「オンラインに適した学び」と「オンラインには適さない学び」の区別や適切な組み合わせに対して共通認識を持つ必要がある。

(3) リカレント教育

- 産官学連携のもとオンラインを活用したリカレント教育を積極的に推進する。
- リカレント教育の位置づけや責任ある運用を大学設置基準の中に明示することも検討する必要がある。

(5) 高大接続

- オンラインを活用して、高校生や保護者に3ポリシーの説明や大学の特色、卒業後のキャリアパスを情報共有することが可能となる。
- 大学授業の先取り（入学後は単位として認定される）制度の導入を検討する。
- 入学者選抜のデジタル化については将来的な課題とする。

(2) グローバル化

- 留学前指導の一環としてオンラインでの日本語学修プログラムを提供することで、より高質な日本留学を実現可能となる。また、送り出しの学生に対しても同様のプログラムを提供したり、留学中の支援の多角化も期待できる。
- 海外の大学と連携し、オンラインによる相互の留学を実現することが可能となる。

(4) 地方創生と大学間連携

- 地方大学と海外の大学の連携を進め、オンラインによる単位互換制度等を整備し、海外を含む他地域からの学生の獲得を目指すべきである。
- 学生のクロスアポイントメントのような制度を模索して、地方大学と首都圏の大学の新たな連携を提示することもできる。

(6) 課外活動

- 大学は、学生の課外活動の重要性を認識し、対面を組み合わせたハイブリッド授業を積極的に導入するなど、オンキャンパスでの課外活動の活性化のための方策を検討する。
- 海外学生団体との交流等が容易になるなど、オンラインを活用すれば、課外活動の展開が広がる。

2. 国の規制の緩和や支援

(1) 大学設置基準

①遠隔授業の方法により修得する単位数の上限

- 卒業要件にかかわるオンライン授業による修得単位数（60単位）の上限は撤廃すべき

②単位の実質化

- 単位の実質化を実現し、生涯学び続ける自律的学修者を育成するため、現行の単位制で定められている「学修時間」や「単位数」はガイドラインとし、「在籍年数」は削除すべき

③校舎等施設、校地面積、校舎の面積等

- オンライン授業を高度に活用することにより、空間と時間から相当な部分で解放されることから、大学施設に関する基本的な考えを示す第34条（校地）以外の基準は全面的に削除すべき

④定員管理

- 学部間や大学間における連携教育プログラムの実現のためにも、定員管理の単位は学部単位ではなく大学単位とすべき。
- 定員管理は単年度ではなく、複数年度の平均で行うべき。定員の単年度充足率を経常費補助金算定の基準とすることは、大学の運営を委縮させる要因となっている。
- 国がリカレント教育やグローバル化の推進という方針を今後も堅持するならば、その定員は別枠扱いの措置とすべき
- 収容定員に対する専任教員数の規定は学部の種類や大学の実態に即して見直すべき

⑤専任教員・職員の定義、役割

- 教職中間職とも呼ぶべき「専門的職員」や「実務家教員」などの登場で教員と事務職定義が曖昧となっている。教員と職員の定義、役割について規定すべき

【緊急課題】

【中長期的に検討が必要な課題】

(2) 大学設置基準の緩和に伴い大学の質の低下を招かないための方策

- 大学設置基準の緩和に伴い大学の質の低下を招かないための方策として、認証評価機関等を通じて、①教育の質、②経営状況、③定員充足率、④情報公表を含むガバナンス体制等の観点についてより厳格に点検し、承認を得た大学に対して緩和策を適用するということも考えられる。
- 新たに大学を認可する場合は、現行の基準を適用し、完成年度以降緩和の対象としていくなどの方策を講ずるのも一案である。

(3) 財政支援

① デジタル化対応への財政支援

- 情報インフラ整備のための基盤的な財政支援が継続的に行われるべき
- DX に関連する人材育成や先端的な教育プログラムの開発に対する公的支援が不可欠

② 学生に対する経済支援

- 「学生支援緊急給付金」や「緊急特別無利子貸与型奨学金」を継続的に措置していく必要がある。また、私立大学学生の経済的困窮を救うための要件の見直しが不可欠
- 中間所得層の学生に対する学びの支援を恒久的な国の支援制度として講ずるべき
- 学生の安定的な学びを保障するため、経済的に困窮する学生に対する通信利用料等の救済措置を継続すべき

③ リカレント教育推進に係る支援

- 受講する個人に対する受講費用の所得控除などの税制優遇措置や一定の出席率を前提とした給付金等の支給を講ずるべき
- リカレント教育を行う大学に対して、寄附を促進するための優遇税制などのインセンティブを整備すべき

④ 大学病院に対する支援

- 医療インフラの確保や今後の医療分野の進展のためにも、大学病院に対する全面的支援をすべき

⑤ 学校法人に対する寄附促進

- 法人からの私立学校への寄附拡大のため、寄附者のインセンティブ拡充となる税制措置を導入すべき

3. 質向上のあり方

(1) 学修成果の可視化

- 大学は、オンライン教育を含めたポストコロナの大学教育の学修成果の可視化の指標や測定方法について検討を開始する。

(2) 情報公表

- 文部科学省は、オンライン教育に関する定義を明確にし、公表すべき情報について大学間に共通理解を形成する必要がある。
- 大学は、オンライン教育の急速な普及を受け、新たな学生支援の一つとして認識すべき「情報支援」の方針について検討したうえで、情報公表の指針を策定する必要がある。
- 大学は、授業料に関して人件費依存率等を含めた情報を積極的に発信し、社会の理解と支持を拡大する方策を検討する。

(3) 内部質保証と認証評価

- 大学は、大学教育を取り巻く環境が急激に変化し、それに応じて運営方針を変更することが大学の社会的責任であることを認識し、自己点検・評価活動の必須要件に、「定期性」と「恒常性」に加えて、「迅速性」をもって対応できる体制を整備する。
- 大学は、学長ガバナンスのもとで全学的内部質保証システムを整備のうえ、機関別認証評価を積極的に活用し、個性と多様性を重視する私立大学の質向上の最も信頼できるエビデンスとする。

4. 授業料に対する考え方

- 国は、国立大学と私立大学に対する公的な財政支援の格差について抜本的な是正をすべきである。
- 現在の授業料の制度は、入学から卒業までの標準4年間学ぶための経費であり、年度均等性を図るような授業料設定となっている。今後、大学は、多様な学び方の学生間の公正性を図るために、従量制に基づく1科目当たり授業料の本格的な検討も視野に入れる必要がある。



日本私立大学連盟

ミネルバ大学(Minerva University)

基本データ

「高等教育の再創造」を掲げるミネルバ・プロジェクトが、Keck Graduate Institute(KGI)をパートナーとして、2014年9月に開校したアメリカの私立大学。非常に新しい大学ながら、その独自の教育システムとレベルの高い学生の集まる環境から、国際的に注目を集める。

キャンパスのない大学

- 特定のキャンパスを持たず、全寮制のもと4年間で7都市を移動しながら学ぶ

1年目-サンフランシスコ(米国)

2年目-ソウル(韓国)、ハイデラバード(インド)

3年目-ベルリン(ドイツ)、ブエノスアイレス(アルゼンチン)

4年目-ロンドン(英国)、台北(台湾)

- 各都市で協働プロジェクトやインターンシップを経験し、実際に暮らす都市の状況に即した実践的な内容を学ぶことができる

オンラインによるアクティブラーニング

- パソコンとインターネット接続環境があれば受講可能
- 1学級20名未満の少人数制、セミナー形式
- 学生同士のディスカッションを中心とした授業
- 企業や政府、自治体との協働プロジェクトを通じて課題解決の手法を学ぶ
- ICT技術の活用が学生の深い学びを可能に
(例：音声の自動テキスト化、パフォーマンス評価や学習データ分析などによる学生への迅速なフィードバック)

独自のカリキュラム

- 理解の幅と専門知識の深さのバランスがとれるように設計

4つの「コア技能」

【個人技能】

1. クリティカル(批判的)思考: どうすれば社会の重要な課題を発見できるか
2. クリエイティブ(創造的)思考: 課題に対しクリエイティブな解を見つけられるか

【対人技能】

3. プレゼンテーション能力: 解を実現可能なレベルに落とし込めるか
4. コミュニケーション能力: 課題と解について人に上手く伝達できるか

独特の入試形式

- 定員はなく、絶対評価により学生を選抜
- オンライン形式での試験実施

ミネルバ大入試の3部構成

パート1: (Who You Are)

…オンラインでのエントリー

パート2: (How You Think)

…出願者の「考え方」を問う独自の問題にオンラインで回答

パート3: (What You Have Achieved)

…課外活動等について、定量的に自己評価、自己アピール

- 一定の水準に達した学生は全員合格となるが、合格率は2%前後

世界のMOOCの現状と展望

- 世界のMOOC※の延べ受講者数は780万人、コースの数は9,400を超えている。(潜在的には一千万人以上の受講者、ローカルなものを含めると1万以上のコースが存在。)
- MOOCで提供されている講義科目分野のバランスが良く、必ずしも専門教育成だけのためのコースが主流ではない。

※ MOOC (Massive Open Online Courses = 大規模公開オンライン講座) : インターネット上で公開された、大学をはじめとする高等教育機関等の講座を、誰もが受講できる教育サービスのこと

【出典】H30.2.27中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革WG(第11回)
飯吉透 京都大学理事補/高等教育研究開発推進センター長・教授 発表資料より抜粋

主要なMOOCの合計規模(米国・欧州)

	2019年	2020年
履修者数	120M	180 M
大学数	900大学	950大学
コース数	13.5K講座	16.3K講座
Micro-credentials	820コース	1180コース
MOOC Based Degree	50	67

新規登録者数

	2019年	2020年3月中旬から1月
coursera	8M	31M
edX	5M	10M

2020年3月中旬からの1か月で
2019年1年分を超える登録者数を
獲得(パンデミックの影響)

(参考値Class Centralより)

※なお、中国については、現時点で12500コース、受講者数2億人以上。教育部において国家卓越オンラインコースの認証を実施。その他、インド、韓国、タイ、台湾でも展開。

【出典】R3.2.2 教育再生実行会議 高等教育ワーキング・グループ(第6回)

白井克彦 一般社団法人日本オープンオンライン教育推進協議会(JMOOC)理事長/早稲田大学名誉顧問 発表資料より抜粋 43

JMOOCについて

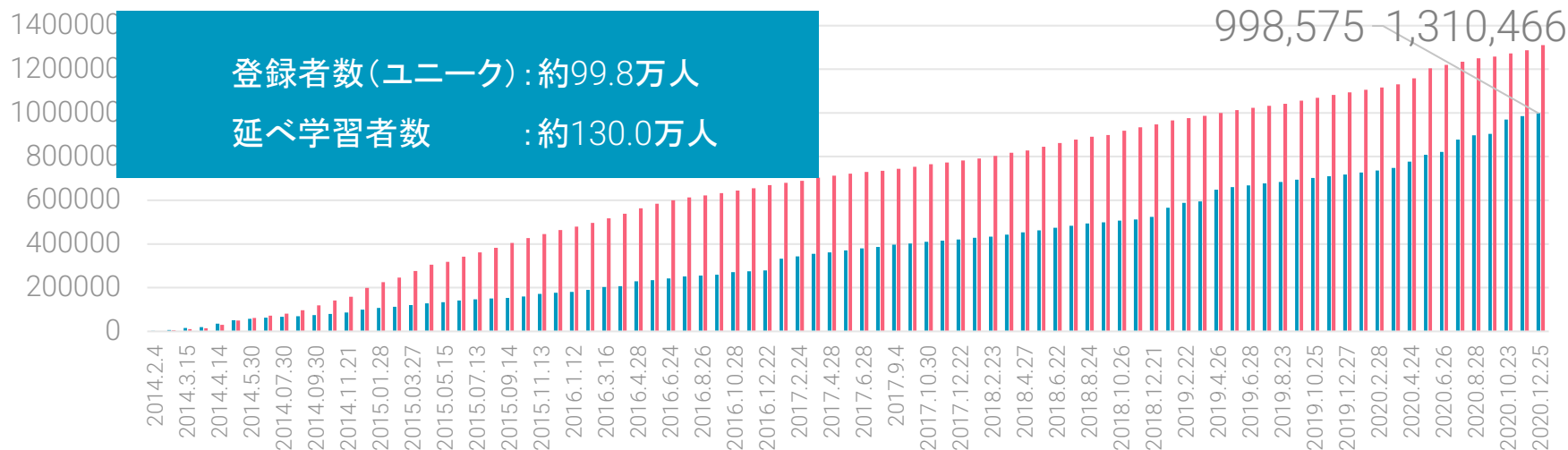
JMOOC (Japan Massive Open Online Courses) は、一般社団法人日本オープンオンライン教育推進協議会が運営する大規模公開オンライン講座。誰でも、どこでも、無料で受講可能。

JMOOC講座数

JMOOC公認プラットフォーム	OIJ-MOOC (放送大学)	gacco (NTTドコモgacco)	OpenLearning, Japan (NetLearning)	Fisdom (富士通)
開講中	0	5	6	29
募集中	0	9	2	2
終了	12	285	37	37
合計	12	299	45	45

(2021.1.5時点) 総計460

JMOOC登録者数



【出典】R3.2.2 教育再生実行会議 高等教育ワーキング・グループ(第6回)

白井克彦 一般社団法人日本オープンオンライン教育推進協議会(JMOOC)理事長/早稲田大学名誉顧問 発表資料より抜粋

新型コロナウイルス感染症の影響による学生等の 学生生活に関する調査（結果）

調査概要

趣旨：新型コロナウイルス感染症による学生生活への影響について実態を把握することにより、今後の国及び大学等における学生への支援策の検討に役立てる。

対象：無作為に抽出した学生約3,000名⇒有効回答者：1,744名

方法：国立教育政策研究所及び大学等の協力を得て、文科省が作成したWEBサイトより、学生が直接回答。

期間：令和3年3月5日～27日

サンプル特性

- ①宣言地域内・外、②国・公・私・高専、③学生数の規模別（3段階）で層化し、学生数を比例配分することにより、約60校を抽出。各学校で、学部や学年のバランスを考慮し、50名程度を抽出し、調査を実施。
- **概ね、実際の学生数の比率に応じた割合で抽出。**

（1）2021年1月の緊急事態宣言地域（※）

「内」・「外」

※2021年1月8日付（東京、埼玉、千葉、神奈川）及び
1月14日付（栃木・岐阜・愛知・京都・大阪・兵庫・福岡）
の11都府県

地域「内」	64.0%
地域「外」	36.0%

（2）国公立大学・高等専門学校別の別

国立大学	21.9%
公立大学	6.0%
私立大学	68.7%
高等専門学校	3.4%

（3）学年

学部・短大1年（高専4年）	25.5%
学部・短大2年（高専5年）	26.3%
学部・短大3年	21.8%
学部4年	13.1%
学部5年以上	2.2%
大学院生	11.1%

その他、

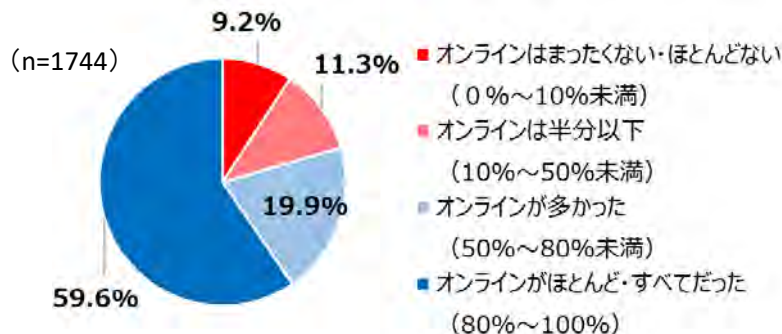
- ・学部の割合は過去の調査と比較して、特段偏りなく抽出できている。
- ・男女比も概ね均等。

オンライン授業について

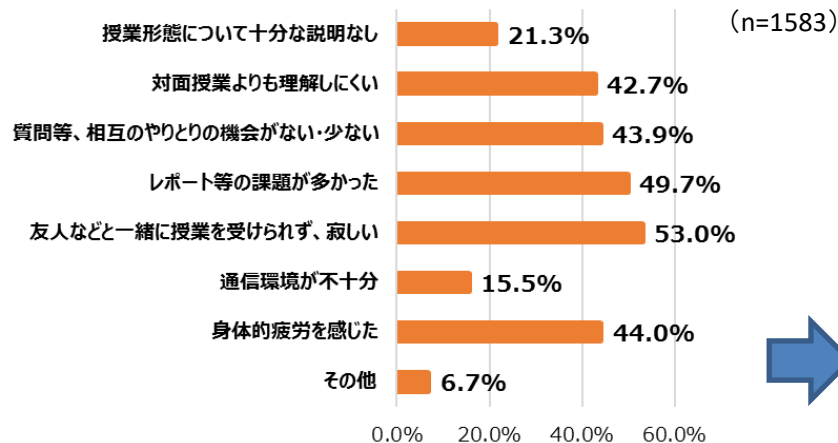
- 令和2年度後期に履修した授業のうち、**オンライン授業がほとんど又はすべてだったと回答した学生は、全体の6割。**
- **全体的な満足度としては、不満を感じる割合より満足を感じる割合の方が多い。**
- オンライン授業について、良かった点として、**自分の選んだ場所で授業を受けられることや、自分のペースで学修できること**が多く回答された一方で、悪かった点として、**友人と受けられない、レポート等の課題が多い、質問等双方向のやりとりの機会が少ない、対面授業より理解しにくい**などが多く回答された。

(1) オンライン授業の割合 (令和2年度後期)

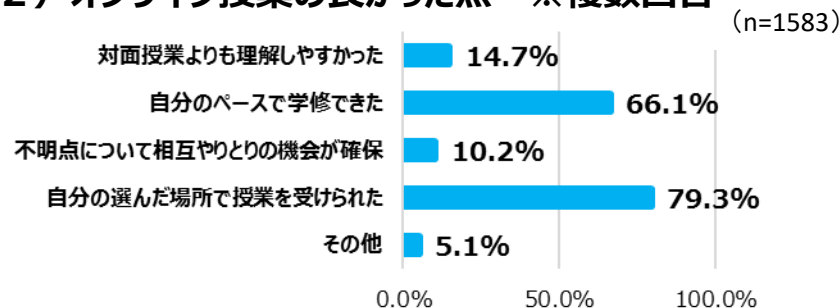
以前実施した、令和2年度後期授業の実施方針における調査では、「ほとんど遠隔」と回答した大学等は約15%であったが、学生の履修した科目から見ると、ほとんどオンラインだった学生は6割にのぼった。



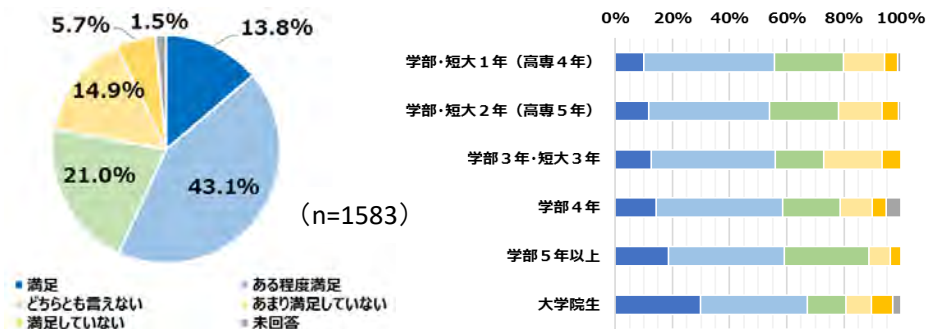
(3) オンライン授業の悪かった点 ※複数回答



(2) オンライン授業の良かった点 ※複数回答



(4) オンライン授業の満足度 (左：全体、右：学年別)



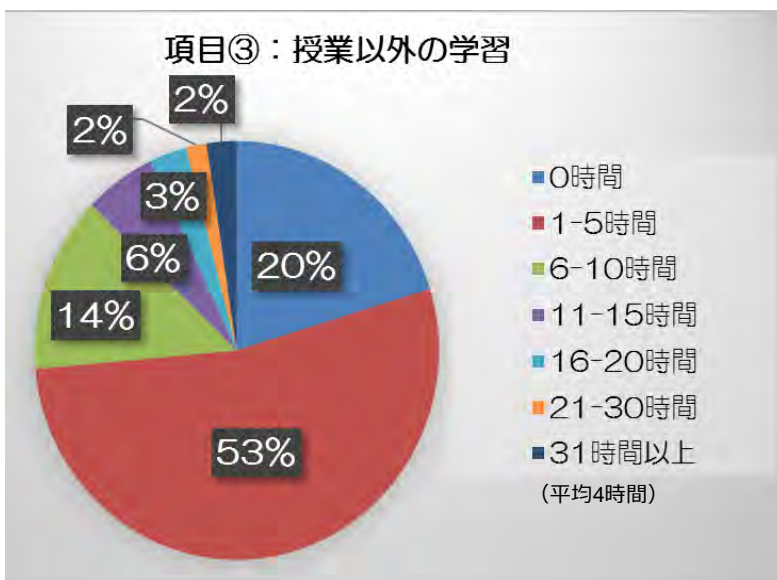
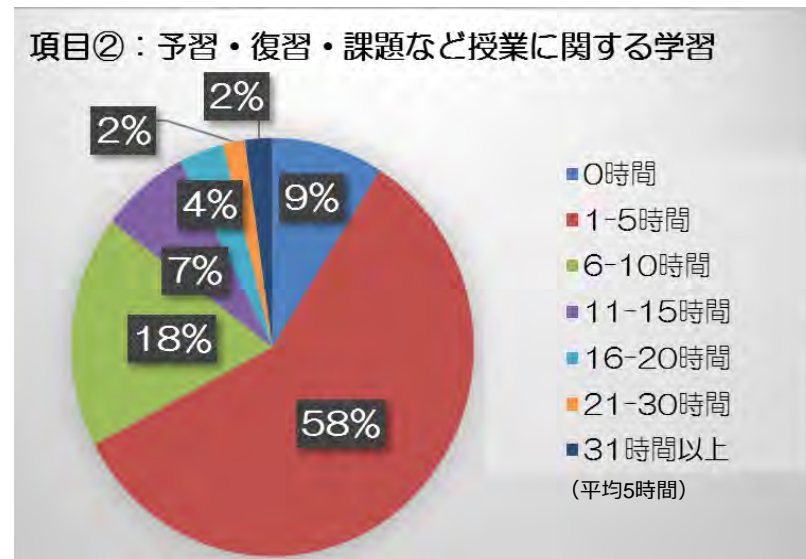
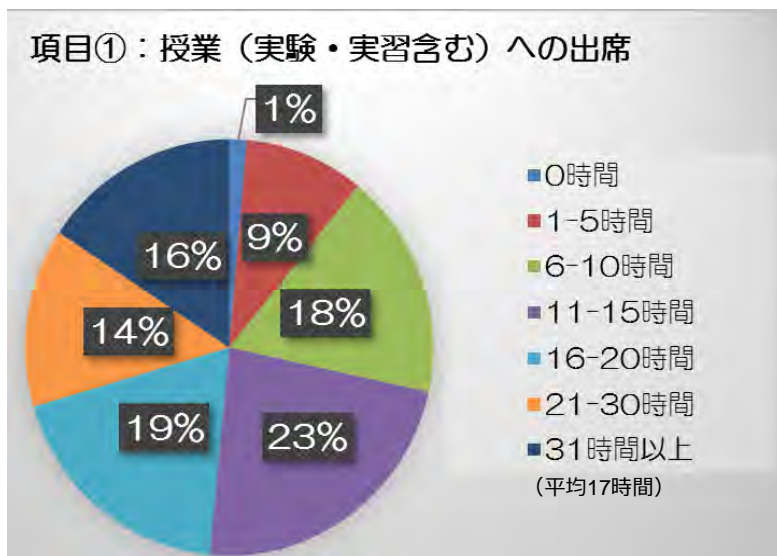
その他、回答者の周りの学生の満足度についても質問したところ、「満足」及び「ある程度満足」の合計が37.9%であったのに対し、「あまり満足していない」及び「満足していない」の合計が24.6%。

理解のしにくさや、人との関わりがないことなど教育の質に関わる課題等により不満を持つ学生もおり (満足していない : 5.7%、あまり満足していない : 14.9%)、オンライン授業の実施に当たっては、学生の声を丁寧に聞き、質の向上に努めることが必要。⁴⁶

(4) 学びの質と水準に関するデータ

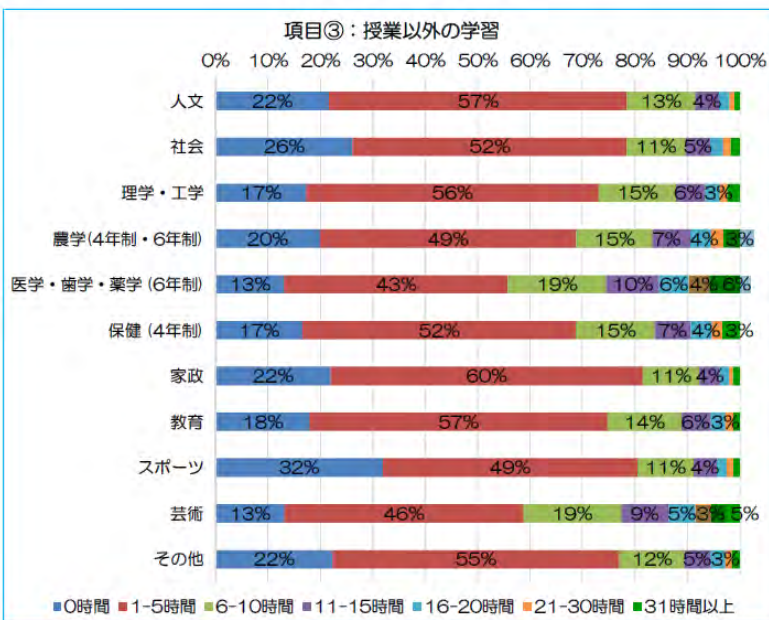
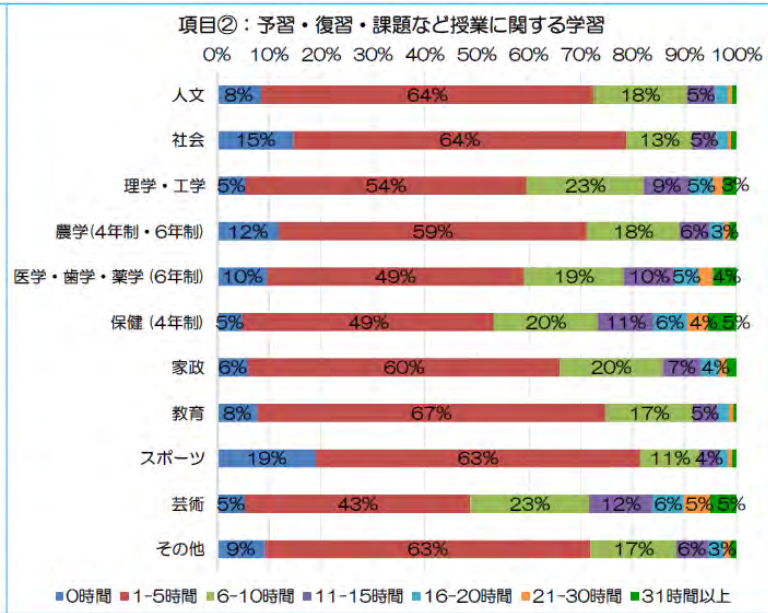
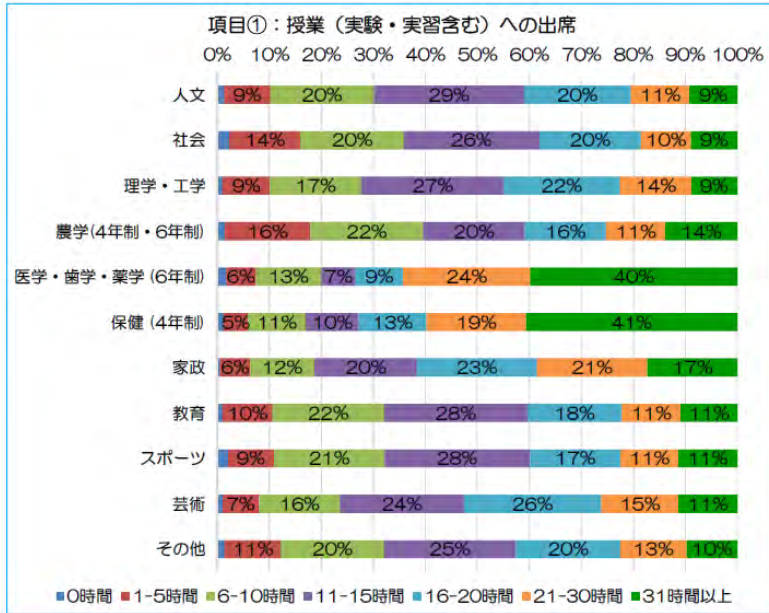
授業期間中の平均的な1週間（7日間）の生活時間 ～令和元年度「全国学生調査（試行実施）」の結果から～

- 授業への出席は16時間以上が49%、授業に関する学習は5時間以下が67%。



※平均の値については、1-5時間を「3時間」、6-10時間を「8時間」、11-15時間を「13時間」、16-20時間を「18時間」、21時間-30時間を「25時間」、31時間以上を「33時間」として、0時間の者は母数（在籍者）から除かずに算出。

授業期間中の平均的な1週間（7日間）の生活時間（学部分野別） ～令和元年度「全国学生調査（試行実施）」の結果から～



※学部分野の区分は以下のとおり。
 人文：文学、哲学、外国語学等
 社会：法学、政治学、経済学等
 理学・工学：数学、理学、工学等
 農学(4年制・6年制)：農学、獣医学、水産学等
 医学・歯学・薬学(6年制)：医師、歯科医師、薬剤師の養成を目的とする学部
 保健(4年制)：薬学(4年制)、看護学、医療技術学等
 家政：家政学、食物学、被服学等
 教育：教育学、教員養成を目的とする学部等
 スポーツ：体育学等
 芸術：美術、デザイン、音楽等
 その他：上記の分類に当てはまらない学部

※平均の値については、1-5時間を「3時間」、
 6-10時間を「8時間」、11-15時間を「13時間」、
 16-20時間を「18時間」、21時間-30時間を「25時間」、
 31時間以上を「33時間」として、0時間の者は母数（在籍者）から
 除かずに算出。

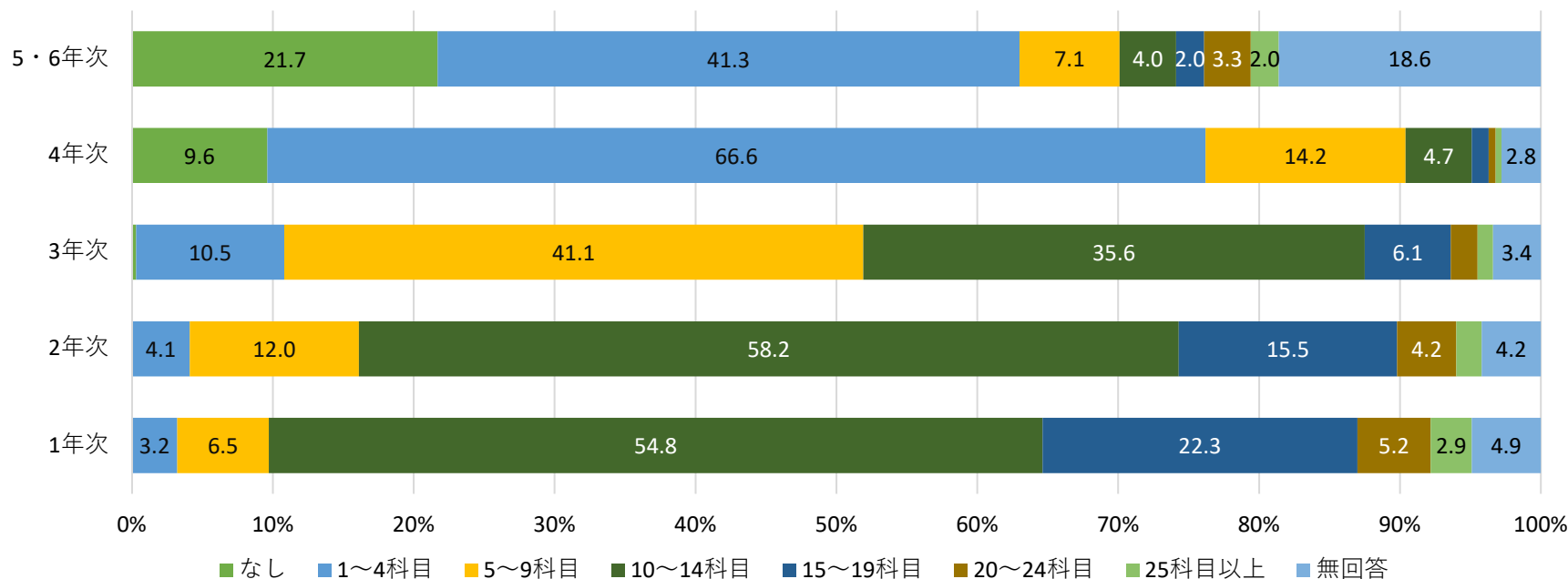
学年別の履修状況について

○1年次及び2年次では「10～14科目」を履修登録している学生が最も多く、それぞれ54.8%、58.2%であった。次いで「15～19科目」の学生が多くなっている（1年次2年次ともに最頻値は12科目）。

○3年次になると履修科目数は「5～9科目」の学生が最も多く41.1%、次いで「10～14科目」が35.6%を占める（最頻値は10科目）。

○4年次（「医・歯・薬」を除く）になると最頻値は1科目（29.3%）であり、卒業論文やゼミの単位を残すのみという学生も多い。

※平成28年11月に「今学期に履修している授業科目数」を質問し、算出

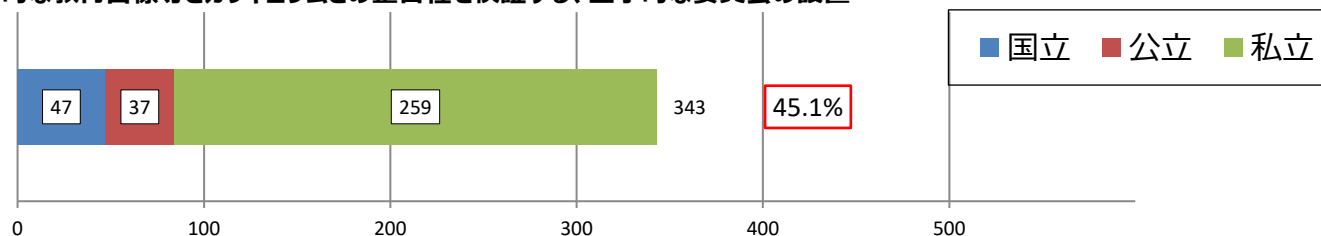


出典：国立教育政策研究所調査（平成28年度）より文科省で作成

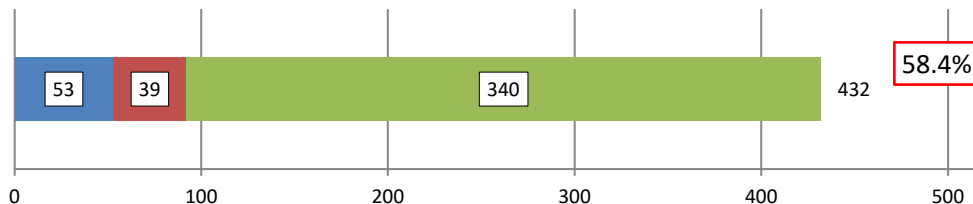
教育目標や学修成果を意識した教育の充実に関するデータ

- 「平成30年度の大学における教育内容等の改革状況について」によると、全学的な教育目標とカリキュラムの整合性を検証する委員会を設置している割合が約45%、シラバスに人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連を記載している大学の割合が約58%にそれぞれとどまっている。
- 学部段階において、学生の学修成果の把握を行っている大学は全体の約54%となっているとともに、学生への履修指導やキャリア相談に学修成果に関する情報を活用している大学も約52%にとどまっている。

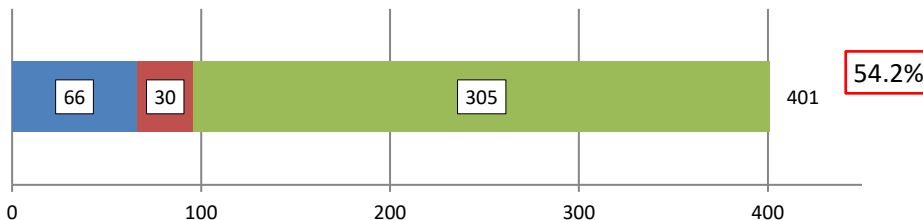
○教学マネジメントとして、全学的な教育目標等とカリキュラムとの整合性を検証する、全学的な委員会の設置



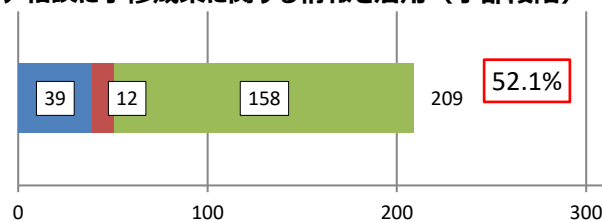
○シラバスに人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連を記載



○課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学（学部段階）



○学生への履修指導やキャリア相談に学修成果に関する情報を活用（学部段階）



出典：大学における教育内容等の改革状況について（平成30年度）を基に作成。
すべてのグラフについて、単位は（大学数）。

○授業科目・教育課程の編成・実施関係

- ・ナンバリングを実施する大学:396大学(54%)
- ・履修系統図(カリキュラムマップ、カリキュラムチャート)を活用する大学:563大学(76%)
- ・シラバスの作成にあたり、内容を担当教員以外が検討・修正する機会を設定する大学:648大学(88%)
- ・能動的学修(アクティブ・ラーニング)を取り入れた授業を実際に行っている大学:692大学(94%)
- ・大学全体を定める人材養成目的や学位授与方針等とカリキュラムの整合性を考慮している大学:610大学(82%)
- ・TAを配置する大学:505大学(66%)
- ・学修ポートフォリオを提供する大学:310大学(41%)
- ・シラバスに人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連を記載する大学:432大学(58%)
- ・シラバスに授業における学修の到達目標を記載する大学:737大学(99%)
- ・シラバスに各回の授業の詳細な内容を記載する大学:725大学(98%)
- ・シラバスに準備学習に関する具体的な指示を記載する大学:656大学(89%)
- ・シラバスに準備学習に必要な学修時間の目安を記載する大学:408大学(55%)
- ・全ての科目について成績評価基準をシラバスにより明示する大学:728大学(98%)
- ・全ての科目について政先評価基準をルーブリックにより明示する大学:38大学(5%)
- ・一部の科目について成績評価基準をルーブリックにより明示する大学:194大学(26%)
- ・GPAに応じた履修上限単位数を設定している大学:281大学(38%)

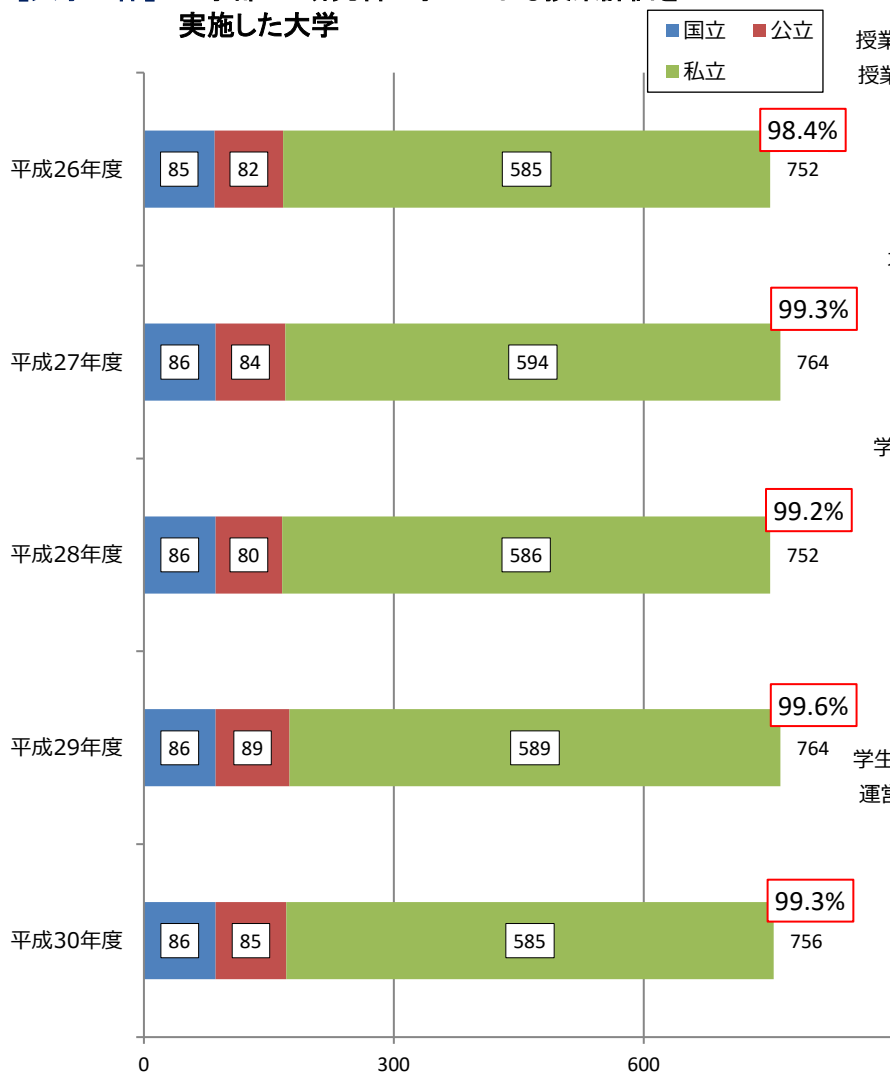
○学修成果・教育成果の把握・可視化関係

- ・GPA制度を導入している大学:702大学(95%)
- ・GPAを学生に対する個別の学修指導に活用している大学:600大学(81%)
- ・GPAを退学勧告の基準としている大学:187大学(25%)
- ・学生の学修時間や学修行動の把握を行っている大学:631大学(85%)
- ・課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学:401大学(54%)
- ・ディプロマサプリメントなどの資料を交付している大学:46大学(6%)
- ・アンケート形式により卒業生の意見を聴く機会を設けている大学:414大学(56%)

学生による授業評価の実施状況に関するデータ

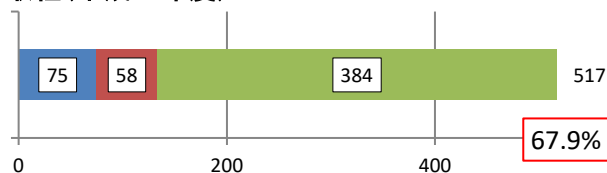
平成30年度において、学生による授業評価を実施した大学は、国立86大学（100%）、公立85大学（100%）、私立585大学（約99%）、国公私立全体で756大学（約99%）となっている。

【大学全体】 全学部・全研究科で学生による授業評価を実施した大学

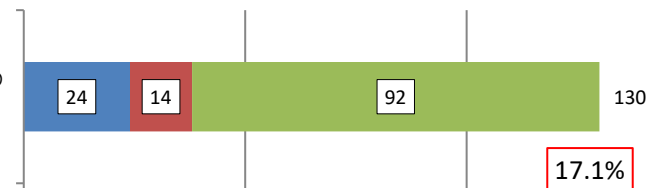


○授業評価に関する特徴的な取組（平成30年度）

授業アンケートの結果を組織的に検討し、授業内容等に反映する機会を設けている



大学の授業に関し、学生自治会からの意見を聞く機会を設けている



学生を教育改善委員として任命している



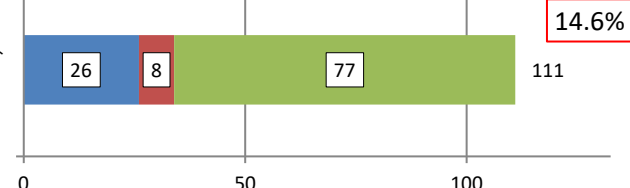
学生が課外活動で教育改善活動に参加している



学生企画型、もしくは学生が参加する授業運営委員会を置く授業科目を開設している



ファカルティ・デベロップメント活動に学生が参加している



出典：大学における教育内容等の改革状況について（平成30年度）から引用。

3. 質保証システムの見直しに係る検討

(参考)これまでの中央教育審議会における指摘等

「大学の質保証に係る新たなシステムの構築について」(平成14年8月)

第1章 基本的な考え

4 改革の方向性

以上のことを踏まえ、国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらのことにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。

「中長期的な大学教育の在り方に関する第1次報告－大学教育の構造転換に向けて」(平成21年6月)

大学教育において保証されるべき質の対象には、学生、教育課程の内容・水準、教員、研究者、教育・研究環境の整備状況、管理運営方式など、様々な要素がある。

その上で、最終的に保証されるべきは、学生の学びの質と水準である。その保証はそれぞれの大学が責任を持つことが大前提である。

(略)

公的な質保証システムが担うべき役割は、各大学での自主的・自律的な取組を前提とし、それが実質的に機能するよう制度としてかくじつなものとすることである。

「中長期的な大学教育の在り方に関する第4次報告」(平成22年6月)

(大学教育の質保証)

...大学教育で保証されるべき質は、学生の学びの内容と水準であり、社会や学生のニーズが多様化・複雑化している中、その質を保証するため、以下の2つの観点を踏まえた施策や事業展開が重要と考えられる。

- ① 大学教育が、学位を与える課程(プログラム)として構成されることに着目した質保証。
- ② 各大学の個性・特色に基づく機能別分化の推進

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」(平成30年11月)

(保証すべき教育の質)

...質保証システムを再構築するに当たって、保証すべき高等教育の質とは何か、ということ問い直す必要がある。どのような大学が学修者の視点から見た質の高い大学であるかについては、学修者の個々のニーズに基づく観点があるため、一概に言うことはできないが、何を学び、身に付けることができるのかが明確になっているか、学んでいる学生は成長しているのか、学修の成果が出ているのか、大学の個性を発揮できる多様で魅力的な教員組織・教育課程があるかといったことは、重要な要素となる。

これらについては、高等教育機関は自らの「強み」として発信・情報公表を徹底することが求められるとともに、設置認可の段階においても、認証評価の段階においても確認されるべき質の根本的な要素だと考えられる。

高大接続改革：「三つのポリシー」に基づく大学教育改革の実現に向けて

《学校教育法施行規則の改正》

全ての大学等において、以下の**三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表するものとする。**

①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針

(平成29年4月1日施行)

大学教育の充実に向けた PDCAサイクルの確立

- ・生涯学び続け、主体的に考える力を持ち、未来を切り拓いていく人材を育成する大学教育の実現
- ・大学教育の「入口」から「出口」までを一貫したものとして構築し、高等学校や産業界をはじめ広く社会に発信

大学教育の 質的転換

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学生が身に付けるべき資質・能力の明確化
＜PDCAサイクルの起点＞

各大学の教育理念を踏まえ、
一貫性あるものとして策定

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

体系的で組織的な教育活動の展開のための教育課程編成、
教育内容・方法、学修成果の評価方法の明確化

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

入学者に求める学力の明確化、
具体的な入学者選抜方法の明示

《三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン》

各大学の建学の精神や強み・特色等を踏まえた**自主的・自律的な三つのポリシーの策定と運用の参考指針**

(主な内容)

- ・ 三つのポリシーの策定単位は、学位プログラム(授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程)を基本に、各大学が適切に判断。
- ・ 各大学において、
 - ①卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を示すディプロマ・ポリシーと、それを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示すカリキュラム・ポリシー、②これら二つのポリシーを踏まえて学生を受け入れるためのアドミッション・ポリシーを、それぞれ策定。
- ・ 三つのポリシーに基づく大学教育の諸活動を実施するとともに、その結果の自己点検・評価とそれを踏まえた改善に取り組み、大学教育の内部質保証システムを確立。
- ・ 三つのポリシーとそれに基づく教育の実績等を分かりやすく積極的に情報公開することで、高校の進路指導を改善するとともに、産業界からの理解を得て連携を強化。

教学マネジメント指針の概要

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源(人員や施設等)や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント指針とは

- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営(= 教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営)の在り方を示すもの。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体レベル」

三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」(DP)、「教育課程編成・実施の方針」(CP)、「入学者受入れの方針」(AP)

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

IV

教学マネジメントを支える基盤
(FD・SD、教学IR)

I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

II 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる
- ✓ 学生・教員の共通理解の基盤や成績評価の基点として、シラバスには適切な項目を盛り込む必要

III 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多角的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保

- ✓ DPIに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要
- ✓ 積極的な説明責任を果たすことで、社会からの信頼と支援を得るといった好循環の形成が求められる

「学位プログラムレベル」

シラバス、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング、キャップ制、重複回数授業、アクティブ・ラーニング、主専攻・副専攻

「授業科目レベル」

ルーブリック、GPA、学修ポートフォリオ

項目の例は別途整理

I～Vの取組を、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルで実施しつつ、全体として整合性を確保。

学位プログラム共通の考え方や尺度(アセスメントプラン)に則り、大学教育の成果を点検・評価

積極的な説明責任

社会からの信頼と支援

教学マネジメントの確立に資する事例の把握等に関する調査研究

調査目的

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」での提言を踏まえ、中央教育審議会大学分科会では、令和2年1月に「教学マネジメント指針」を策定した。教学マネジメントの確立に当たっては、学修者本位の教育への転換という目標に向け、様々な教育改善の取組を有機的に組み合わせて実現する必要があることから、従前のいわゆる「供給者目線」で教育を提供してきた大学がゼロベースで教学マネジメントの確立に向けた取組を進めるには多大な困難が伴うことが予想される。

そのため、文部科学省としては、教学マネジメントの確立の観点から全国の大学にとって参考となる先進的な取組事例を収集し、その普及を図ることを目的に、好事例集として取りまとめる。

調査方法

教学マネジメントの確立の観点から特徴的な取組を行っている大学を選出し、当該取組と教学マネジメント指針における各プロセスとの対応関係を明らかにしながら、当該取組の具体的な内容を好事例として収集した。

このうち、特徴的な事例を選定し、教学マネジメント指針に関するPR映像の制作を行った。

- | | |
|---|---|
| <p>【PR映像あり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立命館大学 ・桜美林大学 ・国際基督教大学 ・山形大学 ・金沢工業大学 | <p>【事例集のみ紹介】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筑波大学 ・横浜国立大学 ・愛媛大学 ・山梨県立大学 ・共愛学園前橋国際大学 ・東京都市大学 ・北陸大学 ・関西大学 ・独立行政法人国立高等専門学校機構 |
|---|---|

■検討委員名簿■

大森 昭生	共愛学園前橋国際大学 学長
沖 裕貴	立命館大学教育開発推進機構 教授
小林 浩	リクルート進学総研 所長
	リクルート「カレッジマネジメント」編集長
小林 雅之	桜美林大学総合研究機構 教授
◎日比谷 潤子	学校法人聖心女子学院 常務理事
※五十音順、敬称略。◎は座長	

（参考）教学マネジメント指針の事例集について、本調査研究報告書及び事例紹介動画を文部科学省HPに掲載
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360_00001.html

■ 好事例と教学マネジメント指針との関係整理

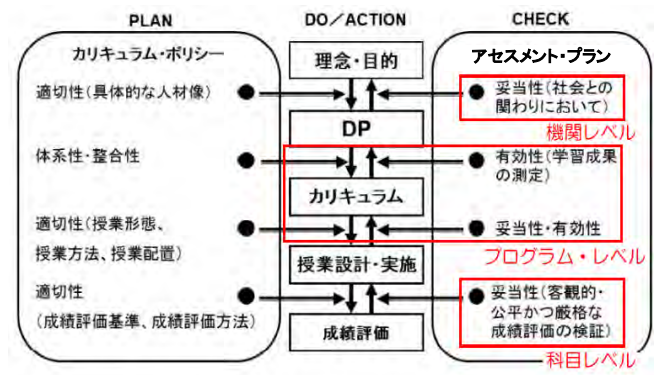
好事例として収集した各大学の取組について、教学マネジメント指針におけるⅠ～Ⅴのプロセス及びそこで述べられている取組等との対応関係をマッピングした。

	Ⅰ		Ⅱ						Ⅲ						Ⅳ				Ⅴ				
大学全体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
学位プログラム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
授業	○																						
取組	アセスメントプランの作成	学修目標の明確化	教育点検評価（モニタリング）の実施	カリキュラムマップ・カリキュラムツリーの策定	アドバイザー制度	建学の理念やDPに則した教育課程の編成	授業科目の精選・統合	学期制の見直し	成績評価基準の明確化	GPA制度	学生アンケートの実施	授業評価アンケートの実施	アセスメントテストの実施	ポートフォリオの活用	ループリリックの作成	FD・SDプログラム	マネジメント層へのFD・SD	教育支援センター・学修支援センターの設置	教学IR部門、教学マネジメント部門の設置	学生情報の共有化	組織対組織の情報交換	インターネット上の学生情報発信	情報公表におけるデータ活用
立命館大学	○								○		○					○							
桜美林大学				○	○					○										○			
国際基督教大学											○	○						○					
山形大学				○									○							○			
金沢工業大学			○			○															○		
筑波大学			○					○													○		
横浜国立大学									○						○								
愛媛大学		○									○					○	○	○					
山梨県立大学		○		○								○											
共愛学園前橋国際大学		○												○	○								○
東京都市大学							○	○						○	○						○		
北陸大学		○		○		○	○				○				○					○			○
関西大学		○									○			○							○		
国立高等専門学校機構				○		○										○							

■事例の紹介例①

立命館大学：プログラム・レベルでのアセスメント・プランの作成（Ⅰ「三つの方針」を通じた学修目標の具体化）

- ▶ 立命館大学では、機関レベル、プログラム・レベル、科目レベルでアセスメント・プランを策定し、検証を行うことを求めている。
- ▶ プログラム・レベルでは、策定したアセスメント・プランに則って、大学教育の成果を点検・評価する。各学部・学科は、まず1年間の計画を立て、その中でアセスメント・プランに則り、できるだけ数値化できる目標設定を行う。
- ▶ この目標は、目標達成を測る評価指標・評価基準を備え、それに基づき達成度を把握するように設定される。当大学では、このような明確な指標・基準に基づいて目標設定や評価を行う、言わば「評価文化」が根付きつつある。



桜美林大学：カリキュラムマップの策定、履修モデル・アドバイザー指導（Ⅱ授業科目・教育課程の編成・実施）

- ▶ 桜美林大学では、大学全体のDPを策定、これに基づいて各学群（学部相当）・専攻プログラム等（学科相当）においてもDPを策定している。これらのDPに則った形で各学群・専攻プログラム等のカリキュラムマップを策定している。
- ▶ 上述のようなカリキュラムマップは、学生の履修の目安とはなるが、具体的にどのような科目を履修していった方が良いかなど具体的な資料にはなりにくい。そこで、当大学では、DP及びカリキュラムマップに則った形で、各学群・専攻プログラム等の履修モデルを作成。
- ▶ 履修モデルは、学生個々人の志向によっては調整が必要になる。そこで、学生がスムーズに調整が行えるように、アドバイザー制度を活用している。

グローバル・コミュニケーション学群<英語特別専修・留学2年次>履修モデル

履修科目	1年次		2年次		3年次		履修単位数	備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
グローバル・コミュニケーション学入門	履修科目1	履修科目2	履修科目3	履修科目4	履修科目5	履修科目6	2	
英語基礎科目	履修科目7	履修科目8	履修科目9	履修科目10	履修科目11	履修科目12	8	
英語応用科目	履修科目13	履修科目14	履修科目15	履修科目16	履修科目17	履修科目18	8	
英語特級科目	履修科目19	履修科目20	履修科目21	履修科目22	履修科目23	履修科目24	8	
自由選修科目	履修科目25	履修科目26	履修科目27	履修科目28	履修科目29	履修科目30	8	
英語1A	履修科目31	履修科目32	履修科目33	履修科目34	履修科目35	履修科目36	4	
英語1B	履修科目37	履修科目38	履修科目39	履修科目40	履修科目41	履修科目42	4	
英語2A	履修科目43	履修科目44	履修科目45	履修科目46	履修科目47	履修科目48	4	
英語2B	履修科目49	履修科目50	履修科目51	履修科目52	履修科目53	履修科目54	4	
英語3A	履修科目55	履修科目56	履修科目57	履修科目58	履修科目59	履修科目60	4	
英語3B	履修科目61	履修科目62	履修科目63	履修科目64	履修科目65	履修科目66	4	
英語3C	履修科目67	履修科目68	履修科目69	履修科目70	履修科目71	履修科目72	4	
英語3D	履修科目73	履修科目74	履修科目75	履修科目76	履修科目77	履修科目78	4	
英語3E	履修科目79	履修科目80	履修科目81	履修科目82	履修科目83	履修科目84	4	
英語3F	履修科目85	履修科目86	履修科目87	履修科目88	履修科目89	履修科目90	4	
英語3G	履修科目91	履修科目92	履修科目93	履修科目94	履修科目95	履修科目96	4	
英語3H	履修科目97	履修科目98	履修科目99	履修科目100	履修科目101	履修科目102	4	

■事例の紹介例②

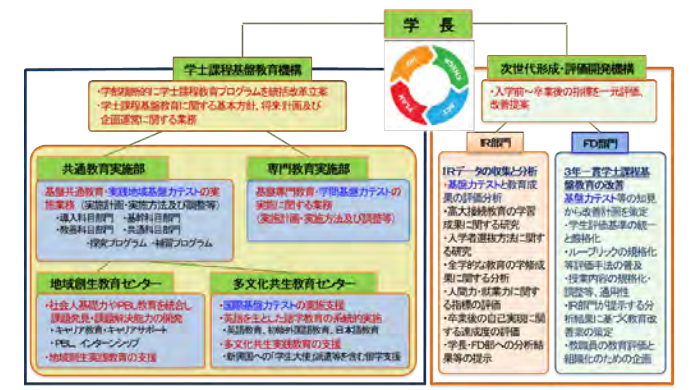
国際基督教大学：授業効果調査（Ⅲ学修成果・教育成果の把握・可視化）

- ▶ 授業効果調査は毎学期の最終回に実施する。本アンケート調査では、自分がどのようにこの授業に取り組んだか（この授業のためにどの程度の勉強をしたか、どのような能力を身につけられたかなど）、また授業そのものに対する評価（この授業に触発されたか、教員の課題に対するフィードバックは適切だったかなど）の設問を設けている。



山形大学：次世代形成・評価開発機構IR部門（Ⅳ教学マネジメントを支える基盤）

- ▶ 山形大学の次世代形成・評価開発機構は平成28年に設置された学長直下の組織である。これと対になる組織として学士課程基盤教育機構がある。この両組織で大学の教育に係るPDCAサイクルをまわしている。
- ▶ 山形大学次世代形成・評価開発機構IR部門には2つのミッションがある。ひとつは、IR（Institutional Reserch）であり、もうひとつはIE（Institutional Effectiveness）である。IEとは、IR機能を活用して効果検証を行い、大学コミュニティとして継続的改善の循環プロセスを実行することであり、PDCAサイクルをまわすことがミッションである。IRだけを行っていてもその結果が活かさなければ意味がないので、IEを意識した活動を大学全体で推進している。



金沢工業大学：ステークホルダー交流会（ステークホルダーウィーク）の実施（Ⅴ情報公表）

- ▶ プロジェクトデザイン教育等では、関係者や資金提供者に対して活動報告を行っていたが、同時に学生の出身高校や保護者などに報告範囲を広げていき、現在のステークホルダー交流会に発展。
- ▶ 各PJの報告会を実施時期を集約して多くのステークホルダーに多くの学生の発表を見ていただく「ステークホルダーウィーク」として開催。



(1) 質保証システムの見直しに当たっての検討

- 第10期の議論において「質保証システム全体について／質が保証されている大学とは」というテーマに基づき議論。その際にも、設置基準・設置認可審査、認証評価、情報公表に係る意見が出されている。
- これらの意見も踏まえつつ、「客観性の確保」「透明性の向上」「先進性・先導性の確保（柔軟性）」「厳格性の担保」の観点から各制度を検討した際に考えられる課題や問題点はどのようなことが考えられるか。

① 大学設置基準・設置認可審査制度

(大学設置基準)

大学設置基準の概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

（趣旨）

第一条 大学（短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

◆第一章 総則◆

- 趣旨
- 教育研究上の目的
- 入学者選抜
- 教職協同

◆第二章 教育研究上の基本組織◆

- 学部・学科・課程
- 学部以外の基本組織

◆第三章 教員組織◆

- 教員組織
- 授業科目の担当
- 実務家教員の教育課程編成
- 授業を担当しない教員
- 専任教員
- 専任教員数

◆第四章 教員の資格◆

- 学長、教授等の資格

◆第五章 収容定員◆

- 収容定員

◆第六章 教育課程◆

- 教育課程の編成方針・方法
- 単位
- 授業期間
- 授業を行う学生数
- 授業の方法
- 成績評価基準等の明示
- 教員の組織的な研修
- 昼夜開講制

◆第七章 卒業の要件等◆

- 単位の授与
- 履修科目の登録の上限
- 他の大学の授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位の認定
- 長期履修・科目等履修生
- 卒業の要件

◆第八章 校地、校舎等の施設及び設備等◆

- 校地・運動場・校舎等施設
- 校地・校舎面積基準
- 図書等の資料及び図書館
- 附属施設
- 機械・器具等

◆第九章 事務組織等◆

- 事務組織
- 厚生補導の組織
- キャリア教育体制
- 職員の研修機会等

◆第九章の二 学部等連係課程実施基本組織に関する特例◆

◆第十章 専門職学科に関する特例◆

◆第十一章 共同教育課程に関する特例◆

◆第十二章 国際連携学科に関する特例◆

◆第十三章 工学に関する学部の教育課程に関する特例◆

◆第十四章 雑則◆

- 外国に設ける組織
- 段階的整備

教育基本法（平成十八年法律第百二十号）（抄）

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、**自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重**されなければならない。

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第八十三条 大学は、**学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開**させることを目的とする。

2 大学は、**その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供**することにより、社会の発展に寄与するものとする。

大学設置基準（第一章 総則）

（趣旨）

- 第一条 大学（専門職大学及び短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
- 2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。
- 3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

（教育研究上の目的）

- 第二条 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

（入学者選抜）

- 第二条の二 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

（教員と事務職員等の連携及び協働）

- 第二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

大学設置基準（第二章 教育研究上の基本組織）

（学部）

第三条 大学は、学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。

（学科）

第四条 学部には、専攻により学科を設ける。

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

（課程）

第五条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。

（学部以外の基本組織）

第六条 学校教育法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

一 教育研究上適当な規模内容を有すること。

二 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。

三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。

2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準（第四十五条第一項に規定する共同学科（第十三条及び第三十七条の二において「共同学科」という。）及び第五十条第一項に規定する国際連携学科に係るものを含む。）に準ずるものとする。

3 この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十六条、第四十八条、第四十九条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

（参考）学校教育法

第八十五条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

大学設置基準（第三章 教員組織①）

（教員組織）

第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

（授業科目の担当）

第十条 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。

2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。

（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）

第十条の二 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。

（授業を担当しない教員）

第十一条 大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。

（専任教員）

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

大学設置基準（第三章 教員組織②）

（専任教員数）

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

別表第一 イ 抜粋

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

学部の種類	一学科で組織する場合の専任教員数		二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数	
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
文学関係	三二〇—六〇〇	一〇	二〇〇—四〇〇	六
教育学・保育学関係	三二〇—六〇〇	一〇	二〇〇—四〇〇	六
法学関係	四〇〇—八〇〇	一四	四〇〇—六〇〇	一〇
経済学関係	四〇〇—八〇〇	一四	四〇〇—六〇〇	一〇
社会学・社会福祉学関係	四〇〇—八〇〇	一四	四〇〇—六〇〇	一〇
理学関係	二〇〇—四〇〇	一四	一六〇—三二〇	八

備考

- 一 この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする（（2）の表及び別表第二において同じ。）。
- 二 この表に定める教員数には、第十一条の授業を担当しない教員を含まないこととする（（2）及び口の表並びに別表第二において同じ。）。
- 三 収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる（（2）の表及び別表第二において同じ。）。
- 四 収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人（獣医学関係又は薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）にあつては、収容定員六〇〇人につき教員六人）の割合により算出される数の教員を増加するものとする（口の表において同じ。）。
- 五～十二 （略）

別表第二

大学全体の収容定員	四〇〇人	八〇〇人
専任教員数	七	一二

大学設置基準について（第四章 教員の資格①）

（学長の資格）

第十三条の二 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。

（教授の資格）

第十四条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- 四 大学又は専門職大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- 五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- 六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

（准教授の資格）

第十五条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 前条各号のいずれかに該当する者
- 二 大学又は専門職大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- 三 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 四 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- 五 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

大学設置基準について（第四章 教員の資格②）

（講師の資格）

第十六条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第十四条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- 二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

（助教の資格）

第十六条の二 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 第十四条各号又は第十五条各号のいずれかに該当する者
- 二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 三 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

（助手の資格）

第十七条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

（収容定員）

第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

大学設置基準（第六章 教育課程①）

（教育課程の編成方針）

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

（連携開設科目）

第十九条の二 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する他の大学、専門職大学又は短期大学（以下この条において「他大学」という。）が当該大学と連携して開設する授業科目（次項に規定する要件に適合するものに限る。以下この条及び第二十七条の三において「連携開設科目」という。）を、当該大学が自ら開設したものとみなすことができる。

一 当該大学の設置者（その設置する他大学と当該大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合するものに限る。）が設置する他大学

二 大学等連携推進法人（その社員のうちに大学、専門職大学又は短期大学の設置者が二以上ある一般社団法人のうち、その社員が設置する大学、専門職大学又は短期大学との間の連携の推進を目的とするものであつて、当該大学、専門職大学又は短期大学との間の緊密な連携が確保されていることについて文部科学大臣の認定を受けたものをいう。次項第二号及び第四十五条第三項において同じ。）（当該大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置する他大学

2 前項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿つて開設されなければならない。

一 前項第一号に該当する他大学が開設するもの 同号に規定する基準の定めるところにより当該大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

二 前項第二号に該当する他大学が開設するもの 同号の大学等連携推進法人が策定する連携推進方針（その社員が設置する大学、専門職大学又は短期大学との間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。）

3 第一項の規定により連携開設科目を自ら開設したものとみなす大学及び当該連携開設科目を開設する他大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

（教育課程の編成方法）

第二十条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

大学設置基準（第六章 教育課程②）

（単位）

第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。

三 （略）

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（参考）単位制度の国際的な接続について

- アジア太平洋大学交流機構 (UMAP: University Mobility in Asia and the Pacific) は、域内の共通の単位互換制度として、UMAP 単位互換方式 (以下 UCTS: UMAP Credit Transfer Scheme) を開発。
- 2013年5月に開催されたUMAP国際理事会により、以下の「新たな概念」が導入。これにより多くのUMAP参加国並びに参加大学間では、1単位は1単位で単位互換が可能に。（従来は各大学の個別判断に委ねられていた）

1UCTS = 38～48学修時間数とする。

また、その学修時間数には、13～16時間の授業時間数 (academic hour) が含まれる。

▼UCTSと他の国・地域の単位（互換）制度との換算表

国／地域	UCTS	アジア	日本	米国	欧州 (ECTS)※	英国 (CATS) ※※
単位換算	1UCTS	1単位	1単位	1単位	1.5ECTS	3単位
学修量	38-48時間	38-48時間	45時間	45時間	37.5-45時間	ECTSから換算
授業時間	13-16時間	13-16時間	15時間	15時間	—	—

※ECTS—欧州単位互換制度 (European Credit Transfer System)

※※英国の3単位は高等教育質保証機構 (QAA: Quality Assurance Agency for Higher Education) が説明している英国と

ECTSとの単位換算原則 (2008年) に基づく。この原則は英国で単位累積互換制度 (CATS: Credit Accumulation and Transfer Scheme) を利用するすべての高等教育機関に対し効力を有する。
【出典】以下の国立大学協会HPを参照し作成
<https://www.janu.jp/international/umap-ucts.html>

（一年間の授業期間）

第二十二條 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業期間）

第二十三條 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

（授業を行う学生数）

第二十四條 大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

※第二十五條（授業の方法）は次ページ

（成績評価基準等の明示等）

第二十五條の二 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第二十五條の三 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（昼夜開講制）

第二十六條 大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学部において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。 77

大学設置基準（第六章 教育課程④（授業の方法））

（授業の方法）

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

（参考）平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件）（いわゆる「メディア授業告示」）（抄）

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。）において履修させるもの

二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの

○（参考）平成15年文部科学省告示第43号（大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件）（いわゆる「サテライト告示」）（抄）

大学設置基準第二十五条第四項の規定に基づき、大学が授業の一部を校舎並びに附属施設以外の場所で行う場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 実務の経験を有する者等を対象とした授業を行うものであること。

二 校舎及び附属施設において十分な教育研究を行い、その一部を校舎及び附属施設以外の場所において行うものであること。

三 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、実務の経験を有する者等の利便及び教員等の移動に配慮し、教育研究上支障がない位置にあること。

四 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育にふさわしい環境を有し、当該場所には、学生自習室その他の施設及び図書等の施設が適切に整備されていること。

大学設置基準（第七章 卒業の要件等①）

（単位の授与）

第二十七条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

（履修科目の登録の上限）

第二十七条の二 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（履修科目の登録の上限）

第二十七条の二 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（連携開設科目に係る単位の認定）

第二十七条の三 大学は、学生が他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第二十八条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。）又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

大学設置基準（第七章 卒業の要件等②）

（大学以外の教育施設等における学修）

第二十九条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第三十条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第三十一条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。）を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に行つた前条第一項に規定する学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位（第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第三十条の二 大学は、大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（科目等履修生等）

第三十一条 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下この条において「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

2 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で学校教育法第百五条に規定する特別の課程を履修する者（以下この条において「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

3 科目等履修生及び特別の課程履修生に対する単位の授与については、第二十七条の規定を準用する。

4 大学は、科目等履修生、特別の課程履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第十三条、第三十七条及び第三十七条の二に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

5 大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、第二十四条の規定を踏まえ、適当な人数とするものとする。

大学設置基準（第七章 卒業の要件等③）

（卒業の要件）

- 第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十八単位以上を修得することとする。ただし、教育上必要と認められる場合には、大学は、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもつて代えることができる。
 - 3 第一項の規定にかかわらず、薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十六単位以上（将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習（以下「薬学実務実習」という。）に係る二十単位以上を含む。）を修得することとする。
 - 4 第一項の規定にかかわらず、獣医学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十二単位以上を修得することとする。
 - 5 前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。
 - 6 第一項から第四項まで又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は三十単位を超えないものとする。

（参考）学校教育法

- 第八十七条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。
- 2 （略）

（授業時間制をとる場合の特例）

- 第三十三条 前条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて単位の修得に代える授業科目に係る第二十一条第一項又は第二十七条の規定の適用については、第二十一条第一項中「単位数」とあるのは「授業時間数」と、第二十七条中「一の授業科目」とあるのは「授業科目」と、「単位を与えるものとする」とあるのは「修了を認定するものとする」とする。
- 2 授業時間数を定めた授業科目については、当該授業科目の授業時間数をこれに相当する単位数とみなして第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第二項の規定を適用することができる。

大学設置基準（第八章 校地、校舎等の施設及び設備等①）

（校地）

第三十四条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。

3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。

- 一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。
- 二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

（運動場）

第三十五条 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。

3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。

- 一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。
- 二 校舎から至近の位置に立地していること。
- 三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

大学設置基準（第八章 校地、校舎等の施設及び設備等②）

（校舎等施設）

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

一 学長室、会議室、事務室

二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）

三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。

3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。

4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

（校地の面積）

第三十七条 大学における校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

2 前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学部（昼間において授業を行う学部をいう。以下同じ。）及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。

3 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

大学設置基準（第八章 校地、校舎等の施設及び設備等③）

（校舎の面積）

第三十七条の二 校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあつては、別表第三イ(1)若しくは(2)又はロの表に定める面積（略）以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積（略）が最大である学部についての同表に定める面積（略）に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三ロ又はハ(1)若しくは(2)の表に定める面積（略）を合計した面積を加えた面積（略）以上とする。

別表第三 イ(1)抜粋

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積

学部の種類	収容定員	二〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	四〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	八〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	八〇一人以上の場合の面積（平方メートル）
文学関係	2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
教育学・保育学関係	2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
法学関係	2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
経済学関係	2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
社会学・社会福祉学関係	2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
理学関係	4,628	$(\text{収容定員}-200) \times 1,157 \div 200 + 4,628$	$(\text{収容定員}-400) \times 3,140 \div 400 + 5,785$	$(\text{収容定員}-800) \times 3,140 \div 400 + 8,925$	$(\text{収容定員}-800) \times 3,140 \div 400 + 8,925$

別表第三 ハ(1)抜粋

ハ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る加算校舎面積

学部の種類	収容定員	二〇〇人までの面積（平方メートル）	四〇〇人までの面積（平方メートル）	六〇〇人までの面積（平方メートル）	八〇〇人までの面積（平方メートル）	一〇〇〇人までの面積（平方メートル）	一二〇〇人までの面積（平方メートル）	一四〇〇人までの面積（平方メートル）	一六〇〇人までの面積（平方メートル）	一八〇〇人までの面積（平方メートル）	二〇〇〇人までの面積（平方メートル）
文学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八	七、七六八
教育学・保育学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八	七、七六八
法学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八	七、七六八
経済学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八	七、七六八
社会学・社会福祉学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八	七、七六八
理学関係	三、一七三	三、九六六	五、六一九	七、一〇七	八、七六〇	一〇、二四七	一一、七三四	一三、二二一	一四、七〇八	一六、一九五	一六、一九五

大学設置基準（第八章 校地、校舎等の施設及び設備等④）

（図書等の資料及び図書館）

第三十八条 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

- 2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めるものとする。
- 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。
- 4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。
- 5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

（附属施設）

第三十九条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

学部又は学科	附属施設
教員養成に関する学部又は学科	附属学校又は附属幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園であつて、大学に附属して設置されるものをいう。）
医学又は歯学に関する学部	附属病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十条第一項に規定する参加法人が開設する病院（医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合として文部科学大臣が別に定める場合に限る。）を含む。）
農学に関する学部	農場
林学に関する学科	演習林
獣医学に関する学部又は学科	家畜病院
畜産学に関する学部又は学科	飼育場又は牧場
水産学又は商船に関する学部	練習船（共同利用による場合を含む。）
水産増殖に関する学科	養殖施設
薬学に関する学部又は学科	薬用植物園（薬草園）
体育に関する学部又は学科	体育館

2 工学に関する学部を置く大学には、原則として実験・実習工場を置くものとする。

大学設置基準（第八章 校地、校舎等の施設及び設備等⑤）

（薬学実務実習に必要な施設）

第三十九条の二 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを置き、又は設ける大学は、薬学実務実習に必要な施設を確保するものとする。

（機械、器具等）

第四十条 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）

第四十条の二 大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

（教育研究環境の整備）

第四十条の三 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

（大学等の名称）

第四十条の四 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

（事務組織）

第四十一条 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

（厚生補導の組織）

第四十二条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

第四十二条の二 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

（研修の機会等）

第四十二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

（学部等連係課程実施基本組織）

- 第四十二条の三の二 大学は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であつて、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該大学に置かれる二以上の学部等（学部又は学部以外の基本組織（この条の規定により置かれたものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）との緊密な連係及び協力の下、当該二以上の学部等が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織（以下この条及び別表第一において「学部等連係課程実施基本組織」という。）を置くことができる。
- 2 学部等連係課程実施基本組織に係る専任教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、前項に規定する二以上の学部等（以下この条において「連係協力学部等」という。）の専任教員がこれを兼ねることができる。
 - 3 学部等連係課程実施基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等の全てがそれらに係る当該基準をそれぞれ満たすことをもつて足りるものとする。
 - 4 学部等連係課程実施基本組織の収容定員は、連係協力学部等の収容定員の内数とし、当該学部等連係課程実施基本組織ごとに学則で定めるものとする。
 - 5 第六条第三項の規定にかかわらず、この省令において、第二章、第十三条、第十八条、第三十七条の二、第三十九条、第十章から第十三章まで、第五十七条及び別表第一から別表第三までを除き、「学部」には学部等連係課程実施基本組織を含むものとする。

大学設置基準（第十章 専門職学科に関する特例①）

（専門職学科とする学科等）

第四十二条の四 大学の学部の学科（学校教育法第八十七条第二項に規定する課程に係る学科を除く。）のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開する教育課程を編成するものは、専門職学科とする。

2 前項に規定する専門職学科のみで組織する学部は、専門職学部とする。

（専門職学科に係る入学者選抜）

第四十二条の五 専門職学科を設ける大学は、専門職学科に係る入学者の選抜に当たっては、第二条の二に定めるところによるほか、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。

（実務の経験等を有する専任教員）

第四十二条の六 専門職学科を置く学部に係る第十三条の規定による専任教員数のうち、別表第一イ(2)による専門職学科の専任教員数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。）とする。

- 2 専門職学科に係る実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 大学又は専門職大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
 - 二 博士の学位、修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
 - 三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者
- 3 第一項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。

（専門職学科に係る教育課程の編成方針）

第四十二条の七 専門職学科の教育課程の編成に当たっては、専門職学科を設ける大学は、第十九条に定めるところによるほか、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

- 2 専門職学科を設ける大学は、専門職学科の専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。
- 3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

大学設置基準（第十章 専門職学科に関する特例②）

（教育課程連携協議会）

第四十二条の八 専門職学科を設ける大学は、産業界及び地域社会との連携により、専門職学科の教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 学長又は専門職学科を設ける学部の長（以下この条において「学長等」という。）が指名する教員その他の職員
- 二 当該専門職学科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
- 三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
- 四 臨地実務実習（第四十二条の十二第一項第三号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職学科を設ける大学と協力する事業者
- 五 当該専門職学科を設ける大学の教員その他の職員以外の者であつて学長等が必要と認めるもの

3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとする。

- 一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の専門職学科の教育課程の編成に関する基本的な事項
- 二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の専門職学科の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

（専門職学科の授業科目）

第四十二条の九 専門職学科を設ける大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

- 一 一般・基礎科目（幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目並びに生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
- 二 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
- 三 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であつて、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。）
- 四 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。）

大学設置基準（第十章 専門職学科に関する特例③）

（専門職学科に係る授業を行う学生数）

第四十二条の十 専門職学科を設ける大学が当該専門職学科の一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、第二十四条の規定にかかわらず、四十人以下とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができる場合は、この限りでない。

（入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定）

第四十二条の十一 専門職学科を設ける大学は、学生が当該大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて、当該職業を担うための実践的な能力（当該専門職学科において修得させることとしているものに限る。）を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職学科における授業科目の履修とみなし、三十単位を超えない範囲で大学の定めるところにより、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項並びに第三十条第一項及び第二項により当該大学において修得したものとみなし、又は与える単位数（第三十条第一項により修得したものとみなす単位数にあつては、当該大学において入学前に修得した単位以外のものに限る。）と合わせて六十単位を超えないものとする。

（専門職学科に係る卒業の要件）

第四十二条の十二 専門職学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項及び第五項に定めるところによるほか、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 同条第一項の規定により卒業の要件として修得すべき百二十四単位以上の単位数に、一般・基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ二十単位以上、職業専門科目に係る六十単位以上並びに総合科目に係る四単位以上が含まれること。
- 二 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができる場合）には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る四十単位以上を修得すること。
- 三 前号の授業科目に係る単位数に臨地実務実習（企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であつて、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）に係る二十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができる場合）には、五単位を超えない範囲で、連携実務演習等（企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの（臨地実務実習を除く。）であつて、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。）をもつてこれに代えることができること。

（実務実習に必要な施設）

第四十二条の十三 専門職学科を設ける大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、当該専門職学科に係る臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。

大学設置基準（第十一章 共同教育課程に関する特例①）

（共同教育課程の編成）

第四十三条 二以上の大学は、その大学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十九条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の大学のうち一の大学が開設する授業科目を、当該二以上の大学のうち他の大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び大学が外国に設ける学部、学科その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該学科に係る卒業の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。以下「共同教育課程」という。）を編成することができる。ただし、共同教育課程を編成する大学（以下「構成大学」という。）は、それぞれ当該共同教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 大学は、共同教育課程（大学院の課程に係るものを含む。）のみを編成することはできない。

3 構成大学は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

（共同教育課程に係る単位の認定）

第四十四条 構成大学は、学生が当該構成大学のうち一の大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位（第三十二条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）を、当該構成大学のうち他の大学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

（共同学科に係る卒業の要件）

第四十五条 共同教育課程を編成する学科（以下「共同学科」という。）に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第四十二条の十二に定めるもののほか、それぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する共同学科に係る卒業の要件は、第三十二条第二項に定めるもののほか、それぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十二単位（同項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）以上を修得することとする。

3 全ての構成大学の設置者が同一であり、かつ、第十九条の二第一項第一号に規定する基準に適合している場合又は全ての構成大学の設置者が同一の大学等連携推進法人（共同教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員である場合における前二項の規定の適用については、これらの項中「三十一単位」及び「三十二単位」とあるのは、「二十単位」とする。

4 前三項の規定によりそれぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

大学設置基準（第十一章 共同教育課程に関する特例②）

（共同学科に係る専任教員数）

- 第四十六条 共同学科に係る専任教員の数は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イ（１）若しくは（２）の表の中欄又は口の表を適用して得られる教授等の数（次項において「全体専任教員数」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「大学別専任教員数」という。）以上とする。
- 前項に規定する当該共同教育課程を編成する学科に係る大学別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいずれかの大学の当該共同教育課程を編成する学科に置くものとする。
 - 第一項の規定による当該共同教育課程を編成する学科に係る大学別専任教員数（前項の規定により当該学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数）が、当該学科の種類に応じ、別表第一イ（１）若しくは（２）の表の下欄（保健衛生学関係（看護学関係）にあつては、中欄）に定める専任教員の数の八割に相当する数又は別表第一口の表の収容定員三六〇人までの場合の専任教員数の欄の数（以下これらをこの項において「最小大学別専任教員数」という。）に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該学科に係る専任教員の数は、最小大学別専任教員数以上とする。

（共同学科に係る校地の面積）

- 第四十七条 第三十七条第一項の規定にかかわらず、共同学科に係る校地の面積については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。

（共同学科に係る校舎の面積）

- 第四十八条 共同学科に係る校舎の面積は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ別表第三イ（１）若しくは（２）又は口の表を適用して得られる面積（次項において「全体校舎面積」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積（次項において「大学別校舎面積」という。）以上とする。
- 第三十七条の二及び前項の規定にかかわらず、共同学科に係る校舎の面積については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに大学別校舎面積を有することを要しない。

（共同学科に係る施設及び設備）

- 第四十九条 前二条に定めるもののほか、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条の十三の規定にかかわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

大学設置基準（第十二章 工学に関する学部の教育課程等に関する特例）

（工学に関する学部の教育課程の編成）

第四十九条の二 工学に関する学部を設ける大学であつて当該学部を基礎とする大学院の研究科を設けるものは、当該学部における教育及び当該研究科における教育の連続性に配慮した教育課程（以下「工学分野の連続性に配慮した教育課程」という。）を編成することができる。

- 2 工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成する大学は、当該教育課程を履修する学生が幅広く深い教養及び総合的な判断力を向上させることができるよう、当該大学における工学に関する学部において、工学以外の専攻分野に係る授業科目、企業等との連携による授業科目その他多様な授業科目を開設するよう努めるものとする。

（工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置）

第四十九条の三 前条第二項に規定する工学以外の専攻分野に係る授業科目を開設する場合は、第十三条に規定する数の専任教員に加え、当該授業科目の実施に必要な教員を置くものとする。この場合において、当該教員については、大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における工学に関する学部以外の学部における専任教員をもつて充てることができる。

- 2 前条第二項に規定する企業等との連携による授業科目を開設する場合は、第十三条に規定する数の専任教員に加え、当該授業科目の実施に必要な専任教員として、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を置くものとする。この場合において、当該教員が専任教員以外の者である場合には、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の教育研究上の組織の運営について責任を担うこととする。

（課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員数）

第四十九条の四 第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員の数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。ただし、収容定員が、第一号に掲げる場合にあつては別表第一イの表に定める数、第二号に掲げる場合にあつては同表に定める数に専攻分野の数を乗じた数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる。

- 一 当該学部が一の専攻分野のみを有する場合 別表第一イの表の中欄に定める教員数とする。収容定員が同欄に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。
- 二 当該学部が二以上の専攻分野を有する場合 別表第一イの表の下欄に定める教員数に専攻分野の数を乗じた数とする。収容定員が同欄に定める数に専攻分野の数を乗じた数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

大学設置基準（第十三章 国際連携学科に関する特例①）

（国際連携学科の設置）

第五十条 大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科（第五条の課程を含む。）（以下「国際連携学科」という。）を設けることができる。

2 大学は、学部に国際連携学科のみを設けることはできない。

3 国際連携学科の收容定員は、当該学科を設ける学部の收容定員の二割（一の学部に複数の国際連携学科を設けるときは、それらの收容定員の合計が当該学部の收容定員の二割）を超えない範囲で定めるものとする。

（国際連携教育課程の編成）

第五十一条 国際連携学科を設ける大学は、第十九条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学（以下「連携外国大学」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学と連携した教育課程（通信教育に係るものを除く。）（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。ただし、国際連携学科を設ける大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 国際連携学科を設ける大学は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

（共同開設科目）

第五十二条 国際連携学科を設ける大学は、第十九条第一項の規定にかかわらず、連携外国大学と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携学科を設ける大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位を超えない範囲で、当該大学又は連携外国大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国大学において修得した単位数が、第五十四条第一項及び第二項の規定により連携外国大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学において修得した単位とすることはできない。

（国際連携教育課程に係る単位の認定）

第五十三条 国際連携学科を設ける大学は、学生が連携外国大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位（第三十二条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

大学設置基準（第十三章 国際連携学科に関する特例②）

（国際連携学科に係る卒業の要件）

第五十四条 国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第四十二条の十二に定めるもののほか、国際連携学科を設ける大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により六十二単位以上（薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを履修する課程にあつては九十三単位以上、獣医学を履修する課程にあつては九十一単位以上）を修得するとともに、それぞれの連携外国大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により九十四単位以上（同項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）を修得するとともに、それぞれの連携外国大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十二単位以上を修得することとする。

3 前二項の規定により国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

（国際連携学科に係る専任教員数）

第五十五条 国際連携学科を置く学部に係る専任教員の数は、第十三条に定める学部の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

（国際連携学科に係る施設及び設備）

第五十六条 第三十四条から第三十六条、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条の十三の規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、国際連携学科を設ける大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

大学設置基準について（雑則）

（外国に設ける組織）

第五十七条 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学部、学科その他の組織を設けることができる。

（学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外）

第五十八条 第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項及び第五項、第三十七条、第三十七条の二、第四十七条、第四十八条並びに第四十九条（第三十四条、第三十五条並びに第三十六条第四項及び第五項の規定に係る施設及び設備について適用する場合に限る。）の規定は、学校教育法第百三条に定める大学には適用しない。

（その他の基準）

第五十九条 大学院その他に関する基準は、別に定める。

（段階的整備）

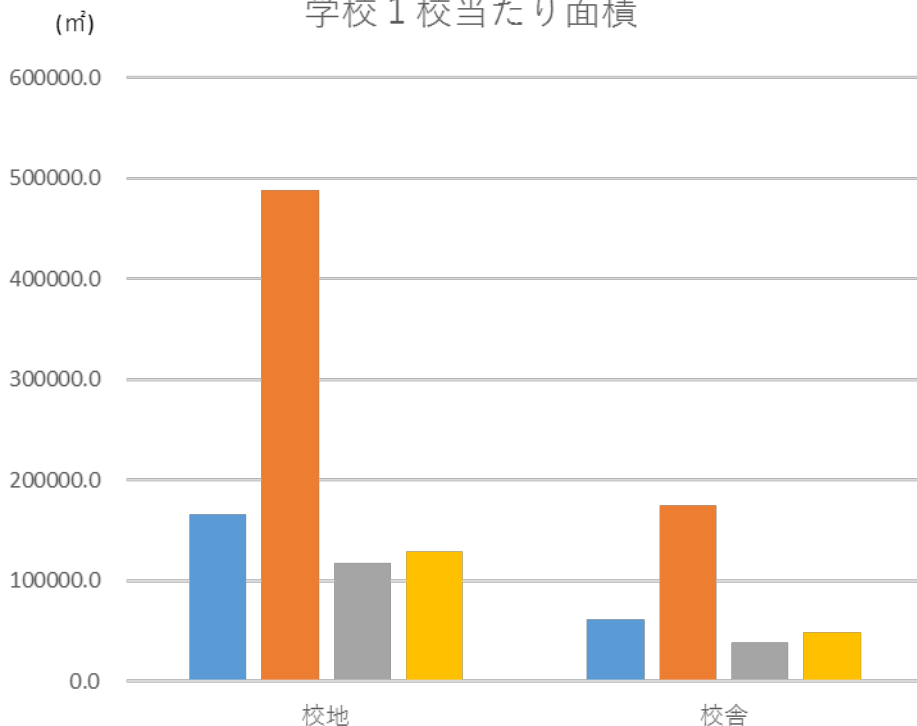
第六十条 新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。（薬学実務実習に必要な施設）

校地校舎面積に関するデータ

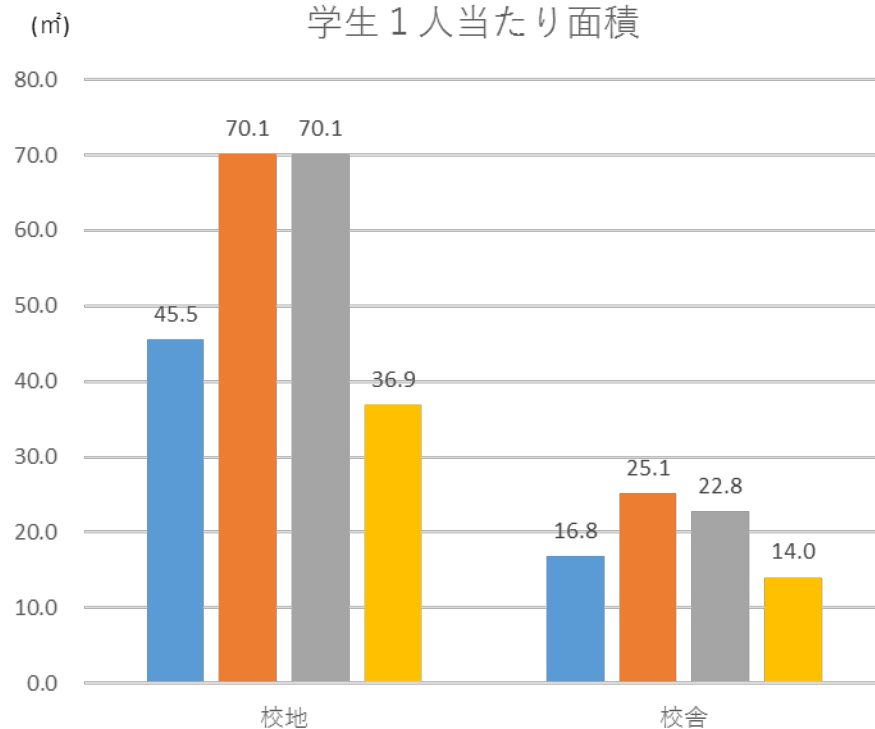
- 学校1校当たりの面積は、校地校舎ともに国立大学が大きくなっている。
- 学生1人当たり面積は、校地校舎ともに国公立の方が私立よりも大きい。

計 国 立 公 立 私 立

学校1校当たり面積



学生1人当たり面積



出典：学校基本調査（令和2年5月1日時点）、国立大学法人等施設実態報告書（令和2年5月1日時点）のデータ（国立大学の校舎面積）を基に作成。

注）校地面積：学校基本調査の「校舎・講堂・体育施設敷地」「屋外運動場敷地」「附属病院敷地」の合計

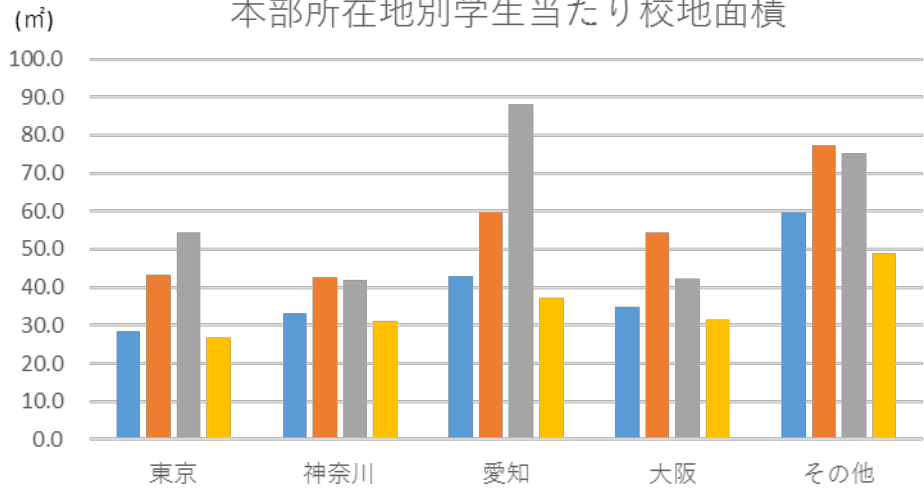
校舎面積：（公私）学校基本調査の「校舎」面積から「厚生補導施設」面積を除いたもの、（国）国立大学法人等施設実態報告書の「大学教育・研究施設」面積

校地校舎面積に関するデータ

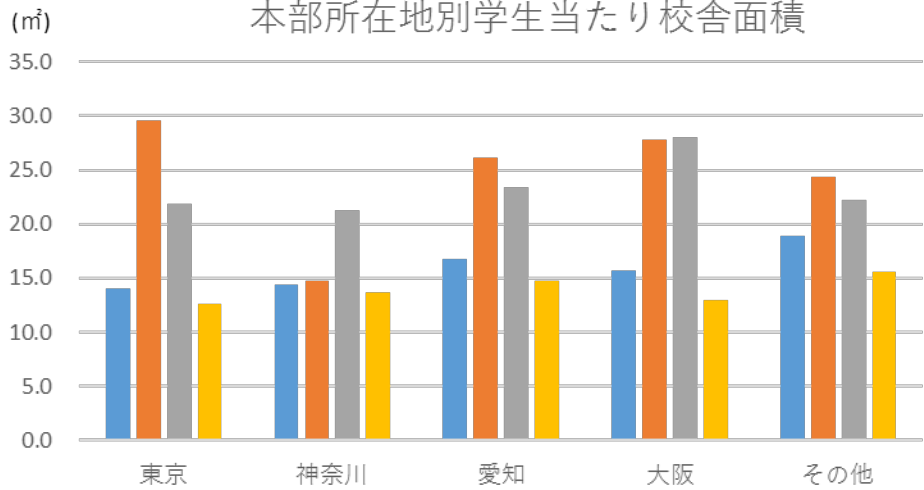
- 所在地別では、特に校地については、人口の多い地域が他地域より学生当たり面積が小さい傾向にある。
- 学生数の規模別では、規模が大きくなるにつれて、校地校舎とも学生当たり面積が小さくなる傾向にある。

— 計 — 国立 — 公立 — 私立

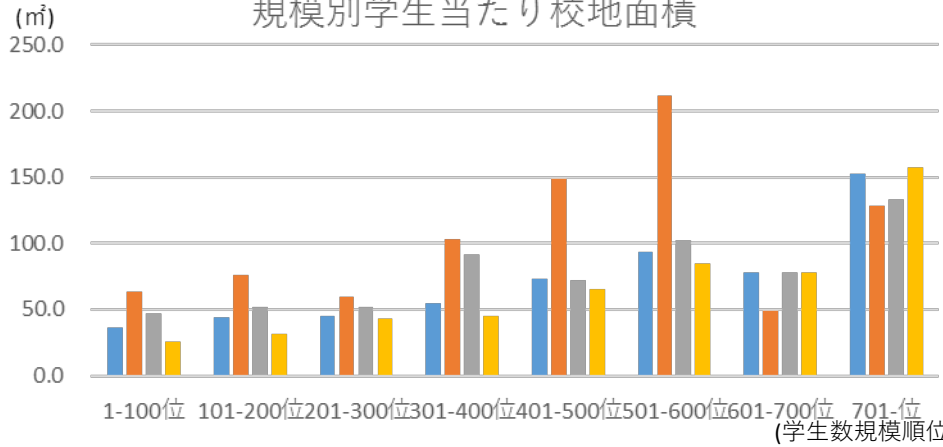
本部所在地別学生当たり校地面積



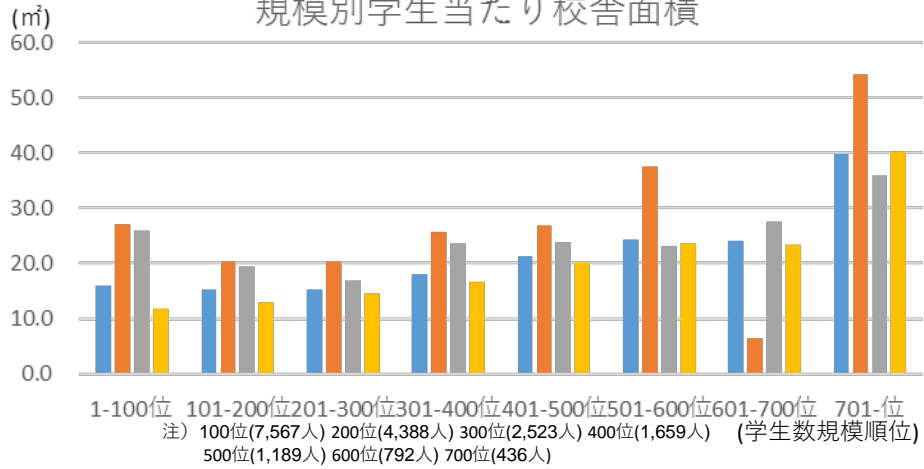
本部所在地別学生当たり校舎面積



規模別学生当たり校地面積



規模別学生当たり校舎面積

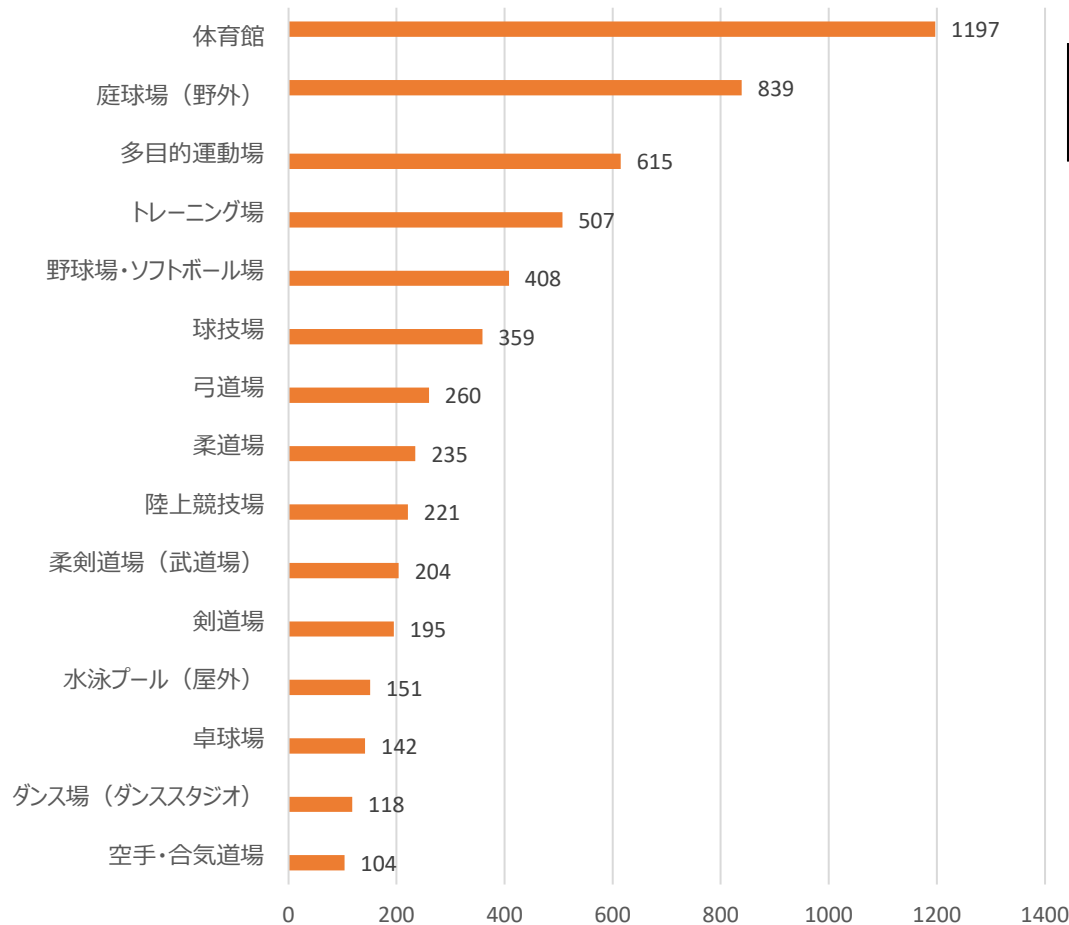


出典：学校基本調査（令和2年5月1日時点）、国立大学法人等施設実態報告書（令和2年5月1日時点）のデータ（国立大学の校舎面積）を基に作成。
 注）校地面積：学校基本調査の「校舎・講堂・体育施設敷地」「屋外運動場敷地」「附属病院敷地」の合計
 校舎面積：（公私）学校基本調査の「校舎」面積から「厚生補導施設」面積を除いたもの、（国）国立大学法人等施設実態報告書の「大学教育・研究施設」面積

運動場、体育館等の整備状況に関するデータ

- 大学（短期大学を含む）・高等専門学校施設の施設総数は6,122 箇所。
- そのうち、施設種別ごとの設置数が最も多い施設は体育館で1,197 箇所、次いで庭球場（野外）839 箇所、多目的運動場615箇所、トレーニング場507箇所、野球場・ソフトボール場408箇所となっている。

体育・スポーツ施設種別 設置箇所数



	調査配布数	回収数	回収率
H30	1,179	785	66.6%

※平成30年度の回収数785のうち
730は大学・短期大学
55は高等専門学校 である。

※本調査の施設数は施設種別ごとにカウントしている。
（大学内に体育館とプールがある場合、体育館1、
屋外プール1とカウント）。

出典：体育・スポーツ施設現況調査（平成30年度）を基に作成。

大綱化以降の大学設置基準等の弾力化・明確化の主な内容①

【大学の基本組織に関する規定の弾力化】

①学部の種類の規定の撤廃（平成3年）

学部の種類について、新たな分野の展開等を考慮し、文学、法学、経済学等の例示規定を撤廃。

②学科の下部組織の規定の撤廃（平成3年）

教育研究上特に必要があるときは学科に専攻課程を設けることができるとする規定を撤廃し、各大学の裁量にゆだねた。

③学科に代えて課程を設けるための要件に関する規定の弾力化（平成3年）

「学科を設けることが適当でないとき」としていた課程設置の条件を、「有益かつ適切であると認められるとき」に弾力化。

【収容定員に関する規定の弾力化】

①収容定員に関する規定の弾力化（平成3年）

専任教員数及び校舎面積の基準を収容定員に基づき算定する方式に改正。

【教員組織に関する規定の弾力化】

①専任教員数に関する規定の弾力化（平成3年）

専任教員数の基準について、一般教育科目、専門教育科目の区分ごとに教員数を定める方式を改め、各大学の判断にゆだねることとした

②兼任教員数の規定の撤廃（平成3年）

「兼任の教員の合計数は、全教員数の2分の1を超えないものとする」とされていた兼任教員数の制限を撤廃し、各大学の判断により必要な数の兼任教員を置くことができることとした

③主要学科目の担当教員に関する規定の弾力化（平成3年）

教育上主要と認められる学科目（主要学科目）を専任の教授、助教授以外が担当する条件を緩和

④教員組織に関する規定の弾力化（平成13年）

講座制・学科目制以外の独自の教員組織の設計が可能なことを明示

⑤教員組織に関する規定の明確化・弾力化（平成18年）

- ・教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類に応じ、必要な教員を置くこと、組織的な連携体制の確保・教育研究に係る責任の所在が明確になるよう教員組織を編成することを義務付け
- ・講座制及び学科目に関する規定は削除

⑥専任教員数等の規定の明確化（平成18年、令和元年）

- ・学部の種類及び規模、大学全体の収容定員に応じた教員数以上とするとともに、「授業を担当しない教員」は専任教員の数に含まないことを明確化
- ・一定量の教育課程編成に関わる実務家教員の責務努力規定

大綱化以降の大学設置基準等の弾力化・明確化の主な内容②

【教育課程等に関する規定の弾力化】

①授業科目区分に関する規定の撤廃（平成3年）

一般教育科目、専門教育科目等の科目区分を廃止

②単位の計算方法の弾力化（平成3年）

単位の計算方法について、45時間の学修を要する内容をもって構成することを標準とし、教室外何時間、教室内何時間といった固定的な学修時間の計算を弾力化

③一年間の授業時間の弾力化（平成3年）

35週にわたることを規定するにとどめ、具体的な授業日数についての定めを削除

④各授業科目の授業期間の弾力化（平成3、25年）

- ・特別の必要がある場合、10週又は15週より短期間の授業を行うことができることを明示（平成3年）
- ・授業のあり方の多様化推進のため、10週又は15週と異なる授業期間の設定など、弾力的な学事暦の設定を可能としたこと（平成25年）

⑤授業を行う学生数の弾力化（平成3年）

具体的な一律の人数を廃止

⑥授業の方法の弾力化（平成10～15年）

- ・多様なメディアによる授業（遠隔授業）について、卒業要件の単位のうち、30単位を超えない範囲で行えることを明示（平成10年）
- ・単位互換の単位数上限拡大に伴い、遠隔授業により修得できる単位数の上限を30単位→60単位へ倍増（平成11年）
- ・外国において授業（遠隔授業含む）を履修させることができるものとしたこと（平成13年）
- ・遠隔授業について、同時双方向でないものであっても一定の条件下で行うことができることを明示（平成13年）
- ・授業を校舎・附属施設以外の場所で行うことができることとしたこと（平成15年）

⑦自ら開設（平成20年）

必要な授業科目を自ら開設するものとしたこと

⑧大学以外の教育施設等における学修（平成3、11年）

- ・短期大学又は高等専修学校の専攻科等における学修を大学での履修とみなし単位付与を可能としたこと（平成3年）
- ・TOEFL及びTOEICにおける成果に係る学修等について大学が単位認定可能としたこと（平成11年）

⑨既修得単位等の認定（平成3年）

入学前の大学等での既修得単位又は大学以外の教育施設等での学修について、修得とみなす又は単位付与可能としたこと

⑩科目等履修生等（平成3年）

- ・社会人等、当該大学の学生以外の者で授業科目を履修する者に単位付与を可能としたこと（平成3年）
- ・科目等履修生等を相当数受け入れる場合、相当の専任教員並びに校地・校舎の面積を増加（平成20年）
- ・特別の課程履修生への単位付与を可能化（令和元年）

⑪単位互換等による単位認定の拡大（平成11年）

入学前・入学後の大学等における履修及び大学以外の教育施設等の単位認定に関し、外国における大学・短期大学で修得した単位数と合わせて、上限を30単位→60単位へ倍増

⑫単位互換制度の運用に係る基本的な考え方の明示化

（令和元年8月13日付け元文科高第328号 別添4）

⑬長期にわたる教育課程の履修（平成14年）

職業を有しているなどの事情により修業年限を超えた計画的な履修を認めることができることを明示（平成14年）

⑭卒業要件の弾力化（平成3年）

授業科目の区分に応じて修得すべき単位数についての定めを廃止

⑮成績基準等の明示等（平成20年）

シラバス作成、成績評価・修了基準の明示の義務化

⑯教育内容等の改善のための組織的研修等（平成20年）

授業の内容・方法改善のためのF Dの義務化

大綱化以降の大学設置基準等の弾力化・明確化の主な内容③

【教育課程等に関する規定の弾力化（続き）】

- ① 共同教育課程制度の創設（平成21年）
複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用しつつ、共同で教育課程を編成する仕組みを創設
- ② 国際連携学科に関する特例制度の創設等（平成26、29年）
 - ・我が国の大学等が外国の大学等と連携して教育研究を実施するための学科又は専攻を設けることができる仕組みを創設
 - ・入学前の既修得単位の認定について例外規定を新設
- ③ 工学に関する学部の教育課程等に関する特例（平成30年）
工学分野の連続性に配慮した教育課程が編成できる特例を創設
- ④ 学部等連携課程実施基本組織制度の創設（令和元年）
既存の学部・研究科等の教育資源を活用して分野横断的な教育課程を編成することを可能とする制度を創設

【事務組織等に関する規定の明確化】

- ① 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制の明示等（平成23年）
学生が社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための組織間連携、体制整備を義務化
- ② 教育内容等の改善のための組織的研修等（平成20年）
授業の内容・方法改善のためのFDの義務化
- ③ 共同教育課程制度の創設（平成21年）
複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用しつつ、共同で教育課程を編成する仕組みを創設
- ④ 職員の研修機会等の確保（平成29年）
SDの機会の義務化
- ⑤ 教員と事務職員等の連携及び協働、専任職員の設置（平成29年）
教員と職員の適切な役割分担、連携体制の確保等の留意を明示化するとともに、事務組織に専任職委員の設置を義務化

【校地基準等の弾力化】

- ① 校舎基準面積の6倍→3倍に緩和（平成10年）
- ② 「収容定員×10m²」で計算する方式に緩和（平成15年）
- ③ 空地・運動場に関する特区制度の全国化対応（平成25年）

【校舎基準の弾力化】

- ・大学は専用の施設を備えた校舎を有するものとし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは例外とすることができること（平成20年）
- ・支障がない限度において、同一敷地内又は隣接地にある他の学校等との共用部分の面積を基準校舎面積に含めることができること（平成20年）

【校地・校舎の自己所有要件の弾力化】

- ① 大学院専用施設の自己所有要件を弾力化（平成13年）
開設以降10年以上にわたり支障なく使用できる保証がある場合、また、借用に係る経費を適当な形で確保している場合に限り借用のものでも差し支えないこととして取扱いを弾力化
- ② 校地の自己所有要件の弾力化（平成15年）
構造改革特区内において、大学（大学院大学を含む。）の校地について、校地基準面積の2分の1以上の自己所有を求めていたのを、校舎基準面積相当分以上（校舎基準面積が校地基準面積を上回る場合には校地基準面積相当分以上）で足りることとしたこと
- ③ 校舎の自己所有の弾力化（平成15年）
構造改革特区内において、大学（大学院大学を含む。）の校舎について、これまで借用を認めていなかったのを、国又は地方公共団体等からの借用であれば認めることとしたこと
- ④ 校地・校舎の自己所有要件弾力化の全国展開（平成19年）
構造改革特区に限らず、全国の大学（大学院大学を含む。）の校地・校舎について、原則として開設年度以降20年以上の借地保証などがあれば認めることとした。

その他学校教育法等の近年の主な改正内容

平成19年

- 学校教育法等の一部改正（平成19年）
 - ・大学の役割として「社会貢献」を規定
 - ・積極的な情報提供を義務化
 - ・履修証明制度の創設

○学校教育法施行規則の一部改正（平成20年）

- ・入学時期設定の弾力化

平成20年

○我が国の大学の海外校に関する告示（平成20年）

平成21年

○学校教育法施行規則等の一部改正（平成21年）

- ・教育関係共同利用拠点制度の創設

平成22年

○学校教育法施行規則等の一部改正（平成23年）

- ・公表すべき教育情報の具体化・明確化

○学校教育法施行規則等の一部改正（平成22年）

- ・国連大学との教育交流の推進

平成23年

○大学院設置基準の一部改正（平成24年）

- ・博士課程教育の質の向上

平成24年

○専門職大学院設置基準の一部改正（平成26年）

- ・専任教員のダブルカウントに関する特例措置終了後の取扱いについての対応

平成25年

○大学設置基準の一部改正（平成25年）

- ・博士論文の印刷公表について、インターネットの利用による公表の改正

○専門職大学院設置基準の一部改正（平成26年）

- ・教職大学院における専任教員関係の平成30年度までの特例措置

平成26年

○学校教育法及び国立大学法人法の一部改正（平成27年）

- ・副学長の職務内容を校務を分担できるよう見直し
- ・教授会の審議事項を教育研究に関する事項に明確化するとともに、決定権を持つ学長等に対して意見を述べる立場にあることを明確化 等

平成27年

○学校教育法等の一部改正（平成28年）

- ・修業年限2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校等の専攻科を修了した者が大学に編入学できる制度を創設

○学校教育法施行規則の一部改正（平成29年）

- ・三つの方針（卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針）の策定・公表義務化

平成29年

○学校教育法等の一部改正（平成31年）

- ・専門職大学・専門職短期大学の創設

平成31年（令和元年）

○学校教育法施行規則の一部改正（令和元年）

- ・履修証明制度の総時間数を、120時間以上から60時間以上に短縮

○大学入学資格関係告示の一部改正（令和元年）

- ・大学入学資格における年齢要件の一部撤廃、11年制教育課程の追加指定

○学校教育法施行規則等の一部改正（令和元年）

- ・学修証明書の交付などを可能とする仕組みの創設

学校教育法施行規則及び大学設置基準等の一部改正【概要】


1. 学部等連係課程等（1／2）

改正の趣旨

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）において、「大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう『学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム』を新たな類型として設置可能とする」と提言されたことを踏まえ、大学設置基準、大学院設置基準及び短期大学設置基準等の一部を改正し、学部等連係課程を実施する基本組織（以下「学部等連係課程実施基本組織」という。）等を制度上位置づける。

主な改正の内容

- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等の**専任教員は、類似する分野の学部等と同じ数を置くものとし、教育上支障を生じない場合には、当該学部等連携課程と緊密に連携及び協力する学部等の専任教員が兼ねることができるものとする。**
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等の**校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等がそれぞれ基準を満たせば足りるものとする。**
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等に所属する**学生の定員は、連係協力学部等の収容定員の数を合計した数の範囲内**で学則において定めるものとする。
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等が学位の分野等の変更を伴う場合は認可、伴わない場合は届出の対象となるが、当該基本組織が学内資源を活用して設置されることに鑑み、**審査プロセスの簡略化**を図る。

 大学、大学院及び短期大学において、学生のニーズや社会の変化に柔軟かつ機動的に対応した学位プログラムの構築を促進

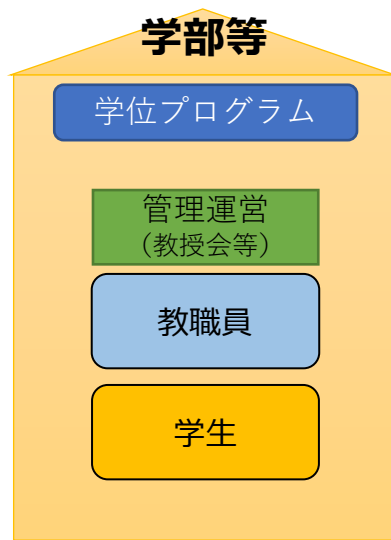
1. 学部等連携課程等 (2 / 2)

改正のイメージ

※学部段階(学部等連携課程)の例

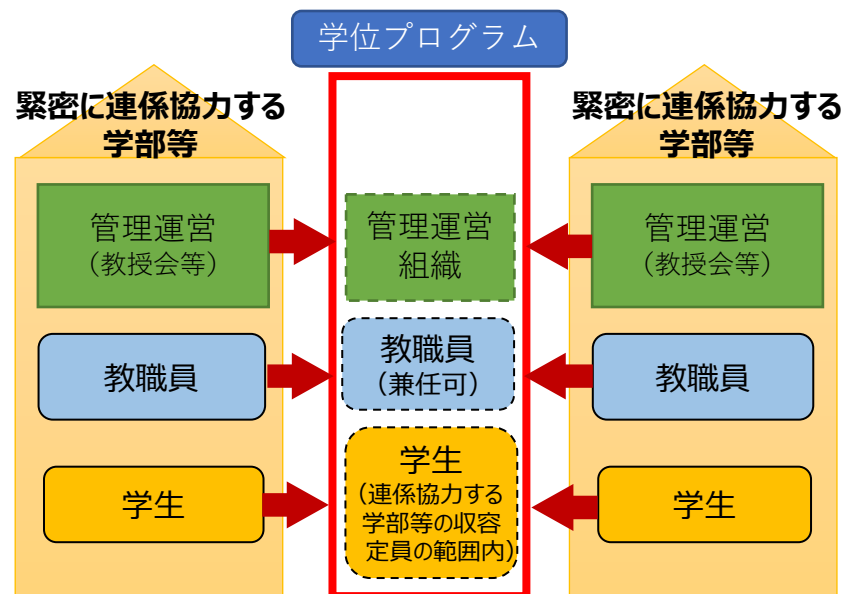
【従来の学位プログラム】

学生の所属する組織 =
教員が所属する組織 =
学位プログラムの一対一の関係



【学部等連携課程】

学内資源を活用して学部横断的な教育を実現



学部等連携課程実施基本組織

学校教育法施行規則及び大学設置基準等の一部改正【概要】

2. 実務家教員の活用促進、履修証明プログラムへの単位付与等

改正の趣旨

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」において多様な学生を受け入れるためのリカレント教育の推進や教員の多様化に向けた実務家の登用の促進等が提言されたことを踏まえ、学校教育法施行規則等の所要の規定を改正する。

主な改正の内容

【実務家教員の参画促進】

- ✓ 専攻分野における概ね5年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員（**実務家教員**）を大学に置く場合であって、**当該教員が1年につき6単位以上の授業科目を担当する場合、当該教員が教育課程の編成に携われるよう大学が努めるべきこと**を規定

大学が社会のニーズを踏まえた教育を幅広く展開させることができるよう、実務経験を有する者の大学教育への参画を促進

【履修証明プログラムへの単位付与】

- ✓ 大学等が開設する履修証明プログラムに係る学修のうち、**大学等が大学教育に相当する水準を有すると認めたものについて単位付与を可能とする**
- ✓ **履修証明プログラムについて大学が公表すべき事項として、当該プログラムの実施体制等を追加**

社会人の多様な学修形態に対応し、履修証明プログラムにおける学修を学位取得に接続させることにより、リカレント教育を促進

【学修証明書の交付】

- ✓ 大学の正規の学位課程において、**体系的に開設された授業科目の単位を修得した学生に対し、その事実を称する学修証明書を交付**することができる旨を規定

社会人の学び直しニーズが多様化するなか、正規の学位課程におけるユニット的・モジュール的な学修に対する社会的評価を向上

3. 施行期日

令和元年8月13日に公布・施行

(設置認可審査等)

設置認可制度の概要

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要(学校教育法第4条第1項第一号)。また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要(同法第95条)。

【設置に認可が必要な組織】

- 大学、大学の学部、大学の学部の学科
- 大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻
- 短期大学、短期大学の学科
- ※大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない(届出で足りる)

【設置認可の流れ】

- ①設置認可の申請(大学新設:前々年度10月末、学部等新設:前々年度3月末)
- ②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会において審査(大学新設:10ヶ月、学部等新設5ヶ月)
- ④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定(8月末頃)

【審査の基準】

文部科学省告示として「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置・学校法人審議会大学設置分科会において審査。

- 学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
- 学生確保の見通し、及び人材需要等社会の要請があること。
- 既設の大学等の入学定員超過率が一定割合未満であること。
- 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。
- 法科大学院の設置でないこと。
- 虚偽申請等の不正行為があつて一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

◆全体の設置計画についての審査

【設置の趣旨・目的】

- ・設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

【教育課程】

- ・当該大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。

【教員組織】

- ・大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が置かれていること。

【名称、施設・設備等】

- ・大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ・大学の組織及び規模に応じ、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室等の専用の施設を備えた校舎を有していること。

◆教員審査

- ・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ・専ら当該大学における教育研究に従事するものと認められること。

設置計画履行状況等調査

大学の設置等の認可や届出の後において、原則として、完成年度までの間、認可時の附帯事項への対応状況、学生の入学状況及び教員の就任状況など設置計画の履行状況等についての調査を行い、その状況に応じて必要な指導・助言を行うことにより、設置計画の確実な履行を担保することを目的とする。調査については大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に設けられた設置計画履行状況等調査委員会において、専門的な見地から実施。

【調査方法】

調査期間
5月～1月頃

書面調査

調査対象校に対して「設置計画履行状況報告書」の提出を求め、認可時の附帯事項への対応状況、学生の入学状況及び教員の就任状況、授業科目の開設状況など設置計画の履行状況等について書面で確認

※必要に応じて実施

実地調査

面接調査

調査結果に応じて、指摘事項を通知、3月に公表

※結果については、認証評価団体等にも同時に通知。

指摘事項（法令違反）

法令違反と認められる事項があり、設置者にその是正を求める事項

指摘事項（是正）

計画が適切に履行されておらず、確実な履行を求める事項があり、設置者にその対応を求める事項

指摘事項（改善）

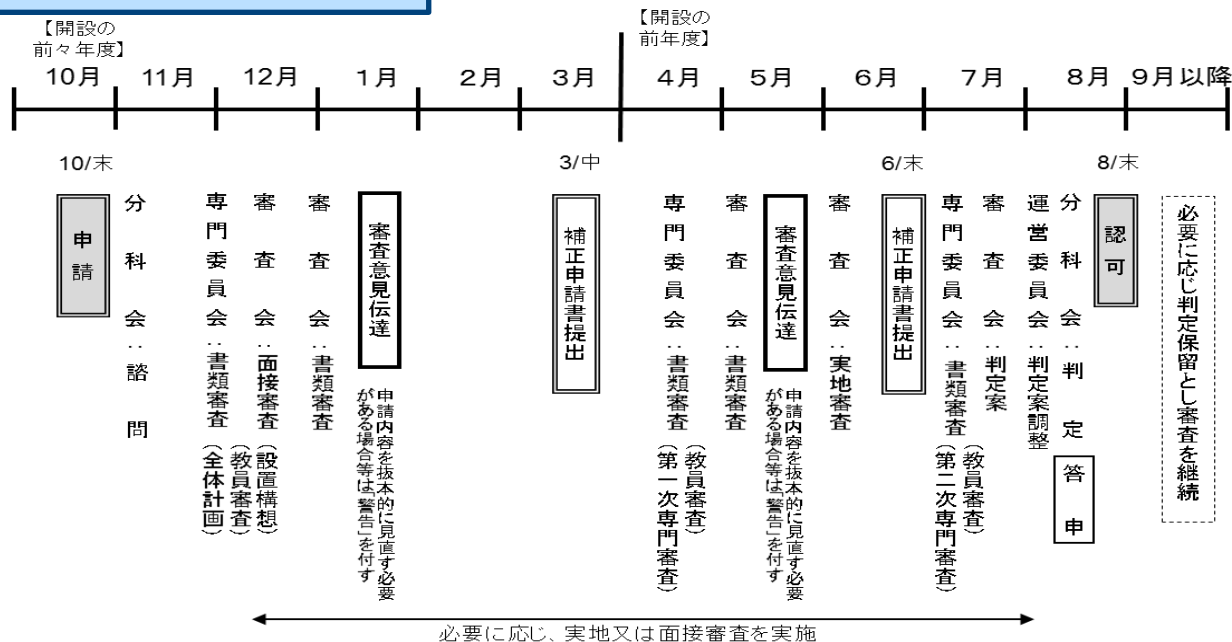
充実や改善が望まれる事項があり、設置者に対して充実等を要望する事項

次年度の「設置計画履行状況報告書」（5月）において、指摘事項に対する対応状況を確認

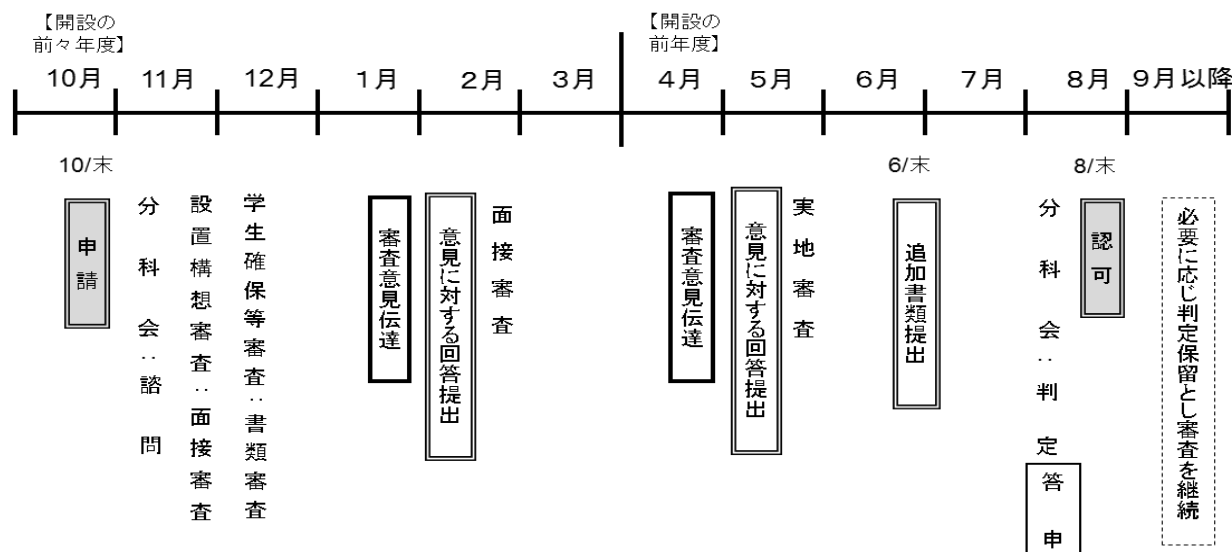
- ・指摘事項（法令違反）を受け、行政指導によっても対応がなされていない場合、設置認可のスキームではなく、学校教育法第15条による対応（①勧告、②変更命令、③廃止命令）を行うことができる。
- ・指摘事項（法令違反）・指摘事項（是正）を受け、正当な理由なく、次年度の調査において対応がなされていないと認められる場合、「設置計画の履行の状況が著しく不適当」と認定し、新たな学部等の設置や収容定員増の認可をしない。

審査スケジュール（大学新設の場合）

設置認可関係(大学設置分科会)

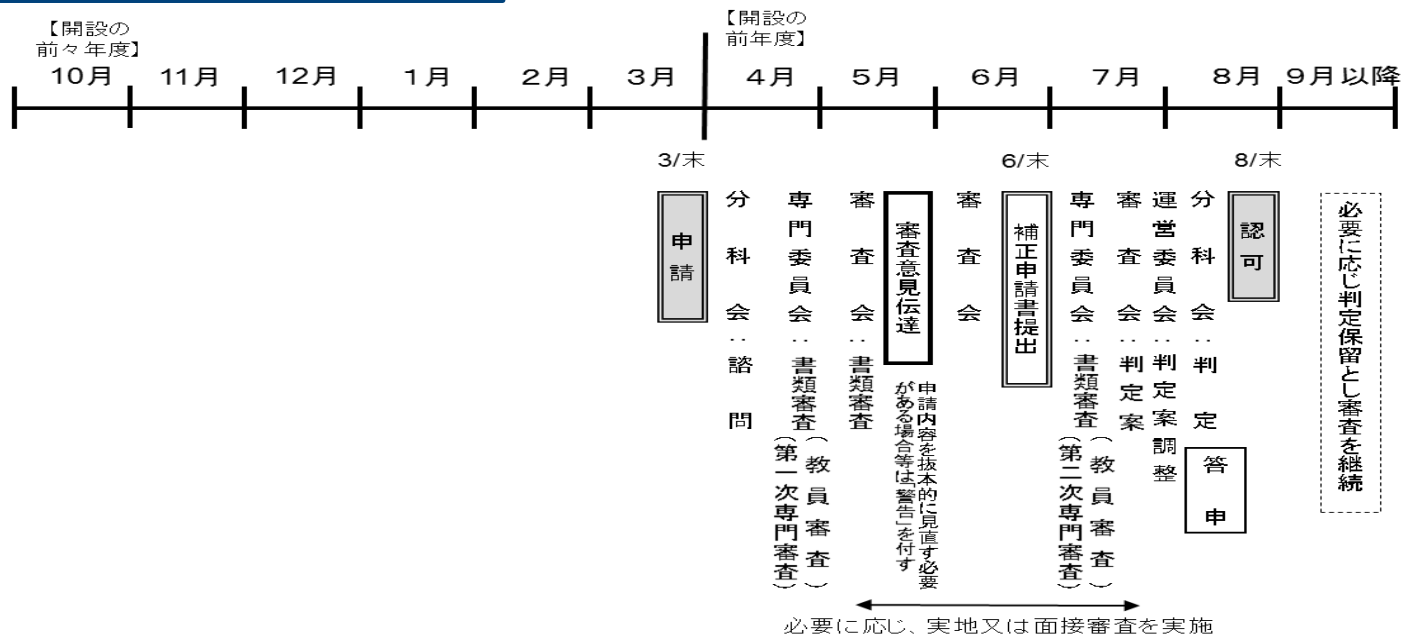


設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)



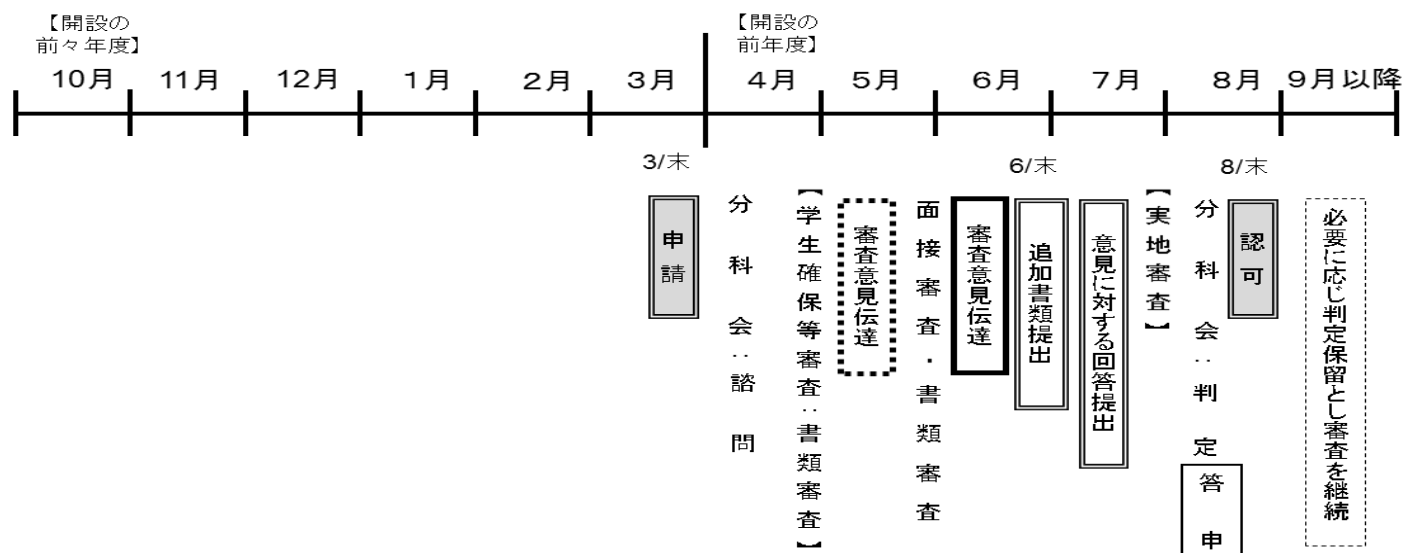
審査スケジュール（学部等新設の場合）

設置認可関係(大学設置分科会)



設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)

※私立大学の 場合のみ



(平成18年度)

- ◆ 告示に位置づけられていた設置計画履行状況等調査を省令上明確化、新たに届出も対象
- ◆ 新設された大学の情報公開を義務化（名称、位置、留意事項等）

(平成21年度)

- ◆ 大学の設置認可の際における情報公開の対象の拡大（基本計画、学則等）

(平成25年度)

- ◆ 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること、及び人材の要請に関する目的その他教育研究上の目的が、人材の需要等社会の要請を踏まえたものであるかを審査の基準として告示上明確化

② 認証評価

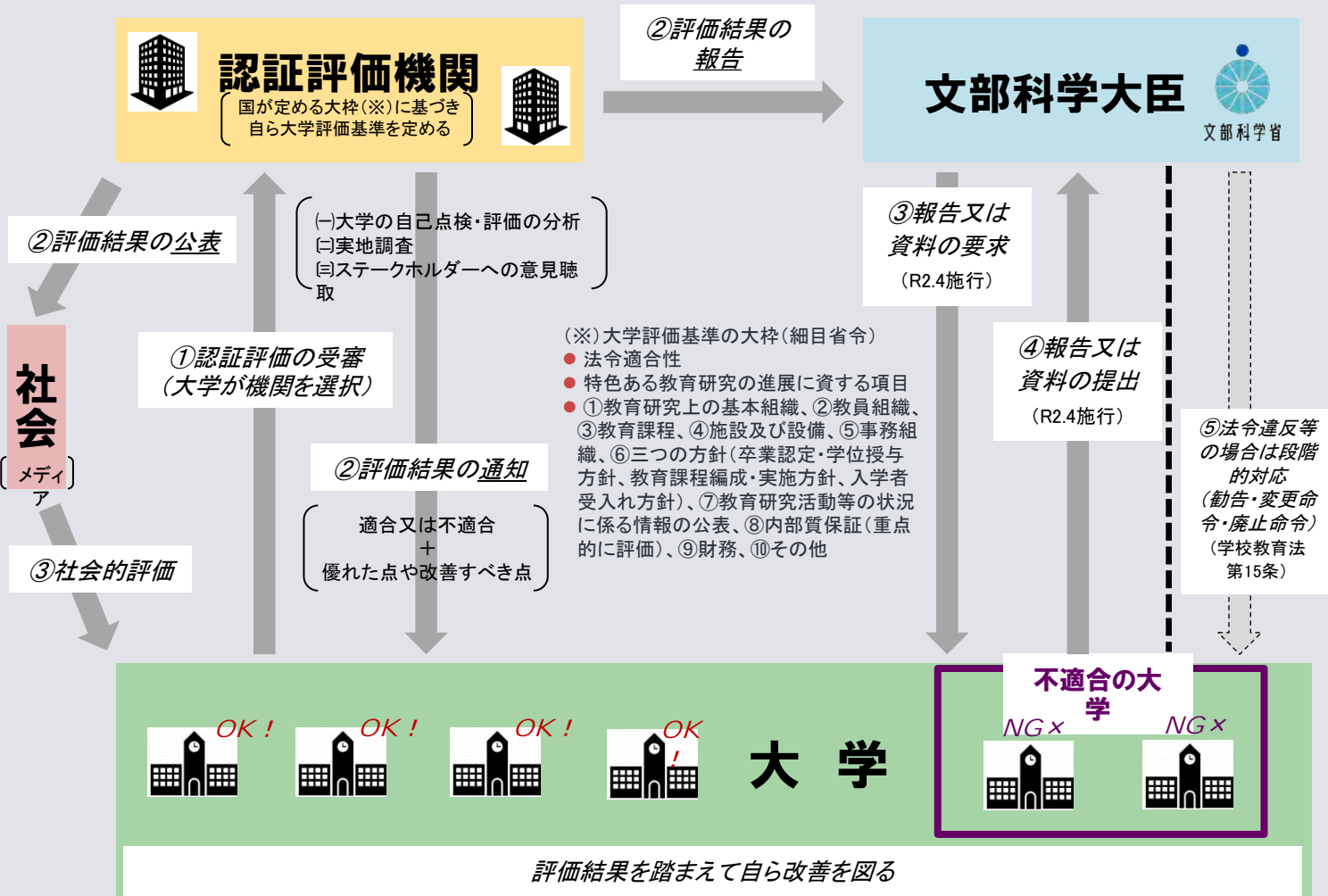
認証評価制度の概要

【学校教育法第109条】

- ①大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務
- ②大学は、大臣認証を受けた第三者機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受ける義務

※大学の自主性・自律性を尊重する観点から国の関与は謙抑的なものとする制度設計（評価機関の認証・取消、大学評価基準の大枠設定が基本）

平成16年度からスタート
現在、機関別認証評価は、
第3サイクル目



評価の種類

- 機関別評価:大学の教育研究・組織運営等の総合的な状況に関する評価(7年以内ごと)
- 分野別評価:専門職大学院等の教育課程・教員組織等に関する評価(5年以内ごと)

近年の主な改善事項

- ～H30.4施行～
- 大学評価基準の大枠を改善(三つの方針、内部質保証を評価対象として追加)
 - 認証評価機関に設置履行状況等調査(AC)との連携及びステークホルダーへの意見聴取を義務づけ
 - 認証評価機関に自己点検・評価・結果公表の義務づけ
- ～R2.4施行～
- 認証評価機関に「適合しているか否か」の認定を義務化
 - 大臣は「不適合」大学に対して報告等を要求
 - 認証評価機関は、「不適合」と認定した大学を追評価する努力義務

認証評価機関の認証の仕組み

認証評価機関
になろうとする者



文部科学大臣



中央教育審議会
大学分科会
(認証評価機関の認証に
関する審査委員会)

基準(学校教育法 第110条)	基準に係る細目(細目省令)		
	機関別	分野別	うち法科大学院
1. 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学評価基準が、学校教育法及び大学設置基準等に適合していること。 ● 大学評価基準において、特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。 ● 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。 ● 評価方法に、自己点検・評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。 ● 認証評価の結果、適合認定を受けられなかった大学その他の認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況(改善が必要とされた事項に限る。)について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学評価基準に次の事項が定められていること。 ①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針、⑦教育研究活動等の状況に係る情報公表、⑧教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み(内部質保証)、⑨財務、⑩その他教育研究活動等に関すること ● 内部質保証について重点的に評価を行うこととしていること。 ● 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。 ● 評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価方法が、連携法第2条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の同法第5条第2項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。 ● 認証評価機関になろうとする者が、連携法第5条第3項に規定する適格認定を受けられなかった法科大学院の教育活動の状況について、当該法科大学院の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。
2. 認証評価の公正かつ適確な実施が整備されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有する者が認証評価の業務に従事していること。 ● 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。 ● 認証評価業務の従事者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。 ● 大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自己・点検及び評価を行い、結果を公表するものこと。 ● 法第109条第2項の認証評価(大学等の評価)の業務及び同条第3項(専門職大学院等の評価)の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。 ● 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあっては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第109条第2項の認証評価(大学等の評価)の業務及び同条第3項(専門職大学院等の評価)の業務を併せて行う場合にあっては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学評価基準に次の事項が定められていること。 ①教員組織、②教育課程(教育課程連携協議会に関することを含む。)、③施設及び設備、④学修成果(進路に関することを含む。)、⑤その他教育研究活動等に関すること。 ● 評価方法に関連職業団体関係者及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取を行うこと。 ● 大学評価基準を変更するに当たっては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学評価基準に次の事項が定められていること。 ①教育活動等の情報提供、②入学者選抜における多様性の確保並びに適性及び能力の適確かつ客観的な評価、③専任教員の適切な配置その他の教員組織、④入学定員の適切な設定及び在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理、⑤教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成、⑥一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定、⑦授業の方法、⑧学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保、⑨授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施、⑩学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定、⑪専門職大学院設置基準第25条第1項に規定する法学既修者の認定、⑫教育上必要な施設及び設備、⑬図書その他の教育上必要な資料の整備、⑭法科大学院の課程を修了した者の進路等の教育活動の成果(司法試験の合格状況を含む。)及び当該成果に係る教育活動の実施状況に関すること。
3. 認証評価結果の公表の前に大学からの意見の申立ての機会を付与していること。			
4. 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有すること。			
5. 認証の取消の日から二年を経過していないこと。			
6. 認証評価の公正かつ適確な実施ができること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育法施行規則第169条第1～8号までに規定する事項(※文部科学大臣への申請書の内容)を公表することとしていること。 ● 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学院等又は専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院等又は専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更事項があった時は、変更に係る事項については把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった法科大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該法科大学院の第1項第1号に掲げる事項(※法科大学院大学評価基準の事項)について重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

認証評価機関の認証に関する審査委員会

※令和3年度時点

1. 所掌事務

学校教育法第112条等の規定に基づき、大学分科会が認証評価機関の認証に係る審査等を行うのに先立ち、**専門的な調査審議**を行う。

2. 審査委員会委員（計6名）

※任期：令和3年6月14日～令和5年3月8日

（臨時委員） 3名

川嶋 太津夫

大阪大学高等教育・入試研究開発センター 特任教授・センター長

小林 雅之

桜美林大学総合研究機構教授

前田 早苗

千葉大学国際教養学部教授

（専門委員） 3名

市川 太一

広島修道大学名誉教授

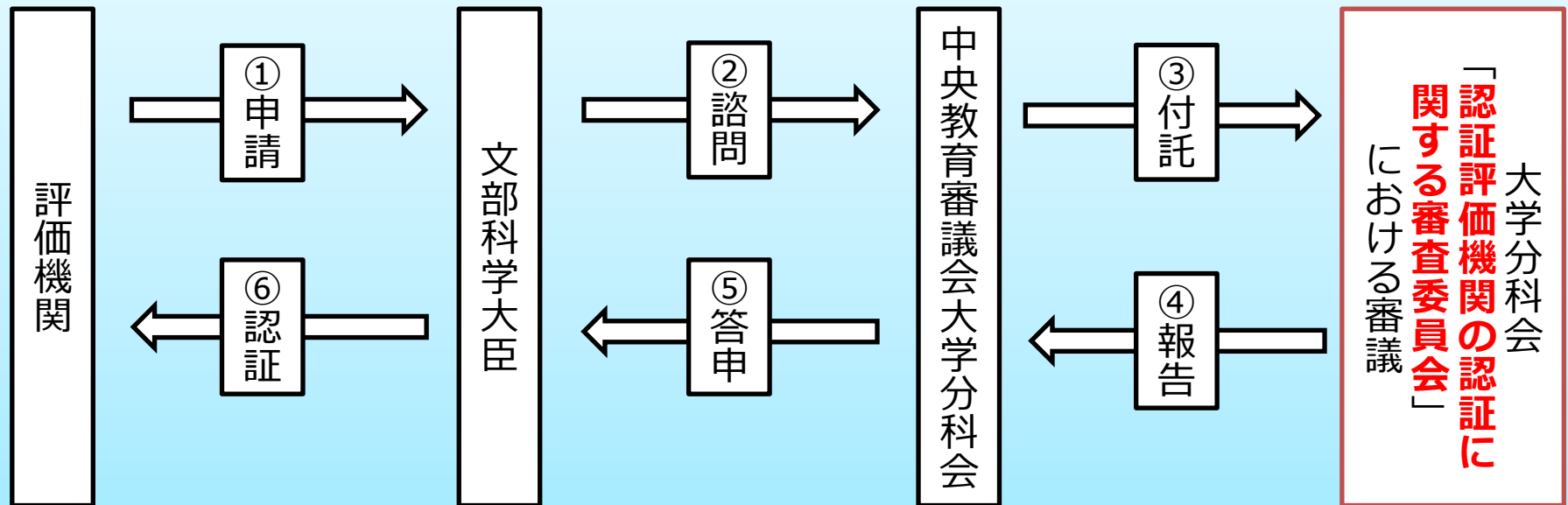
大河原 遼平

TMI総合法律事務所パートナー弁護士

佐野 慶子

佐野公認会計士事務所

3. 認証評価機関の認証に係る審議について



平成15年の質保証に関する制度改革（平成13年～16年）

規制改革の動き

○総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月）

高等教育における自由な競争環境の整備

- ・ 大学・学部の設置規制の準則化（審査基準をあらかじめ法令上明確化）と届出制の導入
- ・ 大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し
- ・ 第三者による継続的な評価制度の導入

中央教育審議会の答申（大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（平成14年8月））

「**国の事前規制である設置認可を弾力化し**、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、**大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備**する。これらにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究活動の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。」

○設置認可の在り方の見直し

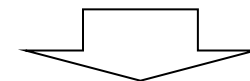
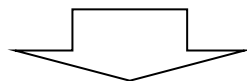
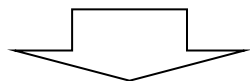
- ・ 設置認可の対象の見直し（届出制の導入）
- ・ 抑制方針の撤廃
（医師、歯科医師等の養成分野は除く）
- ・ 審査基準の見直し
（審査基準をあらかじめ法令上明確化）

○第三者評価制度の導入

- ・ 国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価
- ・ 評価結果を公表

○法令違反状態の大学に対する是正措置

- ・ 段階的な是正措置の導入
（閉鎖命令の前に改善勧告や変更命令等の是正措置を導入）



①設置認可の見直し

（平成15年度審査（平成16年度開設）より適用）

- 届出制度の導入（学校教育法の改正）
- 抑制方針の撤廃（審議会内規の廃止）
- 設置審査の準則化（省令（大学設置基準等）及び告示の改正・制定）

②認証評価制度の導入

（平成16年度より適用）
（学校教育法の改正）

③法令違反状態の大学に対する段階的な是正措置の導入

（平成15年度より適用）
（学校教育法の改正）

認証評価制度の改善①（平成28年～30年）

議論の背景

○ 平成16年に導入した認証評価制度は、2巡目の評価が実施されているところ、以下のような指摘

- ✓ 必ずしも教育研究活動の質的改善が中心となっていない
- ✓ 結果を教育研究活動の改善に活かす仕組みが十分ではない
- ✓ 社会一般における認証評価の認知度が十分ではない



認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)
(平成28年3月18日)

省令改正

(平成28年3月31日公布、平成30年4月1日施行)

※高等専門学校においても、準用。

● 大学評価基準関連

(1) 大学評価基準に共通項目を追加

- ① **三つの方針**(※)に関する事。 ※卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針
- ② **教育研究活動等の改善**を継続的に行う仕組(内部質保証)に関する事。 ← **重点的に認証評価を行うものとする。**

(2) 設置計画履行状況等調査(AC)との連携

認証評価機関は、ACの結果を踏まえた文部科学大臣の是正又は改善に対して大学が講じた措置を把握するものとする。

● 評価の質の向上関連

(1) 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織運営の状況について **自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。**

(2) 認証評価機関は、評価の結果、**改善が必要とされる事項を指摘した大学**の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、**再度評価を行うよう努めるものとする。**

(3) 認証評価機関は、その評価方法に、**高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取**が含まれるものとする。

施行通知

(留意事項として、各大学等及び認証評価機関が以下のような事項に取り組むことを期待)

- ◎ 評価の効率化(内部質保証で優れた取組を実施している大学等に対し、次回評価において評価内容・方法の弾力化に取り組む)
- ◎ 大学教育の質的転換の促進(学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組む)
- ◎ 認証評価と社会との関係強化等(高等学校、地方公共団体、企業、学生等からの意見聴取に取り組む)
- ◎ 各大学等の負担軽減(国立大学法人評価などの他の評価における評価資料及び結果も活用した評価に取り組む) など

その他

- ◎ 大学教育再生戦略推進費において、申請要件として活用(平成27年度から、「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とする)

認証評価制度の改善②(令和元年～)

認証評価は受審が義務化されているにもかかわらず、その結果の取扱いについて制度的な担保が設けられていないため、教育研究の実質的な改善につながりにくい状況となっている。(平成30年9月 中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革ワーキンググループ審議まとめ)

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」

(平成30年11月26日中央教育審議会答申)

<具体的な方策> 教育の質保証システムの確立

- 設置計画履行状況等調査及び認証評価については、教育の実質的な改善を促すために、設置計画履行状況等調査における指摘事項及びその後の改善に向けた対応状況や認証評価の結果を踏まえ文部科学大臣が認めた大学における法令違反について、資源配分への反映や学校教育法第15条に基づく改善勧告、変更命令等の段階的措置を行うことを検討する。
- 加えて、認証評価については、現在法科大学院の認証評価のみが対象となっている大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けた上で、適合していると認められなかった大学については、教育研究活動の状況について文部科学大臣へ報告又は資料提出をすることを求めることとする。
- また、認証評価の結果に応じて、受審期間を一時的に長くしたり、短くしたりすることを検討する。
- 機関別評価と分野別評価の在り方については、受審期間を揃えることによって両者を一体的に行うことができるよう制度的な担保を設け、大学における教育研究の質改善を効率的・効果的に図ることを検討する。
- また、分野別評価については、認証評価制度の持続性や学問体系を重視する観点から、分野については細分化せず、一定の基準に基づき整理することを検討する。その際、日本学術会議の分野別参照基準の活用も検討する。
- さらに、認証評価機関においては、国立大学法人評価等の他評価も活用することや特色ある教育研究活動を積極的に発信すること、内部質保証が機能しているか否かの確認を行うため、今後学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された当該のデータを相対的に活用することなどの取組を進めることを検討する。

学校教育法改正

令和元年5月24日公布、令和2年4月1日施行

- 認証評価機関は、大学等の教育研究等の状況が**大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うもの**とする。(学校教育法第109条第5項)
- 大学等は、適合している旨の認定を受けるよう**大学等における教育研究水準の向上に努める**こととする。(学校教育法第109条第6項)
- 文部科学大臣は、**適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、報告又は資料の提出を求めるもの**とする。(学校教育法第109条第7項)

大学がこれまで同様に自主的・自律的に改善を行うことを前提としつつ、**教育研究活動の改善等を促す制度的な担保を設けることにより、我が国の大学における教育研究活動の質の保証の実効性を一層確保し、さらなる質の向上につなげる**

施行通知

- 評価結果として「保留」の判定は想定されないこと。
- 前回の認証評価における「不適合」となった事項及び改善が必要と指摘された事項等について、改善内容等を確認し、評価結果として明らかにすること。
- 認証評価を行う委員等の選定や辞した後の状況について、適切な運用を行うこと。

上記改正以外の事項については、中央教育審議会大学分科会の下に設置した質保証システム部会において必要な見直しを引き続き検討する。

認証評価制度の改善③(閣議決定)

経済財政運営と改革の基本方針2019 (令和元年6月21日)

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

(2) 主要分野ごとの改革の取組

④ 文教・科学技術

(基本的考え方)

イノベーション創出の中核としての国立大学法人については、指定国立大学が先導して、世界の先進大学並みの独立した、個性的かつ戦略的大学経営を可能とする大胆な改革を可及的速やかに断行する。そのため、より高い教育・研究に向けた自由かつ公正な競争を担保するため、国は国立大学との自律的契約関係を再定義し、真の自律的経営に相応しい法的枠組みの再検討を行う。その際、現行の「国立大学法人評価」、「認証評価」及び「重点支援評価」に関し、廃止を含め抜本的な簡素化を図り、教育・研究の成果について、中長期的努力の成果を含め厳正かつ客観的な評価に転換する。

教育振興基本計画 (平成30年6月15日)

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

IV. 今後の教育政策に関する基本的な方針

5. 教育政策推進のための基盤を整備する

(教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革)

変化への対応や価値の創造等を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方について、設置基準、設置審査、認証評価、情報公開の在り方を含め、総合的かつ抜本的に検討することが必要である。特に認証評価制度においては、評価における社会との関係強化、評価の効率化、国立大学法人評価や設置計画履行状況等調査など、他の質保証制度との連携等についても改善を進める必要がある。その際、評価の国際化の状況にも留意しつつ、検討することが重要である。

認証評価機関一覧（令和3年5月現在）

○機関別認証評価（計 5 機関（実数））

機関名	評価の対象	認証日	評価大学数（※）	うち不適合数（※）
公益財団法人 大学基準協会 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 公益財団法人 日本高等教育評価機構 一般財団法人 大学教育質保証・評価センター 一般財団法人 大学・短期大学基準協会	大学	平成16年 8月31日	728校	12校
		平成17年 1月14日	278校	1校
		平成17年 7月12日	691校	7校
		令和元年 8月21日	7校	0校
		令和2年 3月30日	0校	0校
一般財団法人 大学・短期大学基準協会 公益財団法人 大学基準協会 公益財団法人 日本高等教育評価機構	短期大学	平成17年 1月14日	687校	1校
		平成19年 1月25日	42校	0校
		平成21年 9月4日	19校	0校
独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構	高等専門学校	平成17年 7月12日	149校	0校
合計			2,601校	21校

※ 認証日から令和2年度までの受審校数（延べ数）

認証評価機関一覧 (令和3年5月現在)

○分野別認証評価 (計 13機関 (実数))

機関名	評価の対象分野	認証日	評価大学数 (※)	うち不適合数 (※)
公益財団法人 日弁連法務研究財団 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 公益財団法人 大学基準協会	法科大学院	平成16年 8月31日 平成17年 1月14日 平成19年 2月16日	66校 77校 40校	10校 12校 19校
一般社団法人 ABEST21	経営 (経営管理, 技術経営, ファイナンス, 経営情報)	平成19年10月12日	22校	0校
公益財団法人 大学基準協会	経営 (経営学, 経営管理, 国際経営, 会計, ファイナンス, 技術経営)	平成20年 4月 8日	85校	7校
特定非営利活動法人 国際会計教育協会	会計	平成19年10月12日	21校	2校
一般財団法人 日本助産評価機構	助産	平成20年 4月 8日	3校	0校
公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会	臨床心理	平成21年 9月 4日	13校	0校
公益財団法人 大学基準協会	公共政策	平成22年 3月31日	13校	0校
公益財団法人 日本高等教育評価機構	ファッション・ビジネス	平成22年 3月31日	6校	0校
一般財団法人 教員養成評価機構	教職大学院, 学校教育	平成22年 3月31日	85校	1校
一般社団法人 日本技術者教育認定機構	情報, 創造技術, 組込み技術, 原子力	平成22年 3月31日	11校	0校
公益財団法人 大学基準協会	公衆衛生	平成23年 7月 4日	8校	0校
一般社団法人 ABEST21 公益財団法人 大学基準協会	知的財産	平成23年10月31日 平成24年 3月29日	0校 3校	0校 0校
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	ビューティビジネス	平成24年 7月31日	2校	0校
公益社団法人 日本造園学会	環境・造園	平成24年 7月31日	2校	0校
公益財団法人 大学基準協会	グローバル・コミュニケーション	平成28年 3月29日	1校	0校
一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟	社会福祉	平成29年 2月 2日	1校	0校
公益財団法人 大学基準協会	デジタル・コンテンツ系	平成29年 8月24日	1校	0校
公益財団法人 大学基準協会	グローバル法務	令和元年11月15日	0校	0校
公益財団法人 大学基準協会	広報・情報	令和2年 3月30日	0校	0校
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	教育実践	令和3年 5月10日	0校	0校
合計			460校	51校

※ 認証日から令和2年度までの受審校数 (延べ数)

●目的

我が国の高等教育の質の保証と認証評価の充実に向けた関係者間の意識の醸成を図るとともに、認証評価機関間の連携及び情報の共有を促進する

●参加機関（14機関）

大学基準協会、大学改革支援・学位授与機構、日本高等教育評価機構、大学・短期大学基準協会、大学教育質保証・評価センター、日弁連法務研究財団、国際会計教育協会、日本助産評価機構、日本臨床心理士資格認定協会、教員養成評価機構、日本技術者教育認定機構、専門職高等教育質保証機構、日本造園学会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟

●これまでの取組 ※括弧内は実施年

（1）評価結果や大学情報、認証評価制度等の積極的な発信

- ・評価結果や大学教育の改善事例等の共同記者発表

(H24)

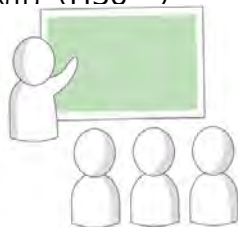
- ・本連絡協議会ウェブサイトを立て上げて評価結果一覧等を掲載し、英語版も作成（H27～、英語版H29～）
- ・高等学校関係者説明会での説明（H26～H27）
- ・リーフレット作成、高等学校関係機関に周知（H28）

（2）大学ポートレート活用の検討

- ・大学ポートレート運営会議へ「大学ポートレートの充実についての要望書」を提出（H28）
- ・認証評価に活用する基礎データの共通様式化（H30～）

（3）認証評価機関の職員育成

- ・職員の能力向上のための研修プログラムの実施（H23～）



●課題

（1）評価者の資質の向上

- ・大学等及び評価機関の評価人材育成のための研修の充実
- ・認証評価制度の一層の周知

（2）評価結果の活用と大学等が積極的に認証評価に参加する方策

- ・認証評価機関と大学等の継続的な関係の構築
- ・学内のIR機能の充実
- ・認証評価に積極的に取り組む大学等の評価

（3）評価活動の新たな方向性の検討等

- ・評価に関する諸外国の動向等、各種研究とその成果の共有
- ・評価方法等に関する諸課題の改善方策の検討、研究
- ・社会的状況を踏まえた新たな評価のあり方を検討
- ・国内外への情報発信のあり方を検討



評価結果と再評価(※1)の実施状況(平成16年度～令和2年度)

(機関別認証評価(大学、短期大学及び高等専門学校)の評価実施数)

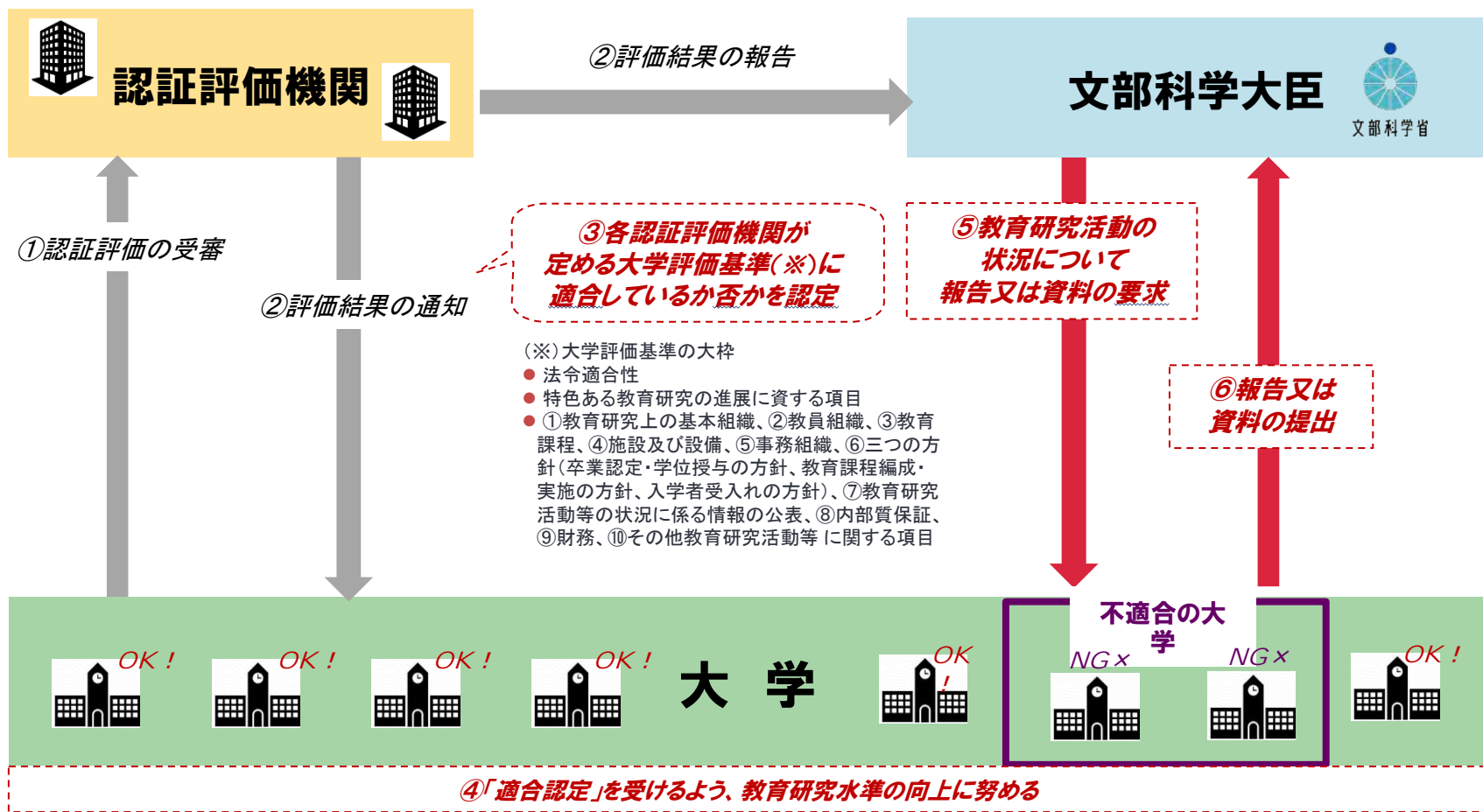
	結果の種類	評価結果(※5)	再評価後(※6)
公益財団法人 大学基準協会	適合	727	754
	保留・期限付適合(※2)	30	1
	不適合	12	14
独立行政法人 大学改革支援・ 学位授与機構	大学評価基準を満たしている	439	439
	大学評価基準を満たしていない	1	1
公益財団法人 日本高等教育評価機構	適合	669	698
	保留(※3)	34	2
	不適合	7	11
一般財団法人 大学・短期大学基準協会	適格	667	682
	保留・条件付適格(※4)	18	2
	不適格	1	1

- (※1) 令和元年度までは、判定が保留となった大学に対して、再評価の機会を設けていた。令和元年度の学校教育法の一部改正により、「認証評価機関は、当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととする」とし、「保留」判定は想定されないこと旨を通知。
- (※2) 第1期及び第3期では、「大学基準」に適合しているか否かの判定を保留し、3年以内に「再評価」の受審を課し、適合・不適合を最終的に判定。第2期では、「大学基準」に適合していることを期限付で認定し、3年以内に「再評価」の受審を課し、適合・不適合を最終的に判定。
- (※3) 「大学評価基準」に適合しているか否かの判定を保留し、原則1年以内に「再評価」の申請を課し、適合・不適合を最終的に判定。
(平成23年度評価分までは、原則3年以内)
- (※4) 第3期では、「短期大学評価基準」に適合しているか否かの判定を保留し、指定する期日までに「再評価」の受審を課し、適格、不適格を最終的に判定。第1期では、「短期大学評価基準」の一部を満たしていないが、改善意思及び改善計画を確認した場合保留し、1年以内に再評価を受け、適格、不適格とならない場合は、さらにその2年後に再評価を行う。第2期では、適格、不適格の判定に至らない場合は保留とし、指定する期間内に再評価を行い、適格、不適格とならない場合は、さらにその後にも再評価を行う。また、「短期大学評価基準」の一部を満たしていないが、教育に重大な支障を及ぼすおそれのない場合は条件を付した上で適格とし、指定した期日までに改善報告書の提出を求め、適格・不適格の判定を行う。
- (※5) 評価結果が出た後の再調査により、評価結果の取消しや変更がされた後の数。
- (※6) 再評価後の保留等の欄には未受審も含む。
「再評価」の他に、「不適合」に対する「追評価」の機会を設けている(2年以内。令和元年度までは大学基準協会及び大学改革支援・学位授与機構のみ。令和2年度以降は全認証機関。「追評価」を受けるかは大学等の任意。)が、令和元年度まで実績はない。

認証評価の結果を踏まえた対応①

● 適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、文部科学大臣が報告又は資料の提出を要求する。【学校教育法第109条第7項】

● 適合している旨の認定を受けることができなかった大学からの報告等の結果、当該大学が法令に違反していると文部科学大臣が認めるときは、学校教育法第15条の規定により、改善勧告や変更命令等の措置を講ずる。



認証評価の結果を踏まえた対応②

【認証評価結果を踏まえた対応の現状】

● 大学教育再生戦略推進費における「申請資格」

⇒ 平成27年度から、「不適合」の判定を受けていないことを各事業共通の申請資格としている。

参考:「認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)」(平成28年3月18日)より抜粋

大学の優れた取組を重点的に支援する補助金(「大学教育再生戦略推進費」等)について、優れた取組を行う大学の基礎的要件として必要な大学の教育研究活動の質が担保されているべきであることから、認証評価において「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とするなどの活用について、今後検討していくことが期待される。

● 国立大学法人の中期目標期間における業務の実績に関する評価

⇒ 国立大学法人評価委員会が、国立大学法人に係る教育研究評価を(独)大学改革支援・学位授与機構に要請するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて実施するよう要請することとされている。【国立大学法人法第31条の3第2項】

● 公立大学法人に関する地方独立行政法人評価

⇒ 中期目標期間終了時評価等において、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとされている。【地方独立行政法人法第79条】

● 学校法人の事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成

⇒ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業計画及び中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならないとされている。【私立学校法第45条の2第3項】

(参考)

認証評価は大学の教育研究水準の向上に資するよう、複数の認証評価機関が自ら定める大学評価基準に従ってそれぞれ実施するものであるため、基盤的経費への配分に関しては直ちにその結果を活用する仕組みとすることは難しい。

参考:平成31年4月3日 衆・文部科学委員会議事録より(政府参考人答弁抜粋)

認証評価につきましては、その結果について行政処分又は直接的な資源配分に結びつける仕組みとはなっていない。それは、認証評価というのは、文部科学省令に規定している大枠を踏まえた上で各認証評価機関が独自に定める評価基準で行っておりますので、その認証評価の結果を国立大学運営費交付金や私学助成の配分に直接活用することは困難であるということでございます。

(参考) 認証評価の位置付けについて

<参考①>

平成14年11月1日 衆・文部科学委員会議事録より(国務大臣答弁の一部を抜粋)

認証評価といいますのは、大学の自己改善を促すということによってその大学の教育研究水準の向上を図るものでございます。その機関が行います評価結果を大学に通知するとともに社会にも公表するというものでございますが、そういう目的でございますので、資源配分自体を目的とはしておりません。

(中略)

大学というものがこれから21世紀の知の部分担っていくということにおいて非常に大事な機関でございますので、それはもともと自己改革をしていく必要がある。そのときに、評価の成果というものを受け取りながらさらに改革を進めていただくということは非常に大事なわけでございます。それが、直接には資源配分にはつながらないということでございます。

<参考②>

平成31年4月3日 衆・文部科学委員会議事録より(政府参考人答弁の一部を抜粋)

認証評価につきましては、その結果について行政処分又は直接的な資源配分に結びつける仕組みとはなっていない。それは、認証評価というのは、文部科学省令に規定している大枠を踏まえた上で各認証評価機関が独自に定める評価基準で行っておりますので、その認証評価の結果を国立大学運営費交付金や私学助成の配分に直接活用することは困難であるということでございます。

一方、昨年の中教審答申におきましては、その認証評価結果を踏まえ文部科学大臣が法令違反を認めたとき、そういう法令違反の場合には、一定の資源配分への影響、反映ということも検討することが指摘されておりますが、その詳細については、今後設置する予定の、質保証システムに関する部会というのを今後中教審にも設置しますので、そこはそこでしっかりと検討していきたいと考えています。

<参考③>

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成31年4月10日衆議院文部科学委員会)

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(令和元年5月16日参議院文部科学委員会)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

(中略)

三 認証評価における、大学評価基準への適合が認定されなかった大学に対する文部科学大臣からの資料提出要求については、当該大学の学問の自由、大学の自治への干渉とならないよう十分に留意すること。

(参考)(独)大学改革支援・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価における国立大学法人評価の活用について

- 令和3年度以降に(独)大学改革支援・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価においては、国立大学法人評価における学部・研究科等ごとの教育に係る現況分析の判定結果を含む分析内容をもって、大学は領域6の各基準の自己評価に代えることができる。(「大学機関別認証評価における第三者による評価結果の活用に関する要領(平成31年2月12日機構長裁定)において規定。)

【国立大学法人評価】教育に係る現況分析の分析項目及び記載項目(一部抜粋) 【大学機関別認証評価】(独)大学改革支援・学位授与機構の大学評価基準

分析項目	記載項目		
I 教育活動の状況	必須記載項目	1 学位授与方針	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準 領域2 内部質保証に関する基準 領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準 領域5 学生の受入に関する基準 領域6 教育課程と学習成果に関する基準 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること
		2 教育課程方針	
		3 教育課程の編成、授業科目の内容	
		4 授業形態、学習指導法	
		5 履修指導、支援	
		6 成績評価	
		7 卒業(修了)判定	
		8 学生の受入	
II 教育成果の状況	必須記載項目	1 卒業(修了)率、資格取得等	
		2 就職、進学	

評価結果の活用

【参考】大学機関別認証評価における第三者による評価結果の活用に関する要領(平成31年2月12日機構長裁定)(抄)

第3条 その評価の結果を活用できる第三者は、次の各号のいずれかに該当する機関とする。

- 一 学校教育法第110条第2項に基づき文部科学大臣が認証した評価機関
- 二 国際的な認証を取得又は国際的な相互承認の協定等に加盟している評価機関
- 三 設立後一定期間が経過し、当該分野における主要な評価機関である又は法令等に基づき大学の教育研究活動を含む評価を行っている等の理由により大学機関別認証評価委員会(以下「委員会」という)が認めた機関

国立大学法人評価における認証評価の結果等の活用状況

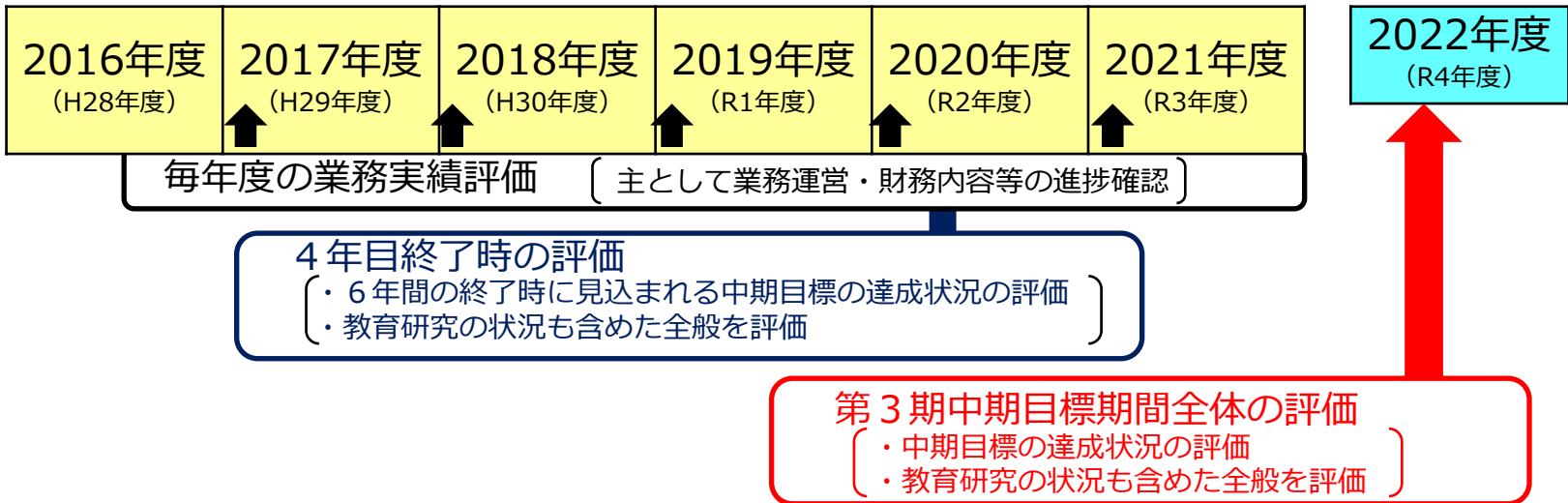
- 平成22年 7月 文部科学省「国立大学法人化後の現状と課題について(中間まとめ)」を公表
⇒「国立大学法人評価について、第1期中期目標期間における実施状況を踏まえ、評価方法、対象、必要書類等の見直しを行う。その際、評価に係る事務負担の軽減に配慮する」
- 平成23年10月 国立大学法人評価委員会「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」を決定
⇒「各法人が自己点検・評価や認証評価のために整えた根拠資料・データ等を、国立大学法人評価にも活用するなど、評価作業の合理化のための工夫をする」
- 平成24年 6月 大学評価・学位授与機構において、国立大学法人等の第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項」を決定
- 平成25年 6月 大学評価・学位授与機構において、「実績報告書作成要領(※)」を決定
⇒認証評価機関による評価結果、提出資料・データ等も、法人評価に係る根拠資料・データ等として活用可能な旨を明示
- 令和 2年 4月 国立大学法人法の一部改正
⇒国立大学法人評価委員会は、(独)大学改革支援・学位授与機構に認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うよう要請する旨を明示(第31条の3第2項)

(※)参考 「実績報告書作成要領」(抜粋)
【根拠となる資料・データの示し方】

大学ポートレート(仮称)に登録されているデータや、それらを機構が分析したデータ、または認証評価の評価結果等を、根拠となる資料・データとしてそのまま活用する場合には、当該箇所を注記すれば、そのコピー等を添付する必要はありません。

国立大学法人評価の種類・サイクル

第3期中期目標期間



- ◆ 国立大学法人法第31条の2及び第31条の3に基づき、「国立大学法人評価委員会」が、国立大学法人等の教育研究や業務運営等の実績について、毎事業年度（業務運営・財務内容等のみ）、4年目終了時及び中期目標期間終了時ごとに評価を実施している。
- ◆ 令和4年度は、第3期中期目標期間（平成28年度～令和3年度）全体の評価を実施する時期に当たり、国立大学法人等の業務の実績のうち教育研究の状況についての評価を、国立大学法人評価委員会の要請を受けて、（独）大学改革支援・学位授与機構が実施する。

諸外国の高等教育における主な機関別評価等について①

※令和3年8月現在

	英国（イングランド）	アメリカ合衆国
質保証機関	英国高等教育質保証機構(QAA)[1997～]	連邦教育省が認定した機関または高等教育アクレディテーション協議会(CHEA)が認定した機関
主な機関別評価	質・基準レビュー(2018～) ※ 質・基準レビューは、学生局(OfS)が管理する高等教育機関登録制度の一部として実施されている。	アクレディテーション(1905～) ※ 国として統一した大学評価制度はなく、国・州から独立した評価機関によるアクレディテーションが行われている。アクレディテーションは各評価機関の会員資格審査としての性格を有する。
評価サイクル	設定なし。登録後は、学生局が常時モニタリングを行い、問題が見つかった機関に対してレビューを随時実施。	評価機関により異なる。 ※ 地域別アクレディテーションでは7～10年。
評価結果の表し方	適合／不適合 ※ 英国の高等教育の基準と質に関する原則である「クオリティ・コード」に適合しているか確認。 ※ この結果を踏まえて、学生局が登録可否を判定。	評価機関により異なる(それぞれ数種類の評価結果を設定)。 (例) 中部高等教育委員会(MSCHE)：適格認定7種類(認定、条件付認定、再審査、認定保留、警告、猶予付認定、認定理由提示命令)と不認定の計8種類
評価後のフォローアップ等	学生局は各登録機関のリスクのモニタリングを常時行うとともに、毎年少数の登録機関を無作為抽出してサンプル調査を実施。問題が見つかった場合、質・基準レビューを随時実施。	評価機関や評価結果により異なる。 ※ 7～10年の長期認定の場合、中間報告書の提出が義務となる場合と、報告書提出や訪問調査が任意で課される場合に分かれる。条件付認定、保留、警告等の場合は、追加の報告書提出や訪問調査が課される。
評価結果の活用	学生局の高等教育機関登録の登録要件の一つ。登録機関は、教育・研究等の公的資金の交付対象となるほか、学生支援金の受給、Tier 4学生ビザによる留学生の受入れ、学位授与権及び大学名称使用権の取得申請が可能。	<ul style="list-style-type: none"> • 連邦政府奨学金の受給資格を付与。 • 各州による設置認可において、評価機関による適格認定を必要とする場合がある。

出典：大学改革支援・学位授与機構「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要」等

諸外国の高等教育における主な機関別評価等について②

※令和3年8月現在

	ドイツ	フランス	オランダ	オーストラリア
質保証機関	欧州高等教育質保証登録簿 (EQAR)に登録された質保証機関の中からドイツアクレディテーション協議会 (GAC)[1999～]が認定した機関	研究・高等教育評価高等審議会(HCÉRES)[2014～]	オランダ・フランダースアクレディテーション機構(NVAO)[2003～]	オーストラリア高等教育質・基準機構(TEQSA)[2011～]
主な機関別評価	システム・アクレディテーション(2008～) ※ 上記に加えプログラム・アクレディテーション(2000～)及び代替アクレディテーション(2019～)があり、3種類のいずれかを選択し受審することが義務。 ※ 代替アクレディテーションは、高等教育機関が策定した評価手法をGACと当該機関が置かれる州政府の承認を得た上で行う評価。	機関別評価(2007～) ※ 前身の研究・高等教育評価機構(AERES)の活動をHCÉRESが継承。 ※ 上記に加え、学術共同体評価(2016年～)、研究評価、教育課程・博士学院評価が実施される。	機関別オーディット(2011～) ※ 受審は任意。上記に加え受審義務のあるプログラム評価(2003～)がある。プログラム評価は基準数の異なる2種類が用意されている。	機関再登録(2012～) ※ 登録(いわゆる設置認可)された高等教育機関が登録期間延長のために受審する評価のこと。 ※ 上記に加えコース別のアクレディテーション制度がある。
評価サイクル	8年	5年	6年	7年(上限)
評価結果の表し方	3段階(適格認定/条件付認定/不認定)	記述式で表される。	3段階(適格/条件付適格/不適格)	3段階(登録/条件付登録/登録不可)
評価後のフォローアップ等	適格認定の期間が半分経過した時点で、中間評価を実施。	—	評価結果に応じて以後受審するプログラム評価の適用基準が異なる。例えば、適格の場合は基準数が少ない方のプログラム評価を受審。	登録された高等教育機関に対してリスクアセスメントを毎年実施。リスクの程度により、次回の機関再登録受審時の提出資料の範囲・量や適用基準の範囲が変動する。
評価結果の活用	— ※ 州レベルの地域評価団体等による外部評価では、評価結果は州における高等教育機関への財源配分の際に考慮される。	—	— ※ プログラム評価の場合は政府認定のプログラム登録簿(CROHO)に登録され、学位授与権及びの付与、政府奨学金等の受給資格を付与。	登録された機関は、高等教育機関の全国登録簿に登載。オーストラリアでの高等教育の提供が引き続き可能となる。

出典：大学改革支援・学位授与機構「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要」等

諸外国の高等教育における主な機関別評価等について③

※令和3年8月現在

	韓国	中国	香港
質保証機関	韓国大学教育協議会(KCUE)[1982～]	教育部高等教育教学評価センター(HEEC) [2004～]	質素保証局(QAC)[2007～]
主な機関別評価	大学機関別評価認証(2011～) ※ 受審は任意。(法律上は、教育部長官から認定された機関は、学校の要請に応じて評価・認証することができると規定されている。KCUEは「認定された機関」の一つ。実際には多くの大学が受審。)	機関別評価(2007～) ①合格評価(2011～) ②審査評価(2014～) ※ 機関別評価には2種類あり、①は新設の大学学部レベル教育を行う機関が対象。②は①を含む機関別評価で合格歴のある機関が対象。 ※ 大学院レベルについては、國務院学位委員会又は省政府レベルの学位委員会が行う博士・修士の学位授与権を持つ学科を対象とした評価がある。	機関別オーディット(2008～) ※ 大学教育資助委員会(UGC)より公的資金を受ける高等教育機関8校が対象。 ※ 私立等の他の機関は香港学術及職業資歴評審局(HKCAAVQ)によるプログラム評価等を受審。
評価サイクル	5年	①第3期生卒業後に受審 ※合格すると次は5年以上経過後に②を受審。 ②5年	5年
評価結果の表し方	4段階(認証/条件付き認証/認証保留/不認証)	①3段階(合格/合格保留/不合格) ②等級無し(記述式で表される)	オーディット報告書に記述式で表されるとともに、「大学への対応の提言」と「優れた点」が付される場合もある。
評価後のフォローアップ等	評価結果に応じて異なる。「認証」の場合は結果公表の2年後にモニタリングを受ける。「条件付き認証」または「保留」の場合は2年以内に追評価を受ける。「不認証」の場合は2年後に評価の再申請が可能。	①「合格保留」の場合は2年間の改善期間を経て再評価。「不合格」の場合は3年間の改善期間を経て再評価 ② 受審機関は、評価結果通知後30日以内に改善計画を教育部等に提出。2年以内に改善報告書を提出。	オーディット報告書の公表後3か月以内に、大学は当該報告書に基づくアクションプランをQACに提出。また、同報告書の公表後1年半以内に、大学はアクションプランの進捗報告書をQACに提出し、QACは進捗状況に対する評価を実施。
評価結果の活用	法律上、政府が大学を行政的又は財政的に支援する場合に大学機関別評価認証の結果を活用できると規定。	①「合格保留」、「不合格」の場合は改善期間中の募集定員の制限・削減の措置。再評価の結果「不合格」の場合は法律に基づき相応の処罰が下される。 ② 資源配分、学科や専攻の設置、募集定員等、様々な面で評価結果が考慮される。	—

出典：大学改革支援・学位授与機構「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要」等